

令和8年第2回志布志市議会定例会会議録 目 次

第1号（6月12日）	頁
1. 議事日程	16
2. 出席議員氏名	18
3. 欠席議員氏名	18
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	18
5. 議会事務局職員出席者	18
6. 開 会・開 議	19
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	19
8. 日程第2 会期の決定	19
9. 日程第3 報告	19
10. 日程第4 報告第2号 専決処分の報告について （損害賠償の額を定め、和解することについて）	20
11. 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について （損害賠償の額を定め、和解することについて）	21
12. 日程第6 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について	21
13. 日程第7 報告第5号 農業集落排水事業会計予算繰越計算書について	23
14. 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）	23
15. 日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につ いて）	25
16. 日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について）	26
17. 日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて （令和7年度志布志市一般会計補正予算（第15号））	28
18. 日程第12 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて （令和8年度志布志市一般会計補正予算（第1号））	30
19. 日程第13 施政方針	32
20. 日程第14 議案第35号 志布志市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定につ いて	47
21. 日程第15 議案第36号 志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定につ いて	47

22. 日程第16	議案第37号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	49
23. 日程第17	議案第38号	志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	49
24. 日程第18	議案第39号	志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	50
25. 日程第19	議案第40号	権利の放棄について	51
26. 日程第20	議案第41号	財産の取得について	51
27. 日程第21	議案第42号	財産の取得について	51
28. 日程第22	議案第43号	財産の取得について	51
29. 日程第23	議案第44号	財産の取得について	52
30. 日程第24	議案第50号	財産の取得について	52
31. 日程第25	議案第45号	令和8年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	54
32. 日程第26	議案第46号	令和8年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1 号）	57
33. 日程第27	議案第47号	令和8年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	58
34. 日程第28	議案第48号	令和8年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	59
35. 日程第29	議案第49号	令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1号）	60
36. 日程第30	同意第4号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	61
37. 散 会			62

第2号（6月15日）

1. 議事日程	63
2. 出席議員氏名	64
3. 欠席議員氏名	64
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	64
5. 議会事務局職員出席者	64
6. 開 議	65
7. 日程第1 一般質問	65
小辻 一海	65
野村 広志	79
青山 浩二	89
年見 明浩	108
8. 延 会	113

第3号（6月16日）

1. 議事日程	114
2. 出席議員氏名	115
3. 欠席議員氏名	115
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	115
5. 議会事務局職員出席者	115
6. 開 議	116
7. 日程第1 一般質問	116
平野 栄作	116
栢山 晋司	125
川崎 桃子	136
小園 義行	149
8. 日程第2 議案第51号 令和8年度志布志市一般会計補正予算（第3号）	165
9. 日程第3 議案第52号 令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）	165
10. 散 会	166

第4号（6月17日）

1. 議事日程	167
2. 出席議員氏名	168
3. 欠席議員氏名	168
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	168
5. 議会事務局職員出席者	168
6. 開 議	169
7. 日程第1 事件の訂正について	169
8. 散 会	170

第5号（6月26日）

1. 議事日程	171
2. 出席議員氏名	172
3. 欠席議員氏名	172
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	172
5. 議会事務局職員出席者	172
6. 開 議	173
7. 日程第1 議案第37号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	173

8. 日程第2	議案第39号	志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	174
9. 日程第3	議案第40号	権利の放棄について	175
10. 日程第4	議案第45号	令和8年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	176
11. 日程第5	議案第51号	令和8年度志布志市一般会計補正予算（第3号）	179
12. 日程第6	議案第52号	令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第 2号）	180
13. 日程第7	陳情第1号	市道馬庭線の舗装整備を求める陳情書	181
14. 日程第8	議員派遣の決定		182
15. 日程第9	閉会中の継続調査申出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長）		182
16. 閉会			183

令和8年第2回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
6月12日	金	本会議	開会・議案上程
13日	土	休 会	
14日	日	休 会	
15日	月	本会議	一般質問
16日	火	本会議	一般質問・議案上程
17日	水	委員会 本会議	予算常任委員会（現地調査）・常任委員会 本会議
18日	木	委員会	予算常任委員会
19日	金	休 会	
20日	土	休 会	
21日	日	休 会	
22日	月	休 会	
23日	火	休 会	
24日	水	休 会	
25日	木	休 会	
26日	金	委員会 本会議	常任委員会 最終本会議（委員長報告・討論・採決・閉会）

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第2号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて)
報告第3号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて)
報告第4号	繰越明許費繰越計算書について
報告第5号	農業集落排水事業会計予算繰越計算書について
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度志布志市一般会計補正予算(第15号))
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて (令和8年度志布志市一般会計補正予算(第1号))
施政方針	
議案第35号	志布志市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第36号	志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
議案第37号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第38号	志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第39号	志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第40号	権利の放棄について
議案第41号	財産の取得について
議案第42号	財産の取得について
議案第43号	財産の取得について
議案第44号	財産の取得について
議案第50号	財産の取得について
議案第45号	令和8年度志布志市一般会計補正予算(第2号)
議案第46号	令和8年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第47号	令和8年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第48号	令和8年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)

議案第49号 令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

同意第4号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議案第51号 令和8年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

議案第52号 令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

陳情第1号 市道馬庭線の舗装整備を求める陳情書

議員派遣の決定

閉会中の継続調査申出について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 小 辻 一 海	1 有害鳥獣被害の状況と対策について	(1) 過去5年間の農作物の被害状況及び有害鳥獣の駆除の実績について問う。 (2) 有害鳥獣対策と支援の取組について問う。 (3) 各地域の猟友会の年齢構成等状況について問う。 (4) 有害鳥獣被害減少と産業創出につなげるため、ジビエの普及促進の取組について問う。	市 長 市 長 市 長 市 長
2 野 村 広 志	1 地域別振興策について	(1) 人口推移や産業構造、公共投資の在り方など、各地域を取り巻く状況にはそれぞれ違いがあり、地域ごとに抱える課題や将来への不安も多様化していると感じる。そのような中、今後、地域ごとの実情や課題をどのように総括・分析し、地域の将来像を描いていく考えなのか。 (2) 市全体を対象とした総合振興計画に加え、地域ごとの実情や特性、将来像をより具体的に反映した戦略として、地域単位での「個別振興計画」を策定する考えはないか。	市 長 市 長
	2 本庁舎周辺の将来を見据えた機能強化と防災拠点整備について	(1) 本庁舎周辺においては、災害時の避難機能強化、駐車場不足への対応、来庁者の利便性向上、更には文化会館周辺との一体的な動線確保など、複合的な課題が存在していると考ええる。そこで、それらの課題を一体的に解決する方策として、本庁舎横への「立体駐車場型避難タワー」の整備について検討できないか問う。また、立体駐車場屋上部と文化会館側とのブリッジ接続を行うことで、災害時の安全な避難動線の確保に加え、平常時における回遊性向上や施設連携強化など、様々な課題解決につながる可能性があると考えるが、見解を問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
3 青山浩二	1 プレミアム商品券発行事業について	(1) プレミアム商品券の発行を第1弾として7月から、第2弾として10月からと、2回に渡り予定されているが、第2弾については、デジタル商品券限定としているため、デジタル弱者には利用のハードルが高いのではないかと感じることから、以下について問う。 ① 第1弾では、紙商品券とデジタル商品券でプレミアム率に10%の差を設けた理由について問う。 ② デジタル商品券にPayどんのみを採用した理由について問う。 ③ デジタル商品券相談所の支援内容について問う。 ④ 第2弾についても紙商品券とデジタル商品券の併用ができないか問う。 ⑤ 加盟店へのデジタル対応支援について問う。	市長
	2 電子投票について	(1) 人口減少が進み、職員数の減少も見込まれる中、今後の選挙執行体制に課題が出てくるのではないかと思うが、今から電子投票について調査研究・情報収集を始めるべきと考えることから、以下について問う。 ① 直近の市長選挙及び市議会議員選挙における投開票事務従事者数及び開票事務従事者の解散時刻を問う。 ② 選挙執行に必要な人員確保について課題はないか。また、現在の投票所数や投票所の運営体制を維持していくことについて課題はないか。	選挙管理委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
3 青 山 浩 二	2 電子投票について	③ 電子投票における無効票減少の可能性について、どのように認識しているか。また、住民目線での投票環境の向上について、どのように認識しているか。 ④ 国から電子投票に関する研究動向などの情報提供は行われているのか。あるいは、本市から情報提供を求めたことはあるのか。	
	3 職員の働き方改革と地域コミュニティ協議会の活用について	(1) 職員を守ることが市民サービスの維持につながると考えることから、以下について問う。 ① 昼休憩時間帯の来庁状況及び窓口職員の昼休憩の現状について問う。 ② 開庁時間短縮や夜間窓口について研究したことはあるのか。また、現状についてどのような課題があると認識しているのか問う。 ③ 窓口におけるフロントヤード改革は、どこまで進んでいるのか問う。 ④ 地域コミュニティ協議会を活用した行政支援（窓口業務の分散化）について、今後、研究していく考えはないか問う。	市 長
4 年 見 明 浩	1 クルーズ客船の誘致について	(1) 施政方針に「クルーズ客船の寄港誘致に積極的に取り組む」とあるが、具体的な取組内容を問う。	市 長
		(2) クルーズ客船が寄港した際、歓迎行事や出店のイベント等が行われている所もあるが、本市ではどのような取組を行う考えか問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
4 年 見 明 浩	2 海上自衛隊 護衛艦の誘致 について	(1) 現在、海上自衛隊護衛艦の志布志港寄港は年に1回程度であるが、一度に多数の掃海隊群等が寄港すれば、市内への経済効果がかなり期待できると思う。その誘致をする考えはないか問う。	市 長
	3 防災行政に ついて	(1) 災害が発生した場合、自治会役員は、地域住民の避難等に携わると思うが、自治会役員を対象とした防災教育を実施する考えはないか問う。	市 長
		(2) 備蓄用の水と食料は、有明支所内に大半が保管してあると思うが、分散保管する考えはないか問う。	市 長
		(3) 災害発生時に、ドローンによる赤外線カメラ撮影や携帯電話事業者からGPS情報の提供を受けることができれば、行方不明者の早期発見・早期救助につながると思うが、それらを活用する考えはないか問う。	市 長
5 平 野 栄 作	1 畜産業政策 について	(4) 多くの職員が防災士等の資格を有していれば、様々な防災施策立案に役立つと思うが、危機管理グループの職員及び希望する職員に対して防災士等の資格取得を推進する考えはないか問う。	市 長
		(1) 離農対策及び新規就農対策をどのように考え、政策を進めていくのか、以下について問う。 ① 近年の子牛生産農家戸数の推移について問う。 ② 子牛生産農家が廃業に至る原因をどのように分析しているか問う。 ③ 今後の新規就農・後継者育成対策について問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
5 平野 栄作	2 特別支援学校卒業後の受入体制の整備について	(1) 伊崎田地区に特別支援学校が開設されるが、卒業後の進路の選択先として市内に「社会の担い手として活躍できる仕組み」を作る必要があると感じる。 教育・福祉・農業・商工業分野が連携することにより、支援を必要とする子供たちの就労機会創出や職業教育の充実を図るべきと考えるが、市としてどのように認識しているか問う。	市長 教育長
6 栢山 晋司	1 国土強靱化地域計画について	(1) 本市の国土強靱化地域計画には、適切な森林整備の推進、農地浸食防止対策の推進、治山事業の推進、鳥獣被害防止対策の推進、鳥獣害対策の強化などがあるが、これらを個別事業としてだけでなく、担当課を中心として関連する地域課題を横断的に整理し、施策へ反映させる考えはないか。	市長
		(2) 鳥獣害対策・森林管理従事者の高齢化や担い手不足が進む中、これらの活動を維持し続けることは難しいと感じることから、維持可能な仕組みに変えていく考えはないか。	市長
		(3) 鳥獣害対策、森林整備、耕作放棄地対策、防災対策などを国土強靱化の観点から整理することで、緊急防災・減災事業債、防災・安全交付金、森林環境譲与税などの有利財源の活用可能性について見解を問う。	市長
	2 Jクレジット制度について	(1) 近年、全国では森林整備やバイオ炭活用、水稻の中干し延長などを通じてJクレジットを創出し、その収益を地域へ還元する取組が進められているが、こうした取組が結果として新たな財源確保につながる可能性があることから、以下について問う。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
6 栢山晋司	2 Jクレジット制度について	① Jクレジット制度についてどのような認識を持っているか。また、財源確保の新たな選択肢の1つとして、Jクレジット制度について調査研究する考えはないか。 ② 本市の森林、竹林、農業、畜産業などの地域資源を活用したJクレジットの創出の可能性についてどう考えているか。	
	3 自治会BCP（事業継続計画）の導入について	(1) 本市の防災力向上と地域コミュニティの維持・強化を図る観点から、「自治会BCP」の考え方を導入し、実際に動ける体制作りが必要と考えるが、見解を問う。 (2) 自治会単位における安否確認体制、夜間対応体制、避難所開設体制及び役割分担の現状について把握しているか問う。 (3) 希望する自治会を対象にモデル地区を選定し、自治会BCPチェックリストの活用と実証に取り組む考えはないか問う。	市長 市長 市長
7 川崎桃子	1 県道3号日南志布志線の安全対策及び維持管理について	(1) 県境付近で急激に幅員が狭くなる区間があるが、当該区間の安全性について市はどのように認識しているか問う。 (2) 通学路、生活道路及び産業道路としての安全確保の観点から、県へ道路拡幅整備を要望していく考えはないか問う。 (3) 通学路交通安全点検等により把握した危険箇所について、市は県に対し、どのような要望や働きかけを行っているのか。また、その後の改善状況を把握しているか問う。	市長 市長 市長 教 育 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
7 川崎 桃子	1 県道 3 号日 南志布志線の 安全対策及び 維持管理につ いて	(4) 当該道路は、通学路であるとともに、生活 道路及び産業道路として利用されているが、 沿線の草木の繁茂、杉葉の堆積及び落枝等によ る危険性がある。安全対策及び維持管理につ いてどのように考えているか問う。	市 長 教 育 長
	2 今後の学校 の在り方につ いて	(1) 少子化により児童生徒数の減少が進む中、 学校規模や集団教育に対する考え方について 問う。 (2) 特認校は、少人数ならではの教育環境や多 様な学びの場としての役割を担っていると考え るが、その意義及び今後の在り方について 問う。 (3) コミュニティ・スクールを推進する中で、 学校を核とした地域活動及び学校と地域コミ ュニティとの関わりについてどのように考え ているか。また、学校の再編等が地域に与え る影響についてどのように認識しているか問 う。 (4) 特認校に通学する児童への通学支援の現状 及び今後の支援の在り方について問う。 (5) 施政方針において示された「コンパクトシ ティ・プラス・ネットワーク」の中で、学校 をどのように位置付けているのか問う。	教 育 長 教 育 長 市 長 教 育 長 市 長 教 育 長 市 長 教 育 長
8 小園 義行	1 経済対策に ついて	(1) アメリカとイスラエルによるイラン攻撃を 発端にしたホルムズ海峡封鎖により、本市の 経済や中小業者にどのような影響が出ている か、その影響に対してどのような対策が必要 と考えているか、現状把握してその対策が協 議されているのか。また、国や県に対して必 要な対策を要請しているのか。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
8小園義行	2 農業政策について	(1) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の改正案が国で議論されている。この法案の内容をどのように受け止めているか。また、本市への影響をどのように考えているか。	市長
	3 生活保護行政について	(1) 国が2013年から2015年にかけて行った生活保護基準の最大10%の減額改定について、最高裁判所は、2025年6月に引下げの違法性を認め、原告が求めた減額処分の取消しを命じた。 現在の国の対応とそれに対する本市の考え方を問う。	市長
	4 水道事業について	(1) これまで、市民からの漏水等の問合せに対し、市民に任せるのではなく、職員がしっかりと対応するようにお願いしてきた。その後、どのように検討されたのか。 (2) 民間が、宅地を開発し、分譲を行っている地域がある。そうした地域にも安全で安定した水の供給をすることは、水道事業にとって当然のことと考えるが、現状はどうか。	市長 市長

令和 8 年第 2 回志布志市議会定例会会議録（第 1 号）

期 日：令和 8 年 6 月 12 日（金曜日） 午前 10 時 00 分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告
- 日程第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第 5 報告第 3 号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第 6 報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 5 号 農業集落排水事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 8 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 9 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 10 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 11 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度志布志市一般会計補正予算（第 15 号）)
- 日程第 12 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 8 年度志布志市一般会計補正予算（第 1 号）)
- 日程第 13 施政方針
- 日程第 14 議案第 35 号 志布志市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 36 号 志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 37 号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 38 号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 39 号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 40 号 権利の放棄について
- 日程第 20 議案第 41 号 財産の取得について
- 日程第 21 議案第 42 号 財産の取得について
- 日程第 22 議案第 43 号 財産の取得について

日程第23	議案第44号	財産の取得について
日程第24	議案第50号	財産の取得について
日程第25	議案第45号	令和8年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
日程第26	議案第46号	令和8年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第27	議案第47号	令和8年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第28	議案第48号	令和8年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
日程第29	議案第49号	令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第30	同意第4号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

出席議員氏名（15名）

1 番 川 崎 桃 子	2 番 年 見 明 浩
3 番 永 田 梓	4 番 栢 山 晋 司
5 番 稲 付 洋 平	6 番 青 山 浩 二
7 番 野 村 広 志	8 番 八 代 誠
9 番 小 辻 一 海	10 番 持 留 忠 義
11 番 平 野 栄 作	13 番 小 野 広 嗣
14 番 東 宏 二	15 番 小 園 義 行
16 番 福 重 彰 史	

欠席議員指名（1名）

12 番 鶴 迫 京 子

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 鮎 川 勝 彦
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 富 岡 裕
財 務 課 長 坂 元 正 知	総合政策課長 川 上 桂一郎
コミュニティ推進課長 五 代 千加子	みなと振興課長 木 村 勝 志
シティセールス課長 救仁郷 義 徳	税 務 課 長 宮 内 真 吾
市民環境課長 村 山 睦	福 祉 課 長 山 口 善 央
健康長寿課長 西 洋 一	こども子育て課長 下 出 克 也
農政畜産課長 萩 迫 和 彦	耕地林務課長 原 栄 次
建 設 課 長 得 丸 八 郎	松山支所長兼 総務市民課長 大 迫 秀 治
有明支所長兼 地域振興課長 川 崎 喜代人	水 道 課 長 福 元 義 仁
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 濱 田 茂	農業委員会事務局長 高 野 利 彦
教育総務課長 児 玉 雅 史	学校教育課長 神 田 圭
生涯学習課長 河 野 尚 仁	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	グループリーダー 下 木 幹 一
サブリーダー 前 田 範 雄	サブリーダー 上 野 健太郎

午前10時00分 開会 開議

○議長（小野広嗣議員） ただいまから、令和8年第2回志布志市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

————○————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小野広嗣議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、青山浩二議員及び野村広志議員を指名します。

————○————

日程第2 会期の決定

○議長（小野広嗣議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月26日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から6月26日までの15日間に決定しました。

————○————

日程第3 報告

○議長（小野広嗣議員） 日程第3、報告を申し上げます。
さきの定例会から議会運営に関する申合せの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりです。

陳情第1号は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市土地開発公社から令和7年度事業報告及び決算書並びに令和8年度事業計画、予算書及び資金計画が、また、監査委員から監査報告書が提出されましたので、配布しました。参考にさせていただきたいと思います。

次に、第102回全国市議会議長会定期総会において、本議会から2人が表彰を受けていますので、報告します。

特別表彰、議員25年以上、東宏二議員。特別表彰、議員20年以上、西江園明元議員。以上であります。

ここで、伝達のためしばらく休憩します。

————○————

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

————○————

○議長（小野広嗣議員） 会議を再開します。

ここで、受賞された東宏二議員から、一言御挨拶をいただきたいと思います。

東宏二議員、御登壇ください。

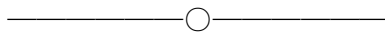
○14番（東 宏二議員） こんにちは。今日は、傍聴席にも原田小学校のお子さんが来ておられます。大変光栄に思っています。先ほど全国市議会議長会から25年という表彰を受けました。本当にありがたいことでございます。これもひとえに、志布志市民、また選挙民の皆様のおかげだと心から感謝申し上げます。

振り返ってみますと、平成7年、旧志布志町議会議員に初当選させていただき、今日に至っているわけでございます。30年前は、砂利道や排水溝のない道路がいっぱいございました。一般質問等をしてしながら、このことの解決に向けて一生懸命頑張っていました。付いたあだ名が、私、東宏二ですけれども、道路工事というあだ名になってしまいました。それからだんだん道路も良くなり、今は砂利道を見ることがあまりなくなったと思っています。これもひとえに、執行部の皆様のおかげだと思っています。今後もしろんな局面に当たることもあると思いますので、また執行部の皆さんもぜひ市民の声だと思って、我々議員の言うことも100%ではないかもしれませんが、100に近いようなことで、また月曜日から一般質問も始まります。いろいろなお願い事やら施策が出てきますので、正直に答えて市民の負託に合うような答弁をしていただければと思っています。

本当に今日は皆さんのおかげでこういう賞を頂いたことに感謝申し上げます。今後とも同僚議員とともに志布志市発展のため、また市民の幸せのために一生懸命頑張りますので、よろしくお願い申し上げます。今日は、本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（小野広嗣議員） 以上で、受賞された方の挨拶を終わります。



日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（小野広嗣議員） 日程第4、報告第2号、専決処分の報告についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告第2号、専決処分の報告につきまして、説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項につきまして、専決処分しましたので、同条第2項の規定により、御報告申し上げます。

令和8年2月9日に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

内容につきましては、令和8年2月9日の午後3時頃、金剛寺駐車場内を公用車にて後退する際に、和解の相手方が所有する駐車中の軽貨物自動車に接触し、当該車両後方の荷台を破損したものであります。

事故の原因は、公用車運転手の後方確認が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方が0%とし、和解の相手方の所有する軽貨物自動車の原形復旧に要する費用及び当

該車両が使用できない間に要するレンタカー費用、計25万6,366円を市が和解の相手方に賠償し、和解するものであります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） ただいまの説明に対し、質疑があれば、許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

以上で、専決処分の報告を終わります。

—————○—————

日程第5 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（小野広嗣議員） 日程第5、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。
報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告第3号、専決処分の報告につきまして、説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項につきまして、専決処分しましたので、同条第2項の規定により、御報告申し上げます。

令和8年1月11日に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

内容につきましては、令和8年1月11日の午前10時頃、消防出初式に出席するため、新橋分団詰所内駐車場に駐車していた和解の相手方が所有する軽自動車に、同詰所内につり下げて固定していた消防用ホースが強風により外れたことから接触し、当該軽自動車を破損したものであります。

事故の原因は、消防用ホースの固定及び確認が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方が0%とし、和解の相手方の所有する軽自動車の原形復旧に要する費用及び当該車両が使用できない間に要するレンタカー費用、計52万5,272円を市が和解の相手方に賠償し、和解するものであります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） ただいまの説明に対し、質疑があれば、許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

以上で、専決処分の報告を終わります。

—————○—————

日程第6 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（小野広嗣議員） 日程第6、報告第4号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告第4号、繰越明許費繰越計算書につきまして、説明申し上げます。

令和7年度志布志市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げます。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしくお願い申し上げます。

○財務課長（坂元正知君） 報告第4号、繰越明許費繰越計算書について、補足して御説明申し上げます。

一般会計の令和7年度から令和8年度への繰越明許費の繰越額が確定しましたので、御報告申し上げます。

議案の繰越計算書をお開きください。付議案件説明資料は、3ページから4ページになります。

繰越計算書の翌年度繰越額につきまして、繰越額の確定に伴い、増減があったもののみ申し上げますと、1行目の2款、総務費、2項、徴税費の納税通知書等印刷及び封入封かん業務標準化対応に係るプログラム改修業務事業を880万円に減額、4行目の6款、農林水産業費、1項、農業費の農地耕作条件改善事業、4目、園芸振興費分になりますが、本事業を1億2,886万3,000円に減額、下から2行目の8目、農地整備費分になりますが、農地耕作条件改善事業を1,971万9,000円に減額、次のページになりますが、1行目の7款、商工費、1項、商工費の物価高騰対応重点支援事業（プレミアム商品券発行事業）を1億3,989万3,000円に減額、2行目の物価高騰対応重点支援事業（くらし応援志券発行事業）を2億6,133万6,000円に減額、5行目の8款、土木費、2項、道路橋りょう費の市道維持補修事業を3,460万円に減額、6行目の道路新設改良事業を1億5,910万円に減額、一番下の行の11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費の農地・農業用施設災害復旧事業は6,685万円に減額しています。

なお、その他の事業につきましては、変更ございません。

全体で18件、12億3,781万6,000円の繰越額でございますが、繰越額の財源内訳は、既収入特定財源が28万8,000円、未収入特定財源のうち国・県支出金が10億4,989万1,000円、市債が1億1,920万円、その他の財源として基金が4,301万9,000円、分担金が5万7,000円でございます。また、一般財源が2,536万1,000円でございます。

以上が繰越明許費繰越計算書の内容でございますが、繰越理由、進捗状況及び完成の見通しにつきましては、付議案件説明資料を御参照ください。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） ただいまの説明に対し、質疑があれば、許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

以上で、繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

—————○—————

日程第7 報告第5号 農業集落排水事業会計予算繰越計算書について

○議長（小野広嗣議員） 日程第7、報告第5号、農業集落排水事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告第5号、農業集落排水事業会計予算繰越計算書につきまして、説明申し上げます。

令和7年度志布志市農業集落排水事業会計予算を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告申し上げます。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしくお願い申し上げます。

○市民環境課長（村山 睦君） 報告第5号、令和7年度志布志市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について、補足して説明を申し上げます。

議案は、令和7年度志布志市農業集落排水事業会計予算繰越計算書をお開きください。

1款、資本的支出、1項、建設改良費、農業集落排水施設整備事業の志布志地区7－1工区分2,948万円、同事業の志布志地区7－2工区分2,828万5,000円及び同事業の志布志地区脱水設備設計業務委託分181万5,000円をそれぞれ翌年度へ繰り越したものでございます。

財源内訳、繰越理由につきましては、繰越計算書を参照ください。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） ただいまの説明に対し、質疑があれば、許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

以上で、農業集落排水事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。

—————○—————

○議長（小野広嗣議員） お諮りします。

日程第8、承認第2号から日程第12、承認第6号まで、以上5件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号から承認第6号までの5件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（小野広嗣議員） 日程第8、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題

とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきまして、説明申し上げます。

本案は、令和8年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（宮内真吾君） 承認第2号、令和8年3月31日に専決処分しました志布志市税条例の一部を改正する条例の主な改正内容について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料5ページを御覧ください。

なお、付議案件説明資料につきましては、別途議案として提案してあるものも含まれていることを御了承ください。

資料左側の点線囲いの部分になります。今回の主な改正点がまとめてあります。

次に、資料右側の四角囲いを御覧ください。

（1）軽自動車税関係、ア、軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴う規定の整備でございます。環境性能割とは、新車・中古車問わず取得価格が50万円を超える軽自動車を取得した際に、燃費性能等に応じて課税されていたものです。

これまで、軽自動車税は環境性能割と種別割の二つで構成されておりましたが、今回、環境性能割が廃止され、種別割の名称が軽自動車税と改められたことに伴うもので、関係する条文及び施行日は、記載のとおりでございます。

この改正施行後の影響につきましては、約600万円の減収が見込まれていますが、地方特例交付金により補填される見込みでございます。

次に、イ、グリーン化特例（軽課）の延長に伴う改正でございます。

電気自動車等を取得した際に、翌年度に限り税率が軽減される現行のグリーン化特例の適用を令和10年3月31日まで延長するもので、条文及び施行日は、記載のとおりでございます。

資料6ページを御覧ください。

（2）個人住民税関係、ウ、住宅借入金等特別税額控除適用期限の延長については、適用期限を5年間延長し、令和12年までに居住を開始した場合に適用するもので、条文及び施行日は、記載のとおりでございますが、適用期限の延長の部分に関しては、施行日の関係で、別途議案として提案しています。

次に、エ、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の延長については、適用期限を令和12年度まで延長するもので、条文及び施行日は、記載のとおりでございます。

資料7ページを御覧ください。

(3) 固定資産税関係、イ、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充・延長等については、ペロブスカイト太陽電池設備及び洋上風力発電設備に係る特例率を拡充するなど重点化を図った上で、3年延長するものでございます。条文及び施行日は、記載のとおりでございます。

次に、ウ、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物の固定資産税に係る減額割合の設定については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定される高度なバリアフリー工事が行われた建築物に係る特例割合を設定するもので、条文及び施行日は、記載のとおりでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第2号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（小野広嗣議員） 日程第9、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきまして、説明申し上げます。

本案は、令和8年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市都市計画税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法の一部改正による同法の条項の繰上げが行われたことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改める必要があるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、令和8年4月1日から施行するものであり

ます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第3号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（小野広嗣議員） 日程第10、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 承認第4号、専決処分の承認を求めることにつきまして、説明申し上げます。

本案は、令和8年3月31日に地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、緊急に志布志市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（宮内真吾君） 承認第4号、令和8年3月31日に専決処分しました志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の主な改正内容について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料8ページを御覧ください。

3、国民健康保険税条例、（1）課税限度額の引上げについては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税額のうち、基礎課税額について限度額を66万円から67万円に引き上げるものでございます。

資料にグラフが二つ記載されていますが、左側が現行、右側が改正後となります。

今回の引上げは、中間所得者層の負担に配慮した改正でございます。条文及び施行日は、記載

のとおりでございます。

次に、（２）減額措置に係る基準額の見直しについては、減額措置に係る軽減判定所得の基準額を見直すもので、５割軽減の対象となる世帯の算定において、乗すべき金額を31万円に、同様に２割軽減の対象となる算定においては、57万円に引き上げるものでございます。

詳細については、先ほど説明しましたグラフの下の特線に囲まれた部分に記載しています。

条文及び施行日は、記載のとおりでございます。

次に、（３）子ども・子育て支援納付金に係る規定の整備については、課税限度額を３万円とし、18歳に達する日以後の最初の３月31日以前の子供に係る子ども・子育て支援金の均等割額を10割軽減するほか、７割、５割、２割の軽減に係る規定を整備するもので、条文及び施行日は、記載のとおりでございます。

なお、資料の下側、水色の部分に志布志市国民健康保険税の概要として、税率、税額及び課税限度額をまとめてありますので、御参照ください。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○15番（小園義行議員） 今回、課税限度額がそれぞれ引き上がるわけですが、対象の人たちがどれぐらいいて、その負担分がどれぐらいあるのかというのは分かりますか。

○税務課長（宮内真吾君） 議員の質問にお答えいたします。

今回の法改正による対象世帯は、医療分で４世帯が新たに課税限度未満となります。限度額超過の推移でその影響を捉えますと、医療分約72万円の税収の増が見込まれます。また、対象の世帯ですが、仮に単身の給与所得者等に想定した場合、993万円から1,005万円の収入がある方と試算されています。

○議長（小野広嗣議員） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

○15番（小園義行議員） 今回、課税限度額の引上げをすると、影響としては、今当局のほうから答弁があったとおりであります。減額措置に関わるそういった基準の見直しも行われますけれども、子ども・子育て支援金制度が新しく始まったりして、毎年この課税をどんどん引き上げていく状況があって、国保に加入されている方々の世帯については、大変厳しい状況があるというのは決算等々を見たときによく分かることであります。このように課税をする、その限度をどんどん引き上げていく、こういったことではなくて、しっかりと国がそういったものに対しては国庫負担を増やすといったこと等で、しっかりやっていくべきだという立場であります。あわせて、目的外のそういった子ども・子育て支援金、これを国保税の中に入れて徴収する、そういった制度も併せて含まれています。そのことについては、とても認めるというわけにはいかないという思いがあります。国保に加入されている方々の現状を考えたときに、こういうもので引き上がっ

ていくということについては、了とするというふうにはならないという思いで、討論とさせていただきます。

○議長（小野広嗣議員） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。承認第4号を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小野広嗣議員） 起立多数です。

したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。



日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度志布志市一般会計補正予算（第15号））

○議長（小野広嗣議員） 日程第11、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 承認第5号、専決処分の承認を求めることにつきまして、説明申し上げます。

本案は、地方交付税の額及び地方債の同意額の確定等に伴い、緊急に令和7年度志布志市一般会計予算を補正する必要性が生じ、令和8年3月31日に、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第15号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（坂元正知君） 承認第5号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第15号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に5億9,847万円を追加し、予算の総額を350億8,576万9,000円としています。

補正予算書の5ページ、付議案件説明資料は32ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正でございますが、工期工程等における年度内完成が見込まれないこととなったため、ダグリ岬遊園地チケット売場改修工事を追加したものでございます。

6ページをお開きください。

第3表、地方債補正ですが、起債同意額の確定に伴い、過疎対策事業など総額で3,000万円を減額変更しています。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算についてですが、補正予算書 9 ページの 2 款、地方譲与税から 20 ページの 10 款、地方特例交付金は、国の交付金額の確定に伴うもので、9 ページの 2 款、地方譲与税、1 項、地方揮発油譲与税は 49 万 2,000 円減額、10 ページの 2 項、自動車重量譲与税は 3,714 万 2,000 円増額、11 ページの 3 項、森林環境譲与税は 184 万 7,000 円減額、12 ページの 4 項、特別とん譲与税は 120 万円増額、13 ページの 3 款、利子割交付金は 359 万 1,000 円増額、14 ページの 4 款、配当割交付金は 981 万 2,000 円増額、15 ページの 5 款、株式等譲渡所得割交付金は 1,868 万 5,000 円増額、16 ページの 6 款、法人事業税交付金は 1,828 万 4,000 円増額、17 ページの 7 款、地方消費税交付金は 2 億 1,172 万 9,000 円増額、18 ページの 8 款、ゴルフ場利用税交付金は 17 万 6,000 円増額、19 ページの 9 款、環境性能割交付金は 860 万 5,000 円増額、20 ページの 10 款、地方特例交付金は 231 万 4,000 円減額しています。

21 ページになりますが、11 款、地方交付税は、交付金額の確定に伴い、特別交付税を 3 億 2,115 万円増額し、交付総額は 73 億 1,610 万 7,000 円となりました。

22 ページをお開きください。

18 款、寄附金、1 項、寄附金、2 目、特定寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金を 155 万円増額しています。

23 ページになりますが、19 款、繰入金、1 項、基金繰入金は、1 目、財政調整基金繰入金を 1,308 万円減額、4 目、施設整備事業基金繰入金を 244 万 1,000 円、15 目、ふるさと志基金繰入金を 1,066 万 6,000 円、財源振替として増額しています。

24 ページをお開きください。

21 款、諸収入は、交付額の確定に伴い、市町村振興協会交付金を 117 万 2,000 円増額しています。

25 ページ、26 ページになりますが、22 款、市債は、起債同意額の確定に伴い、総額 3,000 万円減額しています。

次に、歳出予算についてですが、27 ページの 2 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費は、公共施設の将来にわたる維持管理等を図る観点から、施設整備事業基金への積立金を 5 億 7,320 万 2,000 円増額しています。

4 目、企画費は、企業版ふるさと納税基金への積立金を 155 万円増額しています。

28 ページをお開きください。

3 款、民生費、2 項、児童福祉費、4 目、保育所費は、保育所運営事業の実績の確定に伴い、保育所・認定こども園運営費が不足することになったことから、児童福祉扶助費を 3,500 万 8,000 円増額しています。

29 ページの 6 款、農林水産業費、1 項、農業費、3 目、農業振興費は、有害鳥獣捕獲事業の捕獲実績の確定に伴い、捕獲報奨金が不足することとなったことから、報償金を 56 万 6,000 円増額しています。

40 ページをお開きください。

12 款、公債費、1 項、公債費は、償還額の確定に伴い、元金及び利子を総額で 1,185 万 6,000 円

減額しています。

また、その他の歳出補正予算については、増減はなく、歳入の地方債の増減に伴う財源振替と事業実績の確定に伴い、基金との財源振替を行っています。

以上が承認第5号の主な内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第5号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第12 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和8年度志布志市一般会計補正予算（第1号））

○議長（小野広嗣議員） 日程第12、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 承認第6号、専決処分の承認を求めることにつきまして、説明申し上げます。

本案は、4月集中豪雨による災害の発生、やっちくふれあいセンター施設管理事業等の実施に伴い、緊急に令和8年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和8年4月14日に令和8年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（坂元正知君） 承認第6号、令和8年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1,103万5,000円を追加し、予算の総額を308億1,103万5,000円とするものでございます。

予算書の3ページをお開きください。

第2表の地方債補正は、災害復旧事業債を220万円追加しています。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の6ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は、物価高対応子育て応援手当支給事業費を70万円計上しています。

7ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として813万5,000円増額しています。

8ページになりますが、22款、市債は、災害復旧事業債を220万円計上し、総額で17億4,170万円としています。

次に、歳出予算でございます。

予算書は9ページ、付議案件説明資料は33ページをお開きください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童措置費は、物価高対応子育て応援手当の令和8年度支給額に不足が生じたことから、物価高対応子育て応援手当支給事業を70万円計上しています。

予算書は、10ページをお開きください。

10款、教育費、4項、社会教育費、7目、文化会館費は、災害時の指定避難施設であるやっちくふれあいセンターホールの空調設備を修繕するため、やっちくふれあいセンター施設管理事業を159万5,000円増額しています。

予算書は11ページ、付議案件説明資料は34ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、農林水産施設災害復旧費は、4月の集中豪雨災害に伴う災害復旧に係る経費として、総額で874万円増額しています。

なお、被災箇所につきましては、付議案件説明資料にお示ししていますので、お目通しください。

以上が補正予算（第1号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、付議案件説明資料を御参照ください。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

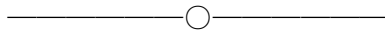
これから採決します。

お諮りします。承認第6号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。



日程第13 施政方針

○議長（小野広嗣議員） 日程第13、施政方針を議題とします。

市長の施政方針に関する説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 令和8年第2回志布志市議会定例会の開会に当たりまして、市政運営についての基本的な考え方を明らかにするとともに、令和8年度における主要施策及び予算の概要について御説明申し上げます。

本年の3月議会定例会におきまして、所信を申し述べさせていただきました。私の3期目の市政運営の基本方針として、誰一人取り残さない市民が主役のまちづくりを原点にしながら、「くらしを守る、未来を育てる」と「港が動く、人が動く、志布志市が動く」の二つをキーワードに、暮らしと経済の両面で本市の持続可能な発展に向けて取り組むため、具体的に11本の政策の柱により取り組んでいくこととしました。

この11本の政策の柱の実現に向けて、すぐに取り組める施策につきましては、今回の6月議会定例会において補正予算案として御提案しております。今後の実施に向けて調査検討を要する施策、市民や事業者の皆様の御協力を必要とする施策、実現までに多くの調整を要する施策など課題はあるところがございますが、それぞれの施策がスピード感を持って円滑に実施されるよう庁内横断的に連携し、情報の分析と共有に努め、全課で総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

また、本市の将来都市像である「未来へ躍動する創造都市 志布志」の実現に向けて策定した、本市の最上位の計画である第2次総合振興計画については、本年度で終期を迎えます。将来都市像を達成するための具体的な施策を体系化した後期基本計画の推進について、全庁を挙げてラストスパートをかけてまいります。

物価高が継続し、人口減少による人手不足、気候変動、多文化共生社会の構築など様々な市政の課題が増えていく中においても、市民や市内の事業者の皆様、その一人一人が将来にわたって幸せを実感できるまち、多くの方が志布志市に誇りと愛着を持ち、「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち」と思える、魅力的で持続可能なまちを目指し、全力で市政運営に取り組んでまいります。

令和8年2月末に始まったイラン情勢の悪化により、原油価格の上昇や安定供給確保への不安が生じています。政府による月例経済報告では、「国内の景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある」と報告されており、本市においても、製造業や農業、建築業など様々な業界への影響や、ガソリン類や石油化学品の不足による日用品の値上げなどが懸念されています。

そのような中で、本市では、物価高騰の影響を受ける市民の皆様の暮らしを守り抜くため、国の交付金等を活用しながら、支援策を講じ続けてきました。引き続き、市内の状況を十分に把握し、国、県の動向を注視しつつ、機動的に物価高対策を実施してまいります。

平成18年1月1日に3町が合併し誕生した本市は、本年1月に20年を迎え、人と言うと、二十歳の日を迎えたところです。これまでの志布志市の持続的な発展に御尽力いただいた先人の皆様方はもとより、市議会議員の皆様、地域において御尽力をいただいている市民の皆様に改めて深く感謝申し上げますとともに、これまでの成長を振り返り、三つの地域が融合し高め合う、成熟したまちへと新たな一步を踏み出すときを迎えています。

本市が持続的に発展し続けるために、SDGsの考え方にあるとおり経済・社会・環境の調和が重要であり、本市においても、経済面で豊かさを追い求めるだけではなく、人々が交流する社会面や人々を取り巻く環境面で暮らしの豊かさを共に追求してまいります。

持続可能なまちづくりを進める一方で、令和8年3月に策定した第3期まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、令和52年の総人口が1万1,000人台まで減少すると推計しており、人口減少傾向が続くことを意識したまちづくりが必要となっています。ビジョンでは、人口減少が続く中で、本市が今後目指すべき方向性についても整理しており、進学や就職を機に市外へ転出する若年層を含め、市外から若者や女性の転入、いわゆる社会増への対策が最重要であり、具体的には若者にとって魅力的な職場や雇用を創出し、シビックプライドの醸成と合わせたUターン支援、まちの魅力づくりなどの取組が求められており、重点的に取り組んでまいります。

また、人口減少が進む中であっても、市民の皆様の生活利便性を維持していくためには、中心市街地とそれぞれの地域の活性化に努めながら、生活に必要なサービス機能と居住の集約を誘導し、それをつなぐ交通網を整備するという「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指してまいります。

中東情勢のように不確実性が高い新たな課題や、人口減少の継続のようにこれまでに経験したことがない地域課題が増えていく今後は、実現したい未来を将来世代の立場に立って描き、その実現のために今必要とされる取組やアイデアを数多く生み出し、実行していくという考え方が重要であります。

現在、令和9年度から10年間の第3次総合計画の策定を進めているところでございます。まずは、市民の皆様の思いや経済の現状を調査・分析し、本市の10年後の目指すべき将来都市像をしっかりと設定した上で、その実現に必要な政策や施策を検討・実行していくために、まちづくりを自分ごと化できる地元の人材とともに計画を策定し、まちづくりを自走化する仕組みを構築してまいります。

地方創生の推進につきましては、令和7年12月に「強い経済」、「豊かな生活環境」、「選ばれる地方」の三つを目標にした国の総合戦略が策定されました。本市においても、令和9年度からの第3期総合戦略の策定を進めておりますが、まちづくりを主体的に進める地元人材の育成、都市部の若者を巻き込む形での関係人口の創出、港を中心とした産業の実態調査などに取り組むことで、自分たちのまちに誇りや愛着を持つ人を増やし、市民の皆様の幸福度を高め、経済が成長するサイクルの構築を進めてまいります。そのサイクルにより、市民自らがまちづくりを主導する持続可能な志布志市を目指してまいります。

さらに、市民の皆様との協働はもとより、企業の皆様との積極的な共創や本市に想いを寄せる方々と連携を図るなど多様なつながりを生かし、地方創生を推進してまいります。

以上のような市政運営を進めていくに当たっては、市民目線で市民の立場に立ち、顧客満足度志向・オンリーワン・成果主義・先手管理の四つの行政経営指針により、市民ニーズへ迅速に対応しつつ、行政運営の効率化に努めてまいります。

職員が市民の皆様へ対応する際は、挨拶・態度・笑顔・対応・一生懸命・言葉・徳を職員一人一人が意識するよう、その頭文字を「あ・た・え・た・い・こ・と」として周知させております。特に「言葉」を大切にしながら、引き続き接遇を徹底してまいります。また、課題が発生した場合は、できる限り現場へ出向き、市民の皆様の声を真摯に受け止め、対応することができるよう、現場主義の徹底を図ってまいります。

職員一人一人が誇りと自覚を持ち、高い志を掲げて課題解決に全力で取り組めるよう、私自身が先頭に立って市職員の可能性を最大限に引き出し、様々な課題に挑戦してまいります。

以下、主要施策の概要につきまして、第2次志布志市総合振興計画で定めたまちづくりの七つの基本目標に沿って、順次説明申し上げます。

基本目標1は、「「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまち」です。

「交流と物流を支える基盤が充実するまち」につきましては、志布志港の国際バルク戦略港湾の早期供用開始や原木流出防止等の安全対策の実施及び令和7年度に改訂された港湾計画の早期事業化についての要望活動を行ってまいります。

都城志布志道路の全線開通によりアクセス面が飛躍的に向上したことや産直港湾としての優位性を生かし、食の宝庫である大隅地域や都城圏域の食品や、農林水産物等の輸出拡大を図り、コンテナ貨物取扱量の増大に努めてまいります。

また、私自身が船社や事業者へのトップポートセールスを行うことにより、志布志港の認知度向上に努めてまいります。

国内物流において、2024年問題や脱炭素推進の観点において、フェリー及びRORO船の役割は、一層高まっています。このことから、荷主等を対象としたみなとセミナーを市内でも開催し、志布志港のPRを積極的に行い、南九州の物流拠点としての志布志港のさらなる発展に取り組んでまいります。

令和7年3月に策定された志布志港長期構想にある「港に人流・賑わい」を形成するため、港を核に交流が生まれ、にぎわいと活気があふれるよう、「釣り文化振興モデル港」としての取組等により港の利活用を図るとともに、クルーズ客船の寄港誘致についても積極的に取り組んでまいります。

東九州自動車道路は、令和6年度に全線が事業化され、建設工事が進んでおります。鹿児島、宮崎の両県をまたぐ区間の早期全線開通に向け、要望してまいります。

また、東九州自動車道と都城志布志道路を結ぶ「曾於志布志道路」の整備につきましては、ダブルネットワーク化により地域交通機能の利便性、効率性の向上が図られ、南九州の経済発展と

地域住民の生活の質の大きな向上につながることから、早期実現について要望してまいります。

交付金事業を活用し、（仮称）夏井インターチェンジへのアクセス道路である外之牧2号線や一丁田・宇都鼻線、横尾下・横峯線等の整備を計画的に進めてまいります。

また、県道の改良路線の早期完成に向け、積極的な要望活動を行ってまいります。

公共交通の利便性を向上させるため、地域公共交通計画について、地域の現状や課題を的確に捉えたアップデートに取り組んでまいります。

「チョイソコしぶし」につきましては、アンケート結果を基にした運行や停留所の見直し等、利用しやすい環境を整備し、さらなる利便性の向上を図ってまいります。

J R日南線の利用促進に努めるほか、利用者の減少や運行事業者の人手不足等の影響により、路線バスの大幅な見直しが行われている現状を踏まえ、高校生のバス通学費用を支援するとともに、広域的な取組を検討し、バス路線の維持・確保に努めてまいります。

「適切かつ計画的な土地利用によるコンパクトなまち」につきましては、計画的な土地利用やにぎわいのある市街地、機能が集約されたコンパクトなまちづくりを進めるために、今年度、立地適正化計画を策定し、まちづくりの指針としてまいります。

昨今多発する都市型水害に対し、都市部の水路を雨水公共下水道と位置づけ、限られた財源で早期解消・軽減を図るために、本年度からの2年間で雨水総合管理計画を策定してまいります。

空き家や空き地等の解消に向け、令和8年4月に締結した民間事業者との連携協定により、処分したい方と取得したい方とのマッチングを促進してまいります。

また、今年度から空き家解体後の土地の利用促進を目的に、解体後の土地に住居等を新築する場合は、さらなる支援の充実を図ることとし、それにより地域コミュニティの継続に努めてまいります。

「高度情報化へ対応したまち」につきましては、公共施設へ公衆無線LANの整備を年次的に進め、災害時の避難所開設での利用など、ICTによる利便性の向上を図ってまいります。

基本目標2は、「自然や風土と共生する安心で豊かなまち」です。

「憩いにあふれ住みたくなるまち」につきましては、住生活基本計画に基づき、居住性向上を目的とした公営住宅等の良質なストック改善に取り組み、安全で安心して快適に生活できる住環境整備に努めてまいります。

移住・交流支援センター「エスプラネード」を中心に、都市圏での移住相談会への参加や移住に関する相談、支援をサポートし、移住支援制度や地域の魅力などの情報発信の充実を図ってまいります。

これまでの定住支援事業、若者・子育て世帯移住支援事業及び新婚新生活支援事業につきましては、39歳以下としていた年齢要件を全て44歳以下まで拡充し、さらなる本市への定着を図るとともに、奨学金返還支援事業についても年間を通して随時申請を受付可能とすることにより、さらなるU I ターンの促進を図ってまいります。

空き家対策推進に関する連携協定に伴い、地域活性化起業人制度を活用した空き家の流通を促

進するとともに、空き家バンクに登録している物件に対して、リフォームや家財処分に係る費用を助成し、空き家の情報提供を充実させることにより、移住希望者の定着を促進し、空き家の有効活用を図ってまいります。

市内高等学校の魅力化を図るため、各種検定の受検を支援することで学力向上を図り、地域に誇りを持ち、地域に根づく人材の育成を推進するとともに、県立志布志高等学校の生徒数確保のため、全国各地の留学生を募集し受け入れる「地域みらい留学」に取り組んでまいります。

また、本市ならではの保育と暮らし体験がパッケージ化された「保育園留学」をきっかけとして、長期的な関係人口を創出し、二地域居住の推進を図ってまいります。

公園、緑地につきましては、誰もが利用しやすい市民の皆様の憩いの場となるよう、公園の適正な維持管理に努めるとともに、大浜緑地に大型遊具等の導入と、市民が集う拠点施設を新設し、にぎわいの場の創出を目指してまいります。

本年度、舗装個別施設計画を現状の道路交通網に沿った計画へと更新し、橋りょう長寿命化修繕計画と併せてライフサイクルコストの縮減を図るとともに、市道においては、メンテナンスフリー化を進め、計画的な維持管理に努めてまいります。

「安全で安定した水が確保されるまち」につきましては、水道施設の耐震化及び老朽管の計画的な更新や管理作業により施設の長寿命化に努め、良質で安全・安心な水を供給するとともに、給水人口の減少を踏まえ、経費削減等により適正な事業運営に努めてまいります。

「ものを大切にし、循環型社会を実現するまち」につきましては、連携協定を締結した民間事業者とともにリユース促進イベントを偶数月の第1土曜日に開催することにより、さらなるごみの減量化を図るとともに、引き続き「5R」の推進に取り組んでまいります。

家庭ごみの分別に支障を来している世帯につきましては、新たな支援による回収をモデル地区を設定し進めることにより、安心してごみ出しができる環境を整備するとともに、浪費をなくし、ごみを出さない「ごみゼロ」を目指したライフスタイルへの転換を促してまいります。

浄化槽事業の普及啓発を図ることで、単独処理浄化槽やくみ取便槽から合併処理浄化槽への転換を推進し、公共用水域の環境保全に努めてまいります。

また、農業集落排水事業につきましては、全処理区において、経済性の効率化、経営基盤強化のための取組を推進してまいります。

「自然環境にやさしいまち」につきましては、環境問題やエコ活動を紹介する環境フェアを開催し、脱炭素社会の実現に向けた取組を周知するとともに、市民、事業者、行政が一体となった取組を進め、地球温暖化防止に向けて取り組んでまいります。

本市の将来を担う子供たちが豊かな自然や生物多様性について学ぶ環境教育を行うとともに、生物多様性センターを中心に情報の収集、発信や、希少種の保全、特定外来動植物の防除やその後の生態調査などを実施し、生態系の保全に努めてまいります。

「誰もが安心できる災害に強いまち」につきましては、消防団員に対して各種訓練や研修への参加を促すことで資質向上を図るとともに、団員確保のためのPR活動を実施してまいります。

防災行政無線やＪアラート受信機等、迅速かつ確実な情報発信ができるよう、定期的な機器の点検を行うとともに、耐震性貯水槽や消火栓等新たな消防水利施設を設置し、初期消火体制の充実を図ってまいります。

多くの市民や事業所の皆様の参画を促しながら、土砂災害防災訓練や地震津波防災訓練等を実施してまいります。

災害発生を想定し、新たに国のモデル事業を活用した避難生活支援リーダー／サポーター研修事業を実施し、防災士資格取得支援事業を継続するなど、地域のボランティア人材の育成・確保に向け取り組むとともに、防災に関する講演会や出前講座などを引き続き開催し、市民の防災意識の高揚を図ってまいります。

早めの避難情報発令のため、迅速かつ正確な情報収集に努めてまいります。避難所における良質な生活環境を確保するため、備蓄食、簡易ベッドや発電機等各種備蓄品の整備に努めるとともに、ペット同伴で避難できる避難所を開設してまいります。

また、災害発生後の市民生活の安定を図るため、引き続き宅地災害復旧作業支援事業に取り組んでまいります。

近年、激甚化する災害に迅速に対応するため、有事を意識した各防災関係機関との連携体制を強化しつつ、早期復旧に向けては柔軟な職員体制により対応してまいります。

「交通安全と防犯意識の高いまち」につきましては、交通安全教室や出前講座など広報活動を実施し、交通安全意識の向上に努めてまいります。

また、運転に不安のある高齢者の交通事故未然防止のため、引き続き運転免許証自主返納支援事業を実施するとともに、道路反射鏡やガードレール等、その適正な維持管理に努めてまいります。

多様化する犯罪の未然防止広報活動、地域安全パトロールや出前講座等を継続して実施し、被害を未然に防ぐ取組を行うとともに、地域の実情を十分考慮し、防犯街灯のＬＥＤ化に伴う更新、新設や維持管理等へ助成することで、引き続き夜間の防犯及び安全確保を図ってまいります。

多様化する消費者トラブルを解決するため、専門知識を有する消費生活相談員が法令等に基づき、消費者に寄り添ったアドバイスや交渉の支援を行い、被害の回復を図るとともに、出前講座等により被害の未然防止に努めてまいります。

基本目標３は、「大地の力と海の恵みを生かした魅力あふれるにぎわいのまち」です。

「雇用が生まれ経済活動が活発なまち」につきましては、企業の人材不足の解消や雇用促進を目指し、合同企業説明会の実施や学生のインターンシップへの支援等を行ってまいります。

企業訪問や企業立地フェア等で、市内事業用地や国内外の航路、各種支援制度等及び道路網の整備により物流アクセスが向上したことの積極的なＰＲを行い、既存事業者の設備投資と市内工業団地等への新たな企業の誘致を進めるとともに、新たな事業用地の検討を進めてまいります。

「１次産業が発展し続けるまち」につきましては、最新の栽培技術を導入している農業公社での研修事業や、親元就農による新たな担い手の確保を図るとともに、法人や個人農家、関係機関

等と連携して農業研修機関を確保することにより、地域の将来を支える担い手の育成に努めてまいります。

農業用資材の価格高騰による経費の増加により、農業経営を取り巻く環境が厳しさを増していることから、離農等で活用されなくなった農業用中古施設、農機具などを有効活用するため、農業サポートセンターで情報を提供してマッチングする「農業用資産バンク」の取組を拡大させ、新規就農者や規模拡大を図る農業経営者への支援に努めてまいります。

省力化、生産性向上に必要な農業用機械や資材の導入を支援し農業所得を増やし、「稼げる農業」の実現を目指してまいります。

サツマイモ基腐病による被害につきましては、減少傾向にありますが、その他の病害虫による被害も発生しており、原因を「持ち込まない、増やさない、残さない」という基本方針を徹底し、圃場の排水を良くする土層改良の事業を継続してまいります。

国の「みどりの食料システム戦略」の推進を図るため、本市独自の農業振興計画に基づき、有機農業を推進するとともに、国の補助事業等を活用し、環境負荷軽減等の取組を推進してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、捕獲件数が増加し、農作物被害状況は減少傾向にありますが、住宅街での出没が多発しており、電気柵などの対策が取られていない圃場では、大規模な被害が発生しています。集中捕獲実践活動や猟期中における捕獲報奨金の支援、電気柵や地域での侵入防止柵の設置事業に継続して取り組んでまいります。

また、狩猟免許取得者の確保に努めるとともに、捕獲活動に伴うルールや技術等の習得支援に取り組み、今後も「個体数を減らす、侵入を防ぐ、寄せ付けない」取組を推進してまいります。

茶業の振興につきましては、海外での抹茶を中心とした非常に高いニーズに対応するため、てん茶生産のさらなる拡大や抹茶の生産体制の確立、輸出に対応するための有機栽培への転換などの支援に引き続き取り組んでまいります。

また、「しゅし茶」のブランド力の向上を図るため、全国及び県茶品評会への出品支援と消費拡大に向けた支援にも取り組んでまいります。

畜産の振興につきましては、全畜種において近隣での家畜伝染病の感染事例が確認され、市内への侵入のリスクが非常に高くなっております。侵入防止に向けた啓発と消毒資材の配付、防護ネット等設置への支援により、自衛防疫の意識向上と侵入防止対策に取り組むとともに、鳥害被害対策への取組を行い、家畜の損耗防止や伝染病等の侵入防止に努めてまいります。

林業の振興につきましては、森林の荒廃や公益的機能の低下を防止するため、手入れの行き届かない森林について所有者より委託を受け、集積計画を設定するなど、森林の適正な管理を推進するとともに、森林施業費用の一部を助成し、適正な森林管理の推進の努めてまいります。

林業の持続的かつ健全な発展と、需要構造の変化に対応した林産物の供給、利用の確保を強力に推進する観点から、大規模木材加工流通施設の整備等による林産物の加工、流通について、コストの低減など木材産業の構造改革を推進してまいります。

木材の生産から加工、販売まで一体的な認証林産物の適正な管理と流れを形成することで生産履歴を確立し、持続可能な木材の利用による森林環境の保全と循環型社会を推進するため、大隅地域において森林認証の取組を推進してまいります。

水産業の振興につきましては、本市の海産物の魅力を発信するとともに、水産資源の確保といたしまして、定着の良いマダイの放流事業について重点的に実施してまいります。

また、燃油の価格高騰により経営がひっ迫している漁業者等を引き続き支援し、その経営安定を図ってまいります。

夏井漁港につきましては、防波堤の長寿命化に取り組むとともに、施設の保全を図ってまいります。

畑地かんがいの推進につきましては、畑地かんがい施設を適切に維持管理しつつ、長寿命化を図るとともに、さらなる水利用の普及拡大及び畑作物の収益性の向上を図ってまいります。

圃場整備の推進につきましては、志布志地区、上門地区、蓬原中野地区、安楽地区の早期完成に向けて取り組んでまいります。

「商工業が発展し続けるまち」につきましては、新たに開業を目指す事業者を支援するとともに、売上げ向上を目指し新たな取組を行う事業者を支援し、引き続き経営力の強化を図ってまいります。

また、中心市街地のにぎわいの創出や商店街活性化を図ることを目的として、イベントや景観統一等を行う事業者を支援するとともに、地域において必要な品物やサービスの不足を補い、地域住民が安心して暮らせるよう、必要なサービスを新たに提供する事業者を住み良か地域づくり支援事業により支援してまいります。

原油・物価高騰の影響を受け、低迷している市内消費の喚起を促すため、国、県の補助金を活用し、プレミアム率30%を付与した商品券発行事業を実施してまいります。

また、さらに10%の割増金を上乗せしたデジタル商品券を併せて発行し、事業者及び市民の皆様の利便性をより高めるとともに、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

商工事業者の新型コロナウイルス感染症に関連する融資の返済が本格化する中で、返済負担の軽減を図るため、継続して支援するとともに、合理的配慮に必要な店舗改修に対し支援してまいります。

「地域資源を生かした観光のまち」につきましては、観光入込客数の増加を目的に、本市の観光拠点であるダグリ岬一帯を中心に、観光スポットの人流分析調査を行い、ニーズや動向を的確に把握し、持続可能な観光振興と地域経済の活性化を図るため、新たな指針として第3次観光振興計画を策定してまいります。

地域経済への波及効果が見込まれる国内外からのスポーツ合宿を誘致するため、東京駐在所を活用し、全国のスポーツ団体や大会主催団体への支援及び誘致活動に積極的に取り組んでまいります。

また、さんふらわあの志布志港寄港50周年を記念し、50周年にちなんだ運賃の50%割引キャン

ペーンや船内外イベントの開催により、利用推進及び認知度向上に努めてまいります。

「食を中心とした特産品の販売が促進されるまち」につきましては、市内関係機関や企業、市民などの民間活力を最大限に生かし、総合宣伝の推進、商品創出・宣伝の推進、受入体制の整備を並行して推進することにより相乗効果を図るとともに、市内事業者の食品衛生管理の強化の取組を支援し、食品の安全・安心における「危害要因」を最小化・排除することで、本市特産品のさらなるイメージアップやブランド力向上、販路拡大に努めてまいります。

東京駐在所を「地の利を生かした攻めの営業拠点」として位置づけ、新たに市職員を配置し、情報の収集、発信、人的ネットワークの形成を図るとともに、これまでの情報収集力や営業力を生かした販路の開拓、拡大等を民間人材を活用して強化し、志布志ファンづくりを推進し、特産品の販路拡大につなげてまいります。

ふるさと納税につきましては、昨年度も全国から多くの応援をいただき、特産品は返礼品としても大変好評であることから、その優位性を生かし、ふるさと納税と連動させた効率的な顧客管理により、本市の魅力的な資源である人、物、自然、企業力などの情報発信や特産品の販売促進を行うことで、さらに志布志ファンを増やし、外部から人材、物財、資金、情報を呼び込み、経済活性化を図るシティセールスを推進してまいります。

基本目標４は、「生き生きと笑顔で暮らせるまち」です。

「生涯を通じた健康づくりの推進と安心して暮らせる緊急医療体制が確保されるまち」につきましては、国民健康保険の１人当たりの医療費が増加していることから、各種保健事業の推進及び医療費適正化に取り組み、健全な財政運営確保を図るとともに、国において実施される未就学児の軽減措置と合わせて、未就学児の均等割軽減相当分を給付金として交付し、子育て世代の負担軽減に努めてまいります。

各ライフステージに合った健康づくりの推進や活動分野ごとに横断的な健康づくりの取組ができるよう、健康増進計画（第３次健康しぶし21）に基づいた施策を推進するとともに、市民一人一人の健康意識の向上や生涯を通じた継続的な健康づくり、健康寿命の延伸、自殺者の減少を目指し、効果的な施策を企画・実施し、健康課題に対応してまいります。

各医療圏と連携し、休日及び夜間等含めて広域で救急患者等の医療が確保できるよう事、業の推進を図ってまいります。

また、本年４月に小児科開設支援事業を活用して小児科専門医院が開設されており、今後は経営安定化支援補助金を交付し、安定した小児科運営のための支援を行ってまいります。

「高齢者が住み慣れた地で生き生きと暮らせるまち」につきましては、引き続き、介護予防、健康づくり、認知症対策等の充実、推進に取り組むとともに、次期高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画について、これまでの取組の効果検証や地域の実情、特性などが生かされたものとなるよう、本年度、策定してまいります。

市の健康課題を把握し、通いの場「ころばん体操」での健康教育やフレイル対策など集団を対象としたポピュレーションアプローチ、生活習慣病等の疾病予防、重症化予防など特定個人を抽

出し集中的に対策を講じるハイリスクアプローチに一体的に取り組んでまいります。

認知症サポーターの養成や「オレンジほっとカフェ」の活動支援を行い、認知症に関する正しい知識と理解を深めるとともに、認知症の方や家族等のニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みを構築し、「チームオレンジ」の活動の充実を図ってまいります。

「安心して子供を産み育てることができるまち」につきましては、母子保健及び児童福祉の両機能を一体的に担う相談支援機関として、こども子育て課内に設置した「こども家庭センター」により、全ての妊産婦、子育て世帯及び子供に対し、切れ目のない相談支援等の充実に取り組んでまいります。

県内での医療機関受診分について、全ての医療費助成制度において、0歳から18歳に達する日以降最初の3月31日までの子供に対して、窓口負担のない現物給付方式を実施し、家庭状況に左右されずに子供が受診できる環境の整備に取り組むとともに、幼児教育・保育に係る国の無償化制度に加えて、市独自の子育て支援事業として、0歳から2歳児の保育料について、引き続き保育料の完全無償化を行ってまいります。

また、本年度から新たな子育て支援策として、子育て世帯の経済的な負担軽減を目的に、小中学校に入学する年の入学の日において、児童生徒と保護者の住所が本市にある保護者に対して「入学支援金」の支給に取り組んでまいります。

新たな公共施設として整備を進めている多世代交流施設につきましては、愛称を広く公募・選定した結果、このたび施設の愛称を「こころば」と決定いたしました。子供の屋内遊び場やフィットネスジムを整備しており、皆様に愛される施設として、本年7月の開業を目指し、運営に必要な設備、備品等を整備しながら、施設の周知に努めてまいります。

市独自に実施している歯科検診や相談事業等の各種健診を行うとともに、予防接種事業や産後ケア事業についても引き続き取り組み、妊娠期から出産期、子育て期に至るまでの切れ目のない支援の充実にも努めてまいります。

「地域が支え合い、安心して暮らせるまち」につきましては、「障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の次期計画を本年度策定し、障害福祉施策の総合的な推進を図ってまいります。

また、新たに福祉車両の購入助成事業を開始し、車椅子を利用されている方の移動の利便性の向上と社会参加を促進してまいります。

対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を、介護、障害、子育て、生活困窮と、分野ごとの制度に基づき行われていた事業などと一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備に取り組んでまいります。

健康ふれあいプラザの長寿命化を図るため、本年度は機械・電気設備工事等を行い、健康づくりとふれあいの場の拠点となる施設として維持管理に努めてまいります。

また、成年後見支援センターを中核として、権利擁護に関する相談を広く受け付け、判断能力

が十分でない要支援者の制度利用を支援し、その意思決定を丁寧に支えてまいります。

生活困窮者に対し、抱えている課題を評価分析する自立相談支援事業を「しぶし生活自立支援センターひまわり」において実施し、併せて住居確保のための給付金の支給を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援してまいります。

基本目標5は、「心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち」です。

「たくましく生きる力を育むまち」につきましては、小・中・義務教育学校に対して、アナログ教材とのバランスを考慮しながら、オンライン学習教材「スタディサプリ」や学習eポータル「まなびポケット」を導入し、一人一人の子供に応じたより効果的な授業展開を図り、学ぶ意欲や学習理解度の向上に取り組んでまいります。

いじめ、不登校、自殺の未然防止やヤングケアラーへの対応につきましては、学校が全ての子供たちにとって心の居場所、絆づくりの場となるように各関係機関との連携や、スクールカウンセラーや学校教育専門官等による支援体制、いじめの撲滅等の取組の充実を図ってまいります。

また、子供たちのニーズに応じた学びの保障に向けて、学校スペシャルルームやオンラインでの配信授業、学びの多様化教室「松風」、本年4月に開校した学びの多様化学校「悠志学園」等において、児童生徒の学習保障と体験活動の充実を図ってまいります。

特別支援教育につきましては、インクルーシブな学校運営の充実に努めるとともに、令和10年4月に伊崎田地区に整備される新たな県立特別支援学校について、県と連携し、準備を進めてまいります。

幼稚園や保育所、幼保連携型認定こども園と小学校教育の円滑な接続が行われるよう、担当者間での意見交換や合同研修の機会などを設けるとともに、園児と児童の交流の機会を設け、連携を図ってまいります。

また、中学校区における研修や情報共有を積極的に行うことで、小中学校それぞれの良さを生かした活動を推進し、義務教育9年間の教育活動を一体的に捉えた取組を充実させてまいります。

安全・安心な給食の提供に取り組む中で、残食を減らし、児童生徒にも地球にも優しい未来を目指す取組である「TAMORROW（たもろう）プロジェクト」を通じて、特産品のお茶やウナギ、地域の有機野菜など地元食材の積極的な活用を図り、本市の特産品や郷土料理に対する理解と関心を高めるとともに、児童生徒が主体的に食に関わるためのわくわくする給食づくりに取り組んでまいります。

保護者の経済的な負担軽減を図るため、引き続き学校給食費を無償化することにより、安心して子育てができるよう支援を行ってまいります。

今後6年間の急激な児童数の減少を見据え、これからの学校の在り方について、保護者や地域の皆様と一緒に考える場を設けるなどし、多様な視点から議論される環境をつくり出し、将来の担い手となる子供たちにとっての「より良い学びの場」を一緒に考えてまいります。

松山地域への令和11年4月の義務教育学校の開校に向け、保護者や地域の皆様とともに協議を進め、「教育のまち 松山」の実現を目指し、活力ある学校づくりに向けて取り組んでまいりま

す。

「多様な志を育むまち」につきましては、学びが市民個人の成長にとどまらず、地域社会の活性化につながるよう、様々な生涯学習メニューを設定し、多様な学びの環境づくりを行ってまいります。

市民の皆様に常に新しい図書資料を提供するとともに、いつでも、どこでも利用できる電子図書館サービスの利便性向上と多様な読書機会の確保に努めながら、読書への関心を高める活動と積極的な情報発信を行い、機能の充実とサービスの質の向上、利用促進を図ってまいります。

また、乳幼児への読み聞かせや、絵本をプレゼントするブックスタート事業、学校連携による小学校入学時のセカンドブック事業、小学校卒業時のサードブック事業を実施するとともに、家庭、地域、学校において本好きな子供を育む環境を提供し、読書活動の推進に努めてまいります。

家庭教育が教育の原点であるという視点を念頭に、家庭教育の力を高めるための学びの場の提供、志アップ子育て手帳による啓発活動を推進してまいります。

また、青少年研修の在り方を時代の変化に合わせてさらなる充実を図りながら、志あふれる人間性や多様性を尊重する心を養い、社会性及び国際性豊かな人材の育成に取り組んでまいります。

出前講座等を通じて市民の皆様が親しみやすいスポーツの普及を図り、障害の有無にかかわらず、誰もが楽しむことができる環境づくりに取り組んでまいります。

また、市民の皆様が安全に利用できるようスポーツ施設の維持管理に努め、有明野球場の大規模改修や志布志運動公園体育館への空調設置等により競技環境を整備し、利便性向上を図ってまいります。

「文化を守り・育み・つなげるまち」につきましては、自主文化事業において、多様なジャンルのプログラムを提供し、幅広い年齢層に芸術を楽しんでいただけるよう努めるとともに、青少年芸術鑑賞事業においては、子供たちが芸術を通じて心豊かに成長できる環境づくりに努めてまいります。

地域に伝承されている民俗芸能や伝統行事等の担い手を育成し、次世代へ継承していくため、継続的な支援を行ってまいります。

郷土の歴史、文化遺産に関連する様々な企画展を埋蔵文化財センターや国指定名勝福山氏庭園で開催するとともに、体験メニュー、志布志城CG動画等のデジタルコンテンツも活用しながら、本市の歴史、文化遺産の魅力を市内外へ発信してまいります。

福山氏庭園につきましては、老朽化が進む附属建物の保存修理を継続的に施工するほか、平山氏庭園につきましては、公有化を行い、本来の姿である寺院庭園としての整備を目指すとともに、福山氏庭園を起点として、国指定名勝の「志布志麓庭園」、日本遺産の「志布志麓」、続日本100名城の「志布志城」などの歴史的資源をつなぎ、周遊性のある活用を図ってまいります。

また、民間事業者による活用が開始された山中氏邸や木下氏邸を先行事例として、市が所有する歴史的建造物に民間活力を導入し、歴史的資源の価値を生かして、町なかのにぎわい創出を図る柔軟な活用を行うことで、地域と一体となって観光まちづくりを推進してまいります。

基本目標6は、「人と地域が輝く共生・協働・自立のまち」です。

「市民みんなで考え、取り組むまち」につきましては、市の地域づくりにおける最良のパートナーである地域コミュニティ協議会が主体的かつ活発に活動できるよう、引き続き人材や財政、施設、地域の取組や企画、運営への支援に努めてまいります。

また、SNSを活用した地域情報の発信や地域内での情報共有の支援を通じて、地域の魅力や活動内容を広く伝える仕組みづくりに努めるとともに、地域支援員による情報発信力の強化により、地域と若者をつなぐきっかけづくりを推進してまいります。

新たに郵便局長を集落支援員として委嘱することで、コミュニティ単位ではなく、広域での見守り活動等も行なってまいります。

本年度策定する第3次総合計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略について、計画策定の段階から市民の皆様の参画を得ながら、計画、人材育成、事業をつなげる取組を展開してまいります。

市内団体や民間事業者等のSDGsに掲げる17の目標のいずれかの達成につながる取組を支援することで、本市の実情に応じた持続可能な社会づくりを推進してまいります。

「全ての人が尊重され、市民が輝くまち」につきましては、性別や性の在り方だけでなく、人種や国籍、障害の有無、価値観など様々な背景を理解し、認め合うことが必要であり、全ての人が互いの人権を尊重し、自分らしい生き方や能力を最大限に発揮できるよう取り組んでまいります。

少子高齢化が進み、労働力人口が減少する中、人手不足を解消するために、女性がその能力を十分に発揮できる環境を整備することは、必要不可欠となっていることから、誰もが活躍できるまちづくりを進めていくために必要となる様々な取組を推進するとともに、国の伴走支援を受け、地方から都市部へと流出する若者の人口減少の問題にも取り組み、地域全体がより魅力的で暮らしやすい場所になるよう、事業を展開してまいります。

女性が抱える様々な問題や背景、心身の状況等に応じた適切な支援を提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現を目指してまいります。

コミュニケーションに不安を感じている外国人等が安心して行政サービスを享受できるよう、多言語通訳システムや多言語翻訳ディスプレイを導入しており、引き続き、在留手続、仕事、医療、福祉、出産、子育て、子供の教育等の生活に関する大切な情報や相談を様々な言語で伝えられる環境の構築に努めてまいります。

また、住みやすい環境を整備し、地域社会の構成員として共に生きていく社会を目指し、特定技能外国人が所属している事業所に対しアンケートを実施し、施策へとつなげてまいります。

基本目標7は、「市民とともに歩む「ムダ」のない経営」です。

「効率的で質の高い行政経営が推進されるまち」につきましては、市民ニーズに対して迅速に対応のできる職員を育成するため、引き続き四つの行政経営指針を徹底させるほか、DXの推進に向けた人材育成のため、地域活性化起業人制度等の外部人材のDX知見活用や情報処理系の資

格取得支援を実施してまいります。

誰でもデジタルの恩恵が享受できることを目指し、デジタルデバイドの解消に向けたスマホ相談所をさらに充実させてまいります。

行政サービスの利便性の向上に向け、収納窓口でのセルフレジの利用を促進させるほか、「書かない」窓口の手続を拡充してまいります。

「行かない」窓口を実現するため、マイナンバーカードの普及や、マイナンバーカードを活用したコンビニや各庁舎キヨスク端末での証明書発行、住民異動届や健康保険証利用など、利便性の周知を図るほか、電子申請や電子納税が行えるe L T A Xの活用を促進してまいります。

市公式L I N Eについては、公的個人認証やオンライン決済可能な環境を構築するとともに、プッシュ式による情報提供としての機能の充実を図ってまいります。広報紙、ホームページ等の充実を図るとともに、時代の変化に合わせ、誰もが行政情報を得やすい環境構築について検討を進めてまいります。

社会情勢が急速に変化する近年において、限られた職員数で、市民サービスを向上させながら多種多様な課題に対応していくために、課長の裁量によるグループ制の活用や組織内の幅広い連携に努めるほか、R P Aによる定型業務の自動化や文書処理事務の電子化などの業務効率化を推進することで、市民サービスの向上を図ってまいります。

職員の働き方改革のため、自宅や別庁舎でも業務が行えるテレワークを推進するほか、柔軟な勤務の形として時差出勤の充実を図ってまいります。

行政では対応が困難な課題に対して、民間の知識やノウハウなどの経営資源を活用するため、民間事業者等提案制度を通じて企業等との連携体制を積極的に構築してまいります。

「健全な財政運営が推進されるまち」につきましては、歳入の確保と公平な税負担を図るため、システムを活用した各税や各料金の調査、賦課、滞納整理事務等の効率化を進めるほか、本年度は、県の特別滞納整理班による納税指導や滞納整理を実施してまいります。

企業版ふるさと納税制度を通じて多くの企業とのパートナーシップを構築し、官民で連携して本市の課題の解決に当たる共創に積極的に取り組むとともに、財源確保に努めてまいります。

本年度、第2期公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の全体の状況把握、長期的な視点に立った施設の更新、統廃合、長寿命化等といった計画的な管理を推進するほか、公有財産の適正管理に多くの知見を持つアドバイザーから総合的なアドバイス等を受け、有効活用の検討や未利用財産等の整理を推進してまいります。

民間の活力やノウハウを生かし、公共サービスの質の向上と経費抑制を図るため、指定管理者制度を適正に運用し、多様化する利用者のニーズや激しい社会情勢の変化に迅速に対応してまいります。

以上の主要施策等の取組を実現するために、令和8年度の予算を編成してまいりました。

本年2月に任期満了による市長選挙が実施されたことにより、一般会計の当初予算については、義務的経費、継続事業等を主体としたいわゆる骨格予算としておりました。今定例会におきまし

て、政策的経費や新規事業等を追加する補正予算、いわゆる肉づけ予算として提案しています。

肉づけ予算を含む令和8年度予算においては、第2次総合振興計画及び後期基本計画の最終年度となることから、後期基本計画で定めた目標人口2万8,500人の確保に資する移住施策など人口増につながる事業を継続しつつ、社会減への対策として、市民一人一人の幸福度を高める環境整備のための取組等をより深化させる施策を構築したところ、一般会計予算の総額は、314億円となり、令和7年度当初予算と比較し、16億円、5.6%の増、過去最大の予算規模となったところです。

今後の財政運営については、歳入面では市町村合併に対する財政措置である合併特例債の活用が令和7年度に終了したことに加え、国・県補助負担金の増加が期待できない状況です。一方、歳出面では人件費や扶助費など義務的な経費の増に加え、物価高騰に伴う行政コスト全体の増加に対応する必要があるなど、さらに厳しい財政運営が続くことが予想されます。

なお、高度経済成長期に集中して建築された公共施設等の老朽化により、大規模改修、修繕等に多額の費用が見込まれますが、公共施設マネジメントの推進体制を構築・強化することで対応してまいります。

引き続き「入るを量りていずるを制す」を基本方針として、職員一人一人が徹底したコスト意識の下、事務事業優先度評価により事業の整理、統合、縮減を徹底し、所期の目的を達成した事業の廃止や既存事業の見直しに取り組みながら、情報収集能力や補助制度活用の企画力を高め、国、県等の補助制度等の活用による財源確保に最大限の努力を払いつつ、持続可能な財政基盤を構築するため、歳入、歳出両面にわたる行財政改革に取り組んでまいります。

以上、市政運営の基本的な考え方、第2次総合振興計画のまちづくりの基本目標に基づく主要施策、令和8年度予算の概要を申し述べました。

これらの施策を確実に推進することによって市民の皆様の幸福度を高め、本市の魅力を増し、「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち」を目指し、全庁一丸となって取り組み、持続可能な市政運営を構築してまいります。

今後も引き続き市民の皆様とともにまちづくりに取り組み、人口減少や物価高騰が続くこの難局を乗り越え、将来都市像「未来へ躍動する創造都市 志布志」を実現するためにも、志布志市議会議員各位、そして市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） ここで、しばらく昼食のため休憩します。午後は、1時5分から再開します。

○
午前11時55分 休憩

午後1時05分 再開

○
○議長（小野広嗣議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○議長（小野広嗣議員） お諮りします。

日程第14、議案第35号及び日程第15、議案第36号、以上2件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号及び議案第36号の2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第14 議案第35号 志布志市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第14、議案第35号、志布志市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第35号、志布志市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正による同法の条の繰下げが行われたことに伴い、条例中の当該条名を引用している部分を改める必要があるものであります。

なお、この条例の施行日は、関係法律の施行の日と同じく、令和8年9月24日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第35号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第15 議案第36号 志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第15、議案第36号、志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第36号、志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明申し上げます。

本案は、行政手続法の一部改正に伴い、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の通知の方式を、公示事項が不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を掲示場に掲示する等の状態に置くことに改める措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改める必要があるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（富岡 裕君） 議案第36号、志布志市行政手続条例の一部を改正する条例について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料は、37ページ中段、改正内容を御覧ください。

不利益処分をしようとする場合の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞又は弁明の機会の付与の通知の方法につきまして改正を行います。

通知の方式は、改正前は、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示することにより行っていますが、改正後は、公示事項を不特定多数の者が閲覧できる状態、具体的には市のホームページ上に置くとともに、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示し、又は事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧ができる状態に置く措置を講じることになり、措置を講じた日から2週間を経過したときに、聴聞又は弁明の機会の付与の通知が相手方に到達したものとみなします。

その他措置の新設に伴う整理等を併せて行います。

なお、この条例は、公布の日から施行します。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第36号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第16 議案第37号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第16、議案第37号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第37号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、固定資産税の課税標準額の引上げ、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の新設等の措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改める必要があるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第37号は、総務常任委員会に付託します。

—————○—————

○議長（小野広嗣議員） お諮りします。

日程第17、議案第38号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第17 議案第38号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第17、議案第38号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第38号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明申し上げます。

本案は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、在留カード及び特別永住者証明書に個人番号カードとしての機能を付加する措置が講じられたこと及び電気通信事業法の一部改正による同法の号の繰下げが行われたことから、当該措置に関する規定を改めるとともに、条例中の当該号番号を引用している部分を改める等する必要があるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い

申し上げます。

○市民環境課長（村山 睦君） 議案第38号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料47ページを御覧ください。

第5条第3項の改正は、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民の対象を明確化するため、漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む規定を付け加えるものでございます。

第6条第4項は、新たに印鑑登録原票の別に印影を紙に押印し作成した可視台帳の作成及び保管について明文化するため、項を新設したものであります。

47ページ及び48ページを御覧ください。

第8条ただし書及び第16条第3項の改正において、印鑑登録証に代えて、個人番号カード、個人番号カードの機能が付加された特定在留カード及び特定特別永住者証明書を添えて自ら申請することで印鑑登録証の交付を受けることができるよう改正を行っています。

第17条は、電気通信事業法第12条の2第4項第2号の前に1号追加されたことにより号の繰下げが行われたため、条例内の号番号を繰り下げるものです。

その他今回の改正に伴い、字句の整理を行っています。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第38号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第18 議案第39号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第18、議案第39号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第39号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明申し上げます。

本案は、農業委員会委員、農業委員会農地利用最適化推進委員等の業務量の増加及び物価高騰等社会情勢を勘案し、農業委員会会長職務代理者、農業委員会委員及び農業委員会農地利用最適化推進委員の報酬額の改定を行う必要があるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第39号は、産業建設常任委員会に付託します。

—————○—————

日程第19 議案第40号 権利の放棄について

○議長（小野広嗣議員） 日程第19、議案第40号、権利の放棄についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第40号、権利の放棄につきまして、説明申し上げます。

本案は、商工業振興資金新型コロナウイルス対策利子補給補助金に係る返還金を放棄するに当たり、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第40号は、産業建設常任委員会に付託します。

—————○—————

○議長（小野広嗣議員） お諮りします。

日程第20、議案第41号から日程第24、議案第50号まで、以上5件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号から議案第44号まで及び議案第50号の5件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第20 議案第41号 財産の取得について

日程第21 議案第42号 財産の取得について

日程第22 議案第43号 財産の取得について

日程第23 議案第44号 財産の取得について

日程第24 議案第50号 財産の取得について

○議長（小野広嗣議員） 日程第20、議案第41号から日程第24、議案第50号まで、以上5件については、会議規則第35条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を一括して求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第41号から第44号まで及び第50号、財産の取得について、一括して説明申し上げます。

これらの案は、廃棄物の分別収集用ごみ袋を買収するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（村山 睦君） それでは、補足して説明申し上げます。

これらの案は、志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格2,000万円以上の財産の買入れであります。

取得する財産は、廃棄物の分別収集用ごみ袋であります。

各議案の詳細について御説明いたします。

議案第41号、購入数量は171万6,000枚、買収方法は随意契約で、買収の価格は2,155万4,676円、相手方は日本緑農株式会社。

議案第42号、購入数量は164万4,000枚、買収方法は指名競争入札で、買収の価格は2,314万6,200円、相手方は日本緑農株式会社。

議案第43号、購入数量は152万4,000枚、買収方法は指名競争入札で、買収の価格は2,023万4,940円、相手方は日本緑農株式会社。

議案第44号、購入数量は141万2,000枚、買収の方法は指名競争入札で、買収の価格は2,167万8,140円、相手方は日本緑農株式会社。

議案第50号、購入数量は172万1,000枚、買収の方法は指名競争入札で、買収の価格は1,625万6,801円であります。相手方は株式会社ジャストタイム二十四です。

ごみ袋の仕様につきましては、付議案件資料を御参照ください。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、議案第41号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第41号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、可決することに決定しました。

これから、議案第42号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第42号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、可決することに決定しました。

これから、議案第43号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第43号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、可決することに決定しました。

これから、議案第44号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第44号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、可決することに決定しました。

これから、議案第50号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

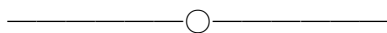
これから採決します。

お諮りします。議案第50号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、可決することに決定しました。



日程第25 議案第45号 令和8年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（小野広嗣議員） 日程第25、議案第45号、令和8年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第45号、令和8年度志布志市一般会計補正予算（第2号）につきまして、説明申し上げます。

本案は、令和8年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、中学校管理事業、第4分団詰所整備事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（坂元正知君） 議案第45号、令和8年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に6億4,524万7,000円を追加し、予算の総額を314億5,628万2,000円とするものでございます。

予算書の4ページをお開きください。

第2表の地方債補正は、緊急防災・減災事業債を9,730万円追加し、災害復旧事業債を130万円、学校教育施設等整備事業債を2億2,160万円増額、過疎対策事業債を総額で8,100万円減額しています。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の8ページをお開きください。

13款、分担金及び負担金、2項、負担金、4目、農林水産業費負担金は、土地改良施設事業における曾於南部地区管路保全事業実施に伴う他市町負担金として、畑かん負担金（曾於南部）を276万8,000円計上しています。

9ページになりますが、15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、地域未来交付金（デジタル実装型）を50万9,000円計上しています。

2目、民生費国庫補助金は、困難な問題を抱える女性支援推進等事業を206万6,000円、地域診療情報連携推進費補助金を121万6,000円計上、6目、教育費国庫補助金、1節、小学校費補助金は、公立学校給食費負担軽減事業を8,093万8,000円計上、2節、中学校費補助金は、学校施設環境改善交付金を1,153万5,000円計上し、教育支援体制整備事業補助金を45万3,000円増額しています。

10ページをお開きください。

16款、県支出金、2項、県補助金、3目、衛生費県補助金は、ドナー環境整備事業を10万5,000円計上、4目、農林水産業費県補助金は、農地耕作条件改善事業交付金を210万円増額、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業を1,000万円計上、9目、教育費県補助金は、地域スポーツ・文化活動推進事業を62万2,000円計上しています。

11ページになりますが、18款、寄附金は、一般財団法人岩崎育英文化財団様からの寄附金を50万円計上しています。

12ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として9,932万2,000円増額、4目、施設整備事業基金繰入金は、松山地域義務教育学校整備事業等に充当する経費として1億2,300万1,000円増額、15目、ふるさと志基金繰入金は、観光施設管理事業等に充当する経費の増額や学校給食費無償化事業等に係る財源振替による減額を行ったこと等により447万円減額、28目、森林環境譲与税基金繰入金は、森林経営管理事業に充当する経費として280万5,000円増額しています。

13ページになりますが、21款、諸収入、4項、雑入は、コミュニティ助成事業、スポーツ振興くじ助成金の交付決定に伴い、総額で8,230万円計上しています。

14ページをお開きください。

22款、市債は、2億3,920万円増額し、総額で19億8,090万円としています。

次に、歳出予算でございます。

予算書は15ページ、説明資料は3ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、3目、財産管理費は、公有財産活用等に係る知見、ノウハウを持ったアドバイザーへ公有財産マネジメントに係る業務支援等を委託することにより、財産活用の検討や活用の見込みのない財産の売却を推進する公有財産活用アドバイザー業務委託を175万4,000円計上しています。

説明資料は、7ページをお開きください。

4目、企画費は、地域活性化起業人制度を活用し、空き家の発生から予防までの総合的な空き家等対策を実施する空家対策推進事業を150万円計上しています。

予算書は17ページ、説明資料は9ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会を実現するため、女性相談支援事業を281万4,000円計上しています。

説明資料は、17ページをお開きください。

3目、自立支援費は、障害等により車椅子を使用する方の移動に際し、福祉車両を新規に購入する経費を助成することにより、車椅子を利用する方の福祉向上を図るため、福祉車両購入費助成事業を60万円計上しています。

予算書は18ページ、説明資料は19ページをお開きください。

3 款、民生費、2 項、児童福祉費、1 目、児童福祉総務費は、小中学校への入学に係る費用の一部を支援することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る小・中学校入学支援金支給事業を1,500万円計上しています。

予算書は21ページ、説明資料は21ページをお開きください。

6 款、農林水産業費、1 項、農業費、3 目、農業振興費は、農家の稼ぐ力に必要な、省力化、高品質化のための資機材の導入に対して支援する稼ぐ農力支援事業を3,000万円計上しています。

予算書は24ページ、説明資料は13ページをお開きください。

7 款、商工費、1 項、商工費、3 目、観光費は、特産品をきっかけとした効果的かつ効率的な情報発信を行うために、地域活性化起業人制度を活用し、本市の関係人口や交流人口増に取り組むため、シティセールス事業を300万円増額しています。

説明資料は、10ページをお開きください。

4 目、港湾振興費は、志布志みなとセミナーの開催及び市長トップポートセールスを行うことで、志布志港の整備促進及び利活用をさらに推進するため、志布志港振興事業を400万円増額しています。

予算書は27ページ、説明資料は2ページをお開きください。

9 款、消防費、1 項、消防費、3 目、消防施設費は、老朽化している有明方面隊第4分団詰所を移転新築し、非常時の確実な出動及び消火体制の充実を図る第4分団詰所整備事業を1億252万円計上しています。

予算書は30ページ、説明資料は26ページをお開きください。

10 款、教育費、3 項、中学校費、1 目、学校管理費は、志布志中学校の屋内運動場等について大規模改修を行い、学校施設の適正な管理及び維持保全を図るため、中学校管理事業を2億7,233万2,000円増額しています。

予算書は32ページ、説明資料は30ページをお開きください。

10 款、教育費、5 項、保健体育費、2 目、体育施設費は、令和7年度に株式会社堀口園様から頂いた寄附金を活用して、志布志運動公園体育館の備品の購入を行い、スポーツ環境の充実を図るため、志布志運動公園体育館デジタル機器導入事業（寄附金活用事業）を524万5,000円増額しています。

以上が補正予算（第2号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、説明資料を御参照ください。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第45号は、予算常任委員会に付託します。

○

○議長（小野広嗣議員） お諮りします。

日程第26、議案第46号から日程第30、同意第4号まで、以上5件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号から同意第4号までの5件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第26 議案第46号 令和8年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（小野広嗣議員） 日程第26、議案第46号、令和8年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第46号、令和8年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明申し上げます。

本案は、令和8年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、子育て世帯支援給付金事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○健康長寿課長（西 洋一君） 議案第46号につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳出予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳出予算につきまして御説明申し上げます。

予算書は3ページ、予算説明資料は31ページをお開きください。

総務費の総務管理費の一般管理費は、国民健康保険子育て世帯支援給付金等の合計143万8,000円を増額するものでございます。

予算書の4ページを御覧ください。

予備費を143万8,000円減額するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第46号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第27 議案第47号 令和8年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（小野広嗣議員） 日程第27、議案第47号、令和8年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第47号、令和8年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明申し上げます。

本案は、令和8年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算につきまして、介護保険システム改修事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○健康長寿課長（西 洋一君） 議案第47号につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ98万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ40億953万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、事業費補助金として49万1,000円を増額するものでございます。

予算書の6ページをお開きください。

繰入金の一般会計繰入金は、事務費繰入金として49万1,000円を増額するものでございます。

予算書の7ページを御覧ください。

歳出の総務費の総務管理費は、電算システム業務委託料として98万2,000円を増額するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第47号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第28 議案第48号 令和8年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（小野広嗣議員） 日程第28、議案第48号、令和8年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第48号、令和8年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明申し上げます。

本案は、令和8年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、国民宿舎ボルベリアダグリ改修事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○シティセールス課長（救仁郷義徳君） 議案第48号につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ165万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,953万1,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

予算書は5ページ、予算説明資料は32ページをお開きください。

歳入の一般会計繰入金を165万円増額するものでございます。

予算書の6ページをお開きください。

歳出の管理費は、国民宿舎ボルベリアダグリの厨房排水管やり替え等工事に係る工事請負費として165万円を増額するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第48号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第29 議案第49号 令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（小野広嗣議員） 日程第29、議案第49号、令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第49号、令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明申し上げます。

本案は、令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算について、工業団地整備事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○みなと振興課長（木村勝志君） 議案第49号につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億5,827万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

予算書は3ページ、予算説明資料は33ページをお開きください。

第2表の地方債補正は、地域開発事業債を600万円追加するものでございます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の市債の商工債は、地域開発事業債を600万円増額するものでございます。

予算書の7ページをお開きください。

歳出の事業費の工業団地整備事業費は、測量設計業務委託料及び補償金を合計で600万円増額するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○15番（小園義行議員） この補償金の電柱移転料は、九電、NTTそれぞれいろいろあるわけですが、何本ぐらい移転されるのですか。

○みなと振興課長（木村勝志君） 現在の予定としましては、3本移転をする予定でございます。

○議長（小野広嗣議員） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第49号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第30 同意第4号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（小野広嗣議員） 日程第30、同意第4号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 同意第4号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることにつきまして、説明申し上げます。

本案は、固定資産評価員に鮎川勝彦氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

鮎川勝彦氏の略歴につきましては、付議案件説明資料の57ページを御覧ください。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第4号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は、同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（小野広嗣議員） 以上で、本日の日程は、終了しました。

6月15日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後 1 時52分散会

令和 8 年第 2 回志布志市議会定例会会議録（第 2 号）

期 日：令和 8 年 6 月 15 日（月曜日）午前 10 時 00 分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第 1 一般質問

小 辻 一 海
野 村 広 志
青 山 浩 二
年 見 明 浩
平 野 栄 作
栢 山 晋 司
川 崎 桃 子
小 園 義 行

出席議員氏名（15名）

1 番 川 崎 桃 子	2 番 年 見 明 浩
3 番 永 田 梓	4 番 栢 山 晋 司
5 番 稲 付 洋 平	6 番 青 山 浩 二
7 番 野 村 広 志	8 番 八 代 誠
9 番 小 辻 一 海	10 番 持 留 忠 義
11 番 平 野 栄 作	13 番 小 野 広 嗣
14 番 東 宏 二	15 番 小 園 義 行
16 番 福 重 彰 史	

欠席議員指名（1名）

12 番 鶴 迫 京 子

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 鮎 川 勝 彦
教 育 長 福 田 裕 生	総務課長兼選挙 管理委員会事務局長 富 岡 裕
財 務 課 長 坂 元 正 知	総合政策課長 川 上 桂一郎
コミュニティ推進課長 五 代 千加子	みなと振興課長 木 村 勝 志
シティセールス課長 救仁郷 義 徳	税 務 課 長 宮 内 真 吾
市民環境課長 村 山 睦	福 祉 課 長 山 口 善 央
健康長寿課長 西 洋 一	こども子育て課長 下 出 克 也
農政畜産課長 萩 迫 和 彦	耕地林務課長 原 栄 次
建 設 課 長 得 丸 八 郎	松山支所長兼 総務市民課長 大 迫 秀 治
有明支所長兼 地域振興課長 川 崎 喜代人	水 道 課 長 福 元 義 仁
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 濱 田 茂	農業委員会事務局長 高 野 利 彦
教育総務課長 児 玉 雅 史	学校教育課長 神 田 圭
生涯学習課長 河 野 尚 仁	危機管理監 黒 川 晃

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	グループリーダー 下 木 幹 一
サブリーダー 前 田 範 雄	サブリーダー 上 野 健太郎

午前10時00分 開議

○議長（小野広嗣議員） これから、本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 一般質問

○議長（小野広嗣議員） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、9番、小辻一海議員の一般質問を許可します。

○9番（小辻一海議員） 改めましてこんにちは。小辻一海でございます。今年も梅雨時期に入っていますが、大きな災害が発生しないことを願ひまして、6月定例会の一般質問に入ります。ここに何回登壇しても、緊張しないことはありません。今日も緊張しながら、今定例会のトップバッターとして、早速通告書に従ひまして質問してまいります。

では、今回は、有害鳥獣被害、特にイノシシを中心に状況と対策について1点のみ質問してまいります。質問については、担当課と念入りなヒアリングをしていますので、数字と客観的なデータ以外は、施策としてなるべく市長答弁をよろしく願ひします。この件につきましては、過去に何回か質問しており、その後も同僚議員も何回となく質問され、また、全国各地においても、熊、イノシシ、鹿、猿等が中山間地域はもとより、市街地の人家にまで出没し、田畑、茶園はもとより、人まで襲うという熊による人的・物的被害が多発し、連日のように新聞、テレビで報道され、暮らす人々に不安と恐怖を与え、その防止対策の強化が望まれているところです。本市においても、過疎、高齢化が進み、耕作放棄地の増加などにより有害鳥獣の生息区域が拡大し、山間地域に限らず、街の中でも田畑や道路脇で度々発見されています。前回の質問から5年以上経過していますので、過去質問したことの進捗状況と現在の状況並びに対策について、お聞きしてまいりたいと思います。

では、まず過去5年間の農作物の被害状況及び有害鳥獣の捕獲の実績について、お示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 小辻議員の御質問にお答えします。

過去5年間の農作物の被害状況として、被害面積及び被害金額を申し上げます。令和3年度が0.96ヘクタール、84万4,000円、令和4年度が1.09ヘクタール、110万5,000円、令和5年度が1.07ヘクタール、109万2,000円、令和6年度が1.06ヘクタール、109万1,000円、令和7年度が0.95ヘクタール、97万5,000円の被害が発生しています。有害鳥獣の捕獲実績として、有害鳥獣全種の合計頭数を申し上げます。令和3年度が1,374頭、令和4年度が1,733頭、令和5年度が2,050頭、令和6年度が2,116頭、令和7年度が2,623頭の捕獲実績があったところであります。

○9番（小辻一海議員） 令和5年度策定の被害防止計画では、イノシシを例にとると、被害の現状が令和4年度は額で110万5,000円、面積で1.09ヘクタール、令和8年度の目標値は額で77万3,000円、面積で0.76ヘクタールとなっています。なお、先ほど答弁でもありましたが、令和7年度の被害額は97万5,000円で、被害面積は0.95ヘクタールと昨年、一昨年より減少しています。

これらの被害額、面積は、どのように算定されているのでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

被害額の数値の算定につきましては、農業共済組合における被害と市に寄せられた相談による被害を基に、現地確認と被害者への聞き取りにより算出をしています。被害の中には、直接猟友会に相談している案件や被害相談をしていない案件も一部あると伺っていますので、実際の被害といたしましては、もっと多いというふうに認識をしています。

○9番（小辻一海議員） 被害の算定を数字で示されている以上は、基になるデータ、根拠が必要だと思いますので、現場の被害実態ができる限り反映された被害の状況をよりの確に把握していただきたいと思います。イノシシ被害の全体的な実態が分かってきますと、それに対する次の対策というのも計画できるわけです。どんな形でもいいですから、イノシシの被害の実態把握に向けた検討をしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 現在、市に寄せられた相談による被害につきましては、把握をしているところでございますが、被害の中には、直接猟友会に相談している案件や被害相談をしていない案件も一部あると認識しています。被害の状況の正確な把握のために、被害が発生した場合は、市役所へ相談するように、そのような周知に努めてまいりたいと考えています。

○9番（小辻一海議員） では、令和7年8月20日の鹿児島県特定鳥獣保護管理検討委員会での報告として、鹿とイノシシの推定個体数が示され、イノシシの令和6年度の中央値密度1平方キロメートル当たり10頭を超える推定密度が令和5年度を上回った高密度の自治体が14市町で、特に危惧される自治体が大崎町、志布志市で、大幅に増加していると示され、被害防除の観点からより一層の捕獲が必要であると報告されました。捕獲をより戦略的に対応するためには、イノシシの推定個体数の把握が必要であると考えます。8年前の質問でこの把握調査をお願いしましたが、その後、どのように検討し、結果が出されたのか、お示しいただけないでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 現在、鳥獣の推定個体数の調査については、行っていない状況でございます。推定個体数調査につきましては、環境省や鹿児島県が実施をしています個体数推定の数値を参考にしているところでございます。鹿児島県の特定鳥獣保護管理検討委員会からの資料によりますと、このベイズ分析ということで調査をしているようでございます。捕獲頭数、それから狩猟者数等の数字に基づいて分析がされているというふうに認識はしていますけれども、令和6年度の中央値が令和5年度の捕獲実績を基に4,010頭というようなところで、今議員おっしゃいますとおり、高密度の自治体ということで県の検討委員会からの資料で示されたところでございます。

○9番（小辻一海議員） 農林業の被害金額の大部分がイノシシであるとお聞きしています。先ほど申し上げましたが、県特定鳥獣保護管理検討委員会での報告では、大崎町、志布志市で大幅に増加していると示され、より一層の捕獲が必要と報告されています。先ほど言われました県のベイズ法を用いた計算では、ちょっと資料を見たところ、令和5年度が1,140頭、令和6年度は先ほど課長が申し上げられました4,010頭と増えており、本市の目撃情報、被害情報などから見

でも、増加していると考えられます。市長は、イノシシの生息個体数の実態をどのように捉えられているかお尋ねします。

○市長（下平晴行君） 生息状況につきましては、先ほどありましたとおり、イノシシの捕獲頭数が3年連続で1,000頭を超えているという状況でありますので、いまだに多くのイノシシが生息していると想定をしているというふうに考えています。

○9番（小辻一海議員） 県の報告や目撃情報、被害情報から考えますと、増えていると推定できるわけです。鳥獣保護の観点から捕獲頭数も限られていますので、減ることはないのではないかと考えます。あとは、イノシシとどう共存していくかということに発想を転換していかなければいけない時代に入ったのだと考えると、市で推定個体数の把握のない中、鳥獣保護の観点から効率よく目標頭数を捕獲して、全体の生息数を抑えて管理をしていくという恒常的な個体数管理をどのように確立されていくのか、そのあたりの市長のお考えをお聞きます。

○市長（下平晴行君） 個体数の実態把握につきましては、捕獲頭数の計画数の設定に影響するものでありますので、猟友会員からの情報を踏まえ、鹿児島県が実施している個体数推定の数値を随時確認して、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えています。

○9番（小辻一海議員） 鳥獣保護の観点から見ますと、絶滅させて生態系に大きな影響を及ぼすことの懸念も考えなければならない。一方、基盤産業でもある農林畜産業を守る駆除のため、効率よく捕獲して全体の生息数を抑えていくという二つのバランスを大事にした管理が必要だと思います。県と連絡を取りながらでもいいですので、推定個体数の把握をしていただき、鳥獣保護の観点からも年ごとに目標頭数を設定した駆除をお願いしたいと思います。

それでは、イノシシの生息個体数は、県の報告でも市長の答弁でも増えているとのことですが、今後、有害鳥獣対策と支援にどのような取組をしていかれるのか、市長のお考えをお尋ねします。

○市長（下平晴行君） 有害鳥獣の捕獲件数は増加傾向にあり、農作物被害状況は減少傾向にあるところでありますが、住宅街での出没が多く発生しており、また電気柵などの鳥獣対策がされていない圃場での被害が発生しているというところでございます。そのような中、有害鳥獣対策として、集中捕獲実践活動や猟期中における捕獲報奨金の支援、電気柵や地域での侵入防止柵の設置事業を継続して取り組んでいるところであります。また、狩猟免許取得者数の維持のために、有害鳥獣捕獲従事者を確保するための支援についても取り組んでいるところであります。今後も、市猟友会と連携し、「個体数を減らす、侵入を防ぐ、寄せつけない」取組等を推進してまいりたいというふうに考えています。

○9番（小辻一海議員） では、具体的にお聞きしてまいります。本市のイノシシの推定個体数は増えているようですが、先ほどの答弁と農政畜産課長の資料から見ますと、昨年、一昨年の農業被害額、被害面積が令和5年度に比べて減少傾向になっています。減少になった主な要因についてお尋ねします。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 令和7年度から電気柵購入に対する補助率を3分の1から2分の1に引き上げたことで、電気柵導入実績が多くなっています。令和2年度から実施しています

ワイヤーメッシュ柵設置の事業についても継続して取り組んでおり、侵入を防ぐ効果が上がっていることが要因と考えています。また、有害鳥獣の捕獲数の増加についても、被害が減少している要因と捉えているところでございます。

○9番（小辻一海議員） 「電気柵購入の補助率を2分の1にしたことが大きな要因」との答弁でありました。この件につきましては、令和6年の10月頃だったと思います。松山地域の農家の方から、「近隣の曾於市、大崎町は2分の1の補助になっているが、本市は3分の1である。2分の1にできないか」と御相談がありました。市長、農政畜産課長に3分の1から2分の1への見直しをお願いした経緯があります。早速、翌年から2分の1に見直していただき、農家の方からもお礼の連絡があったところでした。誠に感謝申し上げます。電気柵の補助を2分の1にしたことで、値段的に電気柵の設置も容易になり、農業被害額、農業被害面積も減少傾向になり、鳥獣被害対策のすばらしい取組が施されていますので、多くの皆さんに積極的に情報提供が急務と考えますが、そこをどう取り組まれているのかお尋ねします。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 市で実施をしています有害鳥獣被害対策に関する情報提供につきましては、補助事業や対策方法について、ホームページや市報、行政告知放送を利用して周知をしているところでございます。多くの方に周知できるよう、今後も継続して情報を発信してまいりたいと考えています。

○9番（小辻一海議員） 多くの農家の皆さんへ情報を提供していただき、積極的な活用を図っていただくことを要請します。もう一つ、電気柵やワイヤーメッシュ等、捕獲機材の導入に2分の1を補助支援するという農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、鳥獣被害防止に効果を上げられている市町村があることをお聞きし、前回の質問では取り組まれていなかったの、広大な団地や広い面積でのイノシシの農業被害額、被害面積の減少になると考え、早急な取組を要請したのですが、その後、どのように検討されたのかお尋ねします。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 国の鳥獣被害防止総合対策交付金を利用した補助事業にその後取り組んでいます。内容といたしましては、狩猟免許初心者講習会に要する費用の助成、それからワイヤーメッシュ柵設置に対する助成、そして有害鳥獣捕獲報奨金（国庫上乗せ分）の支給等に取り組んでいるところでございます。

○9番（小辻一海議員） このことについても質問した翌年から取り組んでいただき、本当に感謝申し上げます。広大な団地や広い田んぼでは、機材としてワイヤーメッシュなどの購入になると、大変な金額になると思いますので、このことについても多くの皆さんに積極的な活用をしていただくため、あらゆる手法を利用して周知徹底を要請しておきます。

では、市内の道路や市街地等での目撃情報も以前より多く耳にしており、市としても市民の安全を守るために、できる限り可能な対策が必要なときだと思えます。住宅街に出没するイノシシからどんな方法で市民を守るのか、山で農作業をする人の被害をどうやって防ぐのか、現在、人間の生活圏が侵されつつある中で、手をこまねいているときではなく、何か新しい対策を考え、実行しないと、この状況は、悪くなるばかりです。このように暮らす人々に不安と恐怖を与えて

いるイノシシ被害対策を市民の安心・安全のためにも早急に取り組むべきと考えますが、そのあたりの考えは、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 市街地での出沒に関しては、市へ相談が寄せられた場合は、市担当と鳥獣被害対策実施隊と連携して現地確認を行っているところであります。現地で状況を確認し、追い払い、箱わなの設置、猟友会への捕獲依頼など、そのような対応をして、しっかりと市民の安全確保に努めているところでございます。

○9番（小辻一海議員） 今の答弁の中の実施隊についてですが、志布志市鳥獣被害防止計画の中にも示されています。「鳥獣被害対策実施隊を設置し、予察捕獲を基本に捕獲の実施を行うことにより、農作物等への被害発生を抑える。市街地周辺における出沒も増えていることから、銃や罠で対応できないところでは、実施隊の機動性を活かして、大型の箱わなの設置するなど臨機応変に対応していく」とありますが、現在の構成人数と具体的な活動内容について、お示しいただけないでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 鳥獣被害対策実施隊につきましては、被害防止施策を適切に実施するために設置をしております。農政畜産課職員及び狩猟免許保持者である市役所の職員で構成されています。本年度の活動人員につきましては、15名いるところでございます。また、具体的な活動につきましては、鳥獣被害における現地調査や追い払い、箱わなの設置などが主な活動でございます。

○9番（小辻一海議員） 志布志市鳥獣被害対策実施隊については、平成27年4月に設置されたようです。市職員のみで構成されていますが、市鳥獣被害防止計画では、「追い払い活動、捕獲わなの設置、捕獲・被害調査、広報啓発」と活動内容が多岐にわたっています。イノシシも増え、鳥獣による被害が年々多くなってくることを考えると、職員が公務多忙の中、片手間でできるのか危惧するところです。他の市町村事例を参考にされ、自治会、志布志警察署、農業協同組合、猟友会等々に加わっていただき、組織の在り方の見直し等を行うべきではないかと考えますが、市長、見直しの検討はいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 被害相談がある場合には、現場に到着する時間を考えると、市職員が一番早く現場へ着くことができるというふうに考えています。現地の状況を確認し、捕獲が必要である場合や危険性がある場合などは、猟友会や警察と連携し、対応しているところでありますので、現時点で市職員以外を実施隊へ任命することは考えていないところであります。引き続き、猟友会、警察と連携し、対応してまいりたいというふうに考えています。また、今後の組織につきましては、有害鳥獣被害の状況等に応じて、どういう形で対応ができるのか検討してまいりたいというふうに考えています。

○9番（小辻一海議員） 鳥獣被害対策実施隊の皆さんは、市職員で構成されているとのことですので。現場での捕獲については、法的な規制が厳しいと考えますが、狩猟免許等を取得されているのでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 実施隊の15名のメンバーの中に、わなの狩猟免許取得者が5名

いますので、そういった方を中心に箱わなのほうに名前等を明記して対応を取っているところがございます。

○9番（小辻一海議員） 猟友会の方の話では、「市街地等の暮らす人が多い所では、くくりわなは、外れたときに凶暴になるので、できれば、箱わなでの捕獲がよい」とのことです。今の組織で妥当か分かりませんが、公務多忙の中、市民の安心・安全のためにも鳥獣被害対策実施隊の皆さんの御活躍を期待したいと思います。

先ほどと少し重複しますが、被害実績について答弁されました。答弁の中で「農業共済組合経由での報告」とありましたが、被害に対する保険未加入の小規模農業従事者や家庭菜園など、報告を行っていない方が多数いると思います。私の菜園もイノシンにやられ、里芋を掘り起こされ全滅でした。また、アライグマかハクビシンか判明できなかったのですが、家の中の車庫にふんをため、取ってはため、取ってはためのいちごっこで大変な思いをしました。このような報告がない鳥獣被害実態が多くあると思いますが、そのような被害対策についての考えはいかがでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 議員おっしゃるとおり、最近では住宅街での有害鳥獣の出没相談が増えておりまして、被害の多くが家庭菜園や花壇の掘り起こしとなっています。相談を受けた場合は、現地の確認を実施しまして、状況に応じて箱わなの設置や猟友会への捕獲依頼をしています。また、家庭菜園においても電気柵設置を補助の対象としていますので、電気柵設置を推進しているところがございます。今後も、猟友会とさらなる連携を図りながら、個体数を減らし、住宅街への侵入防止に努めてまいりたいと考えています。

○9番（小辻一海議員） 保険に入られていない小規模農業従事者や退職後に家庭菜園をされている市民の方は、各自生きがいや楽しみを持って農作業をされていると思います。被害の全容解明は難しいと思いますが、見えていない実態があることも念頭に置いて、早急な対策をお願いしたいと思います。

地域の実情に応じて「個体数の調整」つまり捕獲する、被害防除「侵入を防ぐ」、生息環境の管理「寄せつけない」三つを組み合わせた総合的な取組で鳥獣被害防止に効果を上げられている自治体があることを研修会に参加して学び、早速質問させていただき、取組を要請いたしました。令和5年度に策定された鳥獣被害防止計画の中にも、被害防止対策として方向性が示されていますので、安心したところです。では、個体数調整、被害防除、生息環境管理の三つを組み合わせた令和7年度の被害軽減目標と実績、また、軽減できた成果についてお尋ねします。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 被害防止計画における被害軽減目標としましては、令和8年度時点で被害面積が0.76ヘクタール、被害金額が77万3,000円となっています。実績としましては、令和7年度の被害面積が0.95ヘクタール、被害金額が97万5,000円となっており、現時点では目標達成ができていない状況でございます。御質問の捕獲時に関する取組としまして、報奨金単価の見直しや一斉集中捕獲期間の設定等に取り組んでいます。また、防護柵の設置等に関する取組としまして、電気柵、ワイヤーメッシュ柵の補助事業の実施や維持管理の周知に取り組んでいま

す。生息環境管理の取組としまして、有害鳥獣被害の相談時に、現場での餌場となる場所の管理手法等について周知啓発活動を行っています。現時点では目標達成はできておりませんが、引き続き猟友会と連携いたしまして取組を進めてまいりたいというふうに考えています。

○９番（小辻一海議員） このことは、個体数調整では猟友会の皆さんの活動成果が表れ、被害防除では鳥獣侵入防止のワイヤーメッシュ、電気柵の対策等も進んでいると考えますが、なるべく捕獲して減少させていただきたいと思います。そういう中でありますが、圃場に農作物の残渣等を残すと、翌年に有害鳥獣を呼び込み、被害が増大することや、「住宅付近では、餌となる食べ物を置かない、生ごみ等の適正管理、集落内ごみ集積所の清掃を行う」など、生息環境管理について市鳥獣被害防止計画の中に方向性が示されています。どのように進められていくのかお尋ねします。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 生息環境管理の取組としましては、餌場となる場所を減らしていくことが重要であるというふうに考えています。そういったことから、被害相談があった場合には、何らかの被害が発生する要因があることから、現地調査を入念に実施をいたしまして、要因に適した対応をしているところでございます。今後も、餌場をつくらないとか、生ごみの適正管理とか、そういったことについては、適宜周知を図ってまいりたいというふうに考えています。

○９番（小辻一海議員） なお一層の取組と市民の皆さんへの啓発をお願いしたいと思います。

あと一つ、被害の大きな要因については、中山間地域の荒廃地が問題でもあり、農地の荒廃の一因として、農業従事者の高齢化や作付面積の減少、不在者による耕作放棄地の拡大などが考えられ、鳥獣が寄りつく、すみやすくなる要因となり、有害鳥獣も増えて被害も広がると思いますが、本市の鳥獣対策における中山間地域の実態をどのように認識されているのか、そこは、いかがでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 議員おっしゃるとおり、中山間地域におきましては、耕作放棄地が多くありまして、そこがイノシシ等のすみかになっているという状況で、増える原因になっていると考えているところでございます。耕作放棄地が近くにありまして、農作物被害が発生しやすい傾向にありますので、耕作放棄地付近の圃場におきましては、電気柵の設置を推進しているところでございます。今後、耕作放棄地の対策といたしましては、関係課と情報を密に共有いたしまして、耕作放棄地解消に向けた取組を模索していきたいというふうに考えています。

○９番（小辻一海議員） 対策として人間と野生動物とのすみ分け、境界の再構築や野生動物の生態系に配慮した森づくりが重要とされているようです。具体的には、山裾の環境整備によるすみ分けゾーン、農地と山林の境の草刈りや伐採を行って視界を開く緩衝帯の設置、餌場となる広葉樹林の整備等が有効とされていますが、本市ではどのように取り組まれているのか、お示しいただけないでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 農政畜産課におきましては、現時点で効果的な耕作放棄地の解消になるような支援等はないところでございます。国の事業におきましては、耕作放棄地解消事業といったようなものもございまして、多面の取組とかそういったものもございまして、横の

連携を図りながら効果的な施策に努めてまいりたいというふうに考えます。

○9番（小辻一海議員） 取組をなお一層強化していただきたいと思います。

イノシシの目撃情報が多くなる中で、1か月前にも清水地区からその上の町原地区にかけて、2頭のイノシシが家の前で目撃され、暮らす人々に不安と恐怖を与えていましたが、捕獲のお願いがあり、猟友会や農政畜産課の担当職員に連絡して2頭とも捕獲され、大事には至らなかったところです。このように、暮らす人々に不安と恐怖を与えているイノシシの対策について、猟友会の方にお聞きしましたが、市街地などの暮らす人が多い所では、先ほど申し上げましたが、「くくりわなは、外れたときに凶暴になるので、できれば、箱わなで捕獲がよいのでは」と話されていました。市のほうでは、令和7年度までに箱わなを何基確保されているのか、種類と数をお示しいただけないでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 現在、市で管理しています資機材は、大型の箱わなが15基あるところでございます。

○9番（小辻一海議員） 本市では、箱わなの貸与制度はあるが、くくりわなについては行っていないとのことでした。令和7年度、イノシシを1,095頭捕獲したとのことでしたが、猟友会で捕獲されたイノシシの捕獲の手段については、くくりわな、箱わな、猟銃の割合はどうなっているのか。また、志布志地域、有明地域、松山地域の地域別に把握されているのか、お示しいただけないでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 令和8年度の有害鳥獣捕獲従事者が100名おりまして、わな免許のみの取得者が62名、わな免許と銃免許の両免許取得者が20名、銃免許のみの取得者が18名となっています。各地域の状況としましては、わな免許のみの取得者は、松山町猟友会が6名、志布志町猟友会が19名、有明町猟友会が37名、わな免許と銃免許の両免許取得者は、松山町猟友会が8名、志布志町猟友会が9名、有明町猟友会が3名、銃免許のみの取得者は、松山町猟友会が6名、志布志町猟友会が8名、有明町猟友会が4名となっています。

○9番（小辻一海議員） その地区のわな免許の所持者ということじゃなくて、令和7年度に1,095頭捕獲されたわけですので、その捕獲の手段、1,095頭の中で、くくりわな、箱わな、猟銃の割合は、どうなっていますかということなんです。その免許を持っていच्छることについての質問ではなく、この1,095頭に対して、どういう手段で松山地域が何頭、志布志地域が何頭、有明地域が何頭ということを御答弁いただきたいかったのですが、どうですか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 申し訳ございません、今ちょっと資料を持っていませんので、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○9番（小辻一海議員） 鳥獣対策には市として鋭意努力されていますが、農業者にとっては、その成果として生息数の減少、被害の縮小は実感しづらく、ますます危機感が高まっている状況であります。野生鳥獣という自然とは、人の力ではコントロールしきれない、ゴールの見えない戦いでもあり、具体的な被害対策を怠れば、現状維持も困難になることは明白であります。そこで、全国的に銃猟免許所持者が減少する一方、わな免許所持者については増えている状況にあり、

本市でも同様の状況であります。市で箱わなをお貸しされていますが、くくりわなは、個人所有であります。箱わな、くくりわなの需要をどのように捉えられているか、お示しいただけないでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 通常、山の中に仕掛ける場合は、くくりわなを利用されています。猟友会の多くは、被害圃場付近の山に仕掛けるため、くくりわなの利用頻度が高く、箱わなの需要が低くなっているというふうに認識しています。

○9番（小辻一海議員） くくりわなにつきましては、1頭ずつ捕獲になりますが、箱わなに比べて設置場所にある程度自由度があるため、先ほど課長が答弁されましたが、山林内の獣道などに仕掛けることができます。しかしながら、大型の個体がかかった場合や種類によっては1回の使用で破損してしまうものも多く、くくりわなについては、消耗品と考え、行政が購入し、猟友会の各支部への配布や、破損箇所によっては補修も可能なため、補修資材についても行政が購入し、支給をして支援している市町村もあります。今後、くくりわなに対する支援を厚くすべきと考えますが、検討していただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 令和7年度に捕獲報奨金を増額した際に、積算根拠にくくりわな等の経費についても含んでおり、現時点で補助金についての増額は考えていないところであります。

○9番（小辻一海議員） 補助金の増額ではなくて、くくりわなは、すぐ破損しますから、それに対する支援はできないかということです。それは、どうですか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 確かに、今おっしゃったとおり、そういった支援をしているところもあるようでございます。先ほど市長が答弁いたしましたように、捕獲報奨金を増額したときに、増額する金額にそのわなの破損修理代も含めて報奨金の見直しをしたところでございます。現時点では、わなの購入に対する支援というのは考えていないところでございます。

○9番（小辻一海議員） 後で捕獲報奨金の件についてはまた質問してまいりますので、そのときにこのことについても触れたいと思います。では、支援については、今のところ検討していないということですが、わなの破損を考えると、やはり検討していただきたいと思いますので、そのあたりの御検討もよろしくお願いいたします。

次に、被害防止対策については、先ほど申しました1番に捕獲等に関する取組があります。次に侵入を防ぐ防護柵の設置があります。先ほど少し答弁がありましたが、今まで設置された電気柵及びワイヤーメッシュ柵に対する費用と距離は、どれだけになったのか、分かる範囲で構いませんので、お示しいただけないでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 電気柵につきましては、令和3年度が事業量として54台、事業費が265万8,000円、補助金が88万6,000円、令和4年度が事業量として31台、事業費が193万8,000円、補助金が64万6,000円です。令和5年度が事業量として86台、事業費が499万8,000円、補助金が166万6,000円、令和6年度が事業量79台、事業費が457万5,000円、補助金が152万5,000円、令和7年度が事業量212台、事業費が921万6,000円、補助金が460万8,000円となっております。合計で事業量462台、事業費が2,338万5,000円、補助金が933万1,000円となっております。

続きまして、ワイヤーメッシュ柵につきましてでございます。令和２年度が事業量が450メートル、事業費が39万8,000円、令和３年度が事業量2,000メートル、事業費が185万5,000円、令和４年度は事業量2,160メートル、事業費が206万6,000円、令和５年度は事業量が2,520メートル、事業費が226万円、令和６年度が事業量が3,390メートル、事業費が295万円、令和７年度が事業量が2,060メートル、事業費が177万7,000円、合計１万2,580メートルの事業量で、1,130万9,000円の事業費となっています。

○９番（小辻一海議員） では、電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置に対して要した経費は、どれだけの費用対効果が出ているとお考えでしょうか。また、設置したことにより当初の目的が達成されたのか、そのあたりは、どうでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 費用対効果についてですけれども、電気柵、それからワイヤーメッシュ柵につきましては、設置をすれば、した分だけの効果があるということで考えています。そして、電気柵につきましては、圃場の管理状況が適正であれば、侵入を防ぐ高い効果があるところでございます。また、ワイヤーメッシュ柵につきましては、設置した圃場においてイノシシの被害が発生していないため、効果は、非常に高いというふうに認識をしているところでございます。

○９番（小辻一海議員） 現在、ワイヤーメッシュ柵、電気柵の購入については、鳥獣被害防止総合対策交付金事業による補助もありますが、高齢化が進み、作業ができる担い手がどんどん減少しています。設備が大がかりで設置にかなりの労力を要し、単身、小規模農家にはハードルが高いため、電気柵及びワイヤーメッシュ柵の設置が困難な農家があるとお聞きします。このような単身、小規模農家への対策に向けた考え方について、お尋ねします。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） ワイヤーメッシュ柵につきましては、耕作者が自ら設置することで費用負担なく設置することができます。ただし、その後の管理が必要になりますので、高齢者の方でも管理のしやすい電気柵を設置してもらった方がいいのではないかと考えています。市の補助事業で電気柵を導入してもらい、近隣の方や関係者の方々に設置協力をしてもらうことで、鳥獣被害の軽減に努めていただけるのではないかとというふうに考えています。

○９番（小辻一海議員） 電気柵については、過去にも悲惨な事故が起きていますので、安全対策の周知を徹底していただくことをお願いします。

被害が深刻な自治体の中には、目撃情報や被害情報をタブレット、スマートフォンによって収集・分析・公表するネットワーク型の鳥獣被害対策システムを導入して、被害防止効果を上げている市町村もあります。本市でも猟友会による小型無線式捕獲パトロールシステムの導入はされていますが、地域全体での情報共有には至っていません。１年前の同僚議員のＩＣＴを活用した総合的な鳥獣被害対策システムの導入についての質問に、「猟友会の方々とも情報共有をいたしまして、こういったものがあるのかというようなことを含めて、今後、検討材料とさせていただければ」との答弁でありましたが、猟友会の方々との情報共有、また進捗状況をお示しいただけないでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） ICTにつきましては、ただいま議員がお話をされたとおり、無線式捕獲パトロールシステムを導入いたしまして、猟友会におきまして利用をしている状況でございます。その後、猟友会長さん方と意見交換を行いまして、今後、どのようなICTの活用がいいのかというところを検討させていただきました。そういった中で、スマートフォンからの報告になりますけれども、今年度に捕獲情報を登録している方々が情報共有できるといった捕獲アプリを導入する予定といたしております。

○9番（小辻一海議員） 被害の分布把握というのは、猟友会と情報共有を行うことが効果的な被害対策になると思われます。また、被害拡大防止の観点から見ても、早期の情報提供は、不可欠であります。市内の道路等での目撃情報も以前より多く耳にしており、歩道を歩かれる方の多くは、子供たちや高齢者の方になります。市民の安心・安全のためにも、早急な鳥獣被害対策システム導入の検討が必要だと思います。その導入に向けた考え方についてお尋ねします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、導入が必要なものであるというふうに考えていますので、効率的に利用できるものを模索してまいりたいというふうに考えています。

○9番（小辻一海議員） 早急な鳥獣被害対策システム導入を要請しておきます。

次に、本市の有害鳥獣対策に国、県のどんな補助制度があるのか、お示しいただけないでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 先ほど申し上げましたけれども、国の鳥獣被害防止総合対策交付金といたしましては、狩猟資格の免許取得時に受講をする講習会の費用の助成、それからワイヤーメッシュ柵の設置に対する定額の助成、そしてイノシシ捕獲に対する国庫の7,000円の上乗せの助成等がありまして、そういったものを現在活用しているところでございます。

○9番（小辻一海議員） 市単独になると、高額のコストが必要になってきますので、国や県の補助金を有効に活用して有害鳥獣対策に取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

次に、猟友会の皆さんは、イノシシなどの有害鳥獣の捕獲などをしていただき、地域社会の発展に大きく貢献をされていますが、全国的にその担い手が減ってきていると聞いています。本市においても、安全な猟や事故防止、鳥獣被害対策を各地域が中心となり、捕獲強化を実施されているところです。本市の猟友会の現状について、会員構成は、農業従事者が多いと聞いていますが、各地域の年齢別会員数と職業別構成、また地域別の推移をお示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 各地域の猟友会の状況としましては、松山町猟友会20名、志布志町猟友会36名、有明町猟友会44名の会員が有害鳥獣捕獲従事者として活動をしています。なお、猟友会員の平均年齢は、63歳となっており、高齢化が進む中、会員数の維持が重要であるというふうに認識しているところであります。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 職業別について、補足して御説明申し上げます。松山町猟友会につきましては、農業従事者が15名ということで75%を占めています。それから、志布志町猟友会につきましては農業従事者が12名の60%、有明町猟友会につきましては農業従事者が25名というふうになっています。一番多いのは、農業従事者ということで、その他については、会社員と

か、団体職員とか、そういった方になるところでございます。年齢につきましては、やはり70歳以上の高齢者の方々が多くを占めている状況にございまして、若い狩猟者の方が少ないということで、今後、若い人たちの狩猟資格取得者をどうやって確保していくかということが課題でございます。

○9番（小辻一海議員） 担当課から頂いた資料で見ますと、各地域で猟友会の高齢化や会員の減少が進んでいる中、年齢構成に占める割合が、志布志地域では60歳から70歳代が73%、松山地域では55%、有明地域では46%ということになるようです。職業別構成では、農業従事者や一般の方が狩猟免許を取得されているようです。ここに担当課から資料を頂きましたが、本市にわなの免許取得者が令和8年5月時点では82人いるとのことで、令和7年度に新しく10人がわな免許を取得されたようです。捕獲従事者の少ない中、免許を取得された方々は、貴重な存在になるのではないかと思います。登録費用、捕獲機材の購入など大変だと思います。他の市町村では、支援策として弾薬代、わな維持費、処理処分費及び狂犬病注射代などを補助して、捕獲従事者や後継者の確保に取り組んでいるところもあるとお聞きしました。また、先日、大分県では狩猟者の女性、若手を増やすセミナーが開催されたことが、NHKのニュースで報じられていました。本市も少子高齢化社会の中で担い手になっていただく若手のほか、捕獲従事者や後継者の確保は、急務と考えますが、どのような方策が講じられているかお尋ねします。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 先ほど申し上げましたとおり、どのようにして捕獲従事者、狩猟免許取得者を確保していくかというのが大きな課題になっているところでございます。その対策の一つといたしましては、まず資格を持っておられましても、なかなかその鳥獣の捕獲ができずにペーパーハンターになっていることも十分あるというふうに認識をしております。捕獲技術習得のために初心者をサポートする指導者を猟友会から選任をしてもらいながら、初心者がノウハウを学んで捕獲の実績を上げてもらうように、そういった取組を今年度から行うようにしているところでございます。そういったことをしながら、まずは持っている人に捕獲の実績を上げてもらうというような取組を進めてまいりたいと考えています。

○9番（小辻一海議員） 箱わなは、10万円以上の値段で、高額で持ち運びが大変だとお聞きしています。そこで、くくりわなが手軽で安いとのことで、ほとんどのわな免許取得者が利用していることをお聞きしました。開催されていると思いますが、各猟友会でのくくりわななどについての安全対策や講習会、また新人猟友会員の指導、研修について、どのように実施されるのかお示しいただけないでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 市の主催で初心者向けの有害鳥獣捕獲研修会を開催しています。ベテランの捕獲実績のある猟友会員の方に講師になっていただいて、わなの設置の仕方やマナー等についての研修をしているところでございます。

○9番（小辻一海議員） 先ほど、指導員に謝礼金を払って、よりよい取組が図られていると感じたところです。新人の猟友会加入においては、猟友会の活動を知ってもらうことが何よりも重要だと思います。また、地域の現状や今後の課題について学べるものになると思いますので、ベ

テラン指導員の御活躍を期待したいと思います。

では、猟友会の報償費になりますが、イノシシ捕獲報償費については、市長も先ほど言われましたが、昨年の9月補正で市単独5,000円から1万1,000円に補助の見直しをされたと記憶しています。他の鳥獣に対する捕獲報償費の単価は、今年の当初予算でそれぞれ見直しをされました。増え続けるイノシシについては、令和8年度の当初予算の中でも昨年同様1万1,000円で計上されていました。昨年増額されたばかりで申しにくいのですが、大崎町、曾於市は、単独1万3,000円となっています。近隣市町と比較するわけではないですが、いつも後手になっているような気がします。近隣市町と同額の補助金になると、猟友会の皆さんの捕獲に対してのやる気が増してくると思いますが、本市も2,000円増額して、近隣市町と同額1万3,000円の報償費見直しに取り組む考えはないか、市長、そこは、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 物価高騰等が続いている状況から、改めて3地域の猟友会長に有害鳥獣捕獲に関する経費等を確認し、実態に合った形で捕獲報奨金の額見直しを検討してまいりたいというふうに考えています。

○9番（小辻一海議員） 猟友会の方々が意欲を持って駆除に一生懸命頑張っているよう、支援を厚くしていただきたいと思います。あわせて、県特定鳥獣保護管理検討委員会でも大崎町、志布志市で大幅に増加していると示され、農林業等への被害防除の観点から、より一層の捕獲が必要であると報告されていますので、県の交付金も要望全額に近い交付金の割当てになるよう、県への強い要望をお願いしたいと思います。

次に、ジビエの普及促進の取組についてお尋ねします。お隣の曾於市において、ジビエ利活用推進協議会が設置され、市の施設跡地活用や場所などについての検討が進んでいるようです。全国的にもジビエ振興を推進している地域が多く、捕獲から処理加工、調理までを手がけるジビエ専門ランチ店の営業開始や、ふるさと納税の返礼品として販売するなど、ジビエの普及に取り組まれています。しっかりとした捕殺後の血抜き、そして運搬途中の温度管理など適正な処理をしたジビエは、高い栄養素を含んだ山の資源でもあります。過去の一般質問でもジビエ活用についての提言もありましたが、なかなか前へ進みません。本市の有害鳥獣被害減少と産業創出につなげるジビエの普及促進の取組に向けた考え方について、市長のお考えをお聞きします。

○市長（下平晴行君） 全国でも捕獲した野生鳥獣を食用として活用していることは、認識しているところであります。しかしながら、国が示す指針においても、衛生管理に関する多くの高いハードルがあることや、安定的な搬入の確保が不透明であること、需要先の不確実さ等から、現状ではジビエ利用については考えていないところであります。ジビエの利活用につきましては、先進地の事例の情報収集等を行うとともに、民間企業が取組をしたいということであれば、そのことについては、市は支援をしてまいりたいというふうに考えています。

○9番（小辻一海議員） 県のほうで公表されていますジビエの施設につきましては、県内17か所で処理加工施設が操業され、2023年度には前年度を12トン上回る、約37トンのイノシシや鹿がジビエとして処理されています。本市の場合は、イノシシは獲ったら、ほとんど自分で食べるか、

人にあげるための解体処理か、現地での埋却処分が多いと思うんですが、個人での解体処理と埋却処分は、何%ぐらいか、割合をお示しいただけないでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 令和7年度のイノシシの処理実績といたしまして、埋却が32%、自家消費が68%となっています。

○9番（小辻一海議員） 解体処理が68%、埋却処分は32%とのことですね。この割合からしても、ジビエの処理加工施設を造ることで、ふるさと納税の物品利用もでき、いろいろ工夫をして実用化に向けて取り組めば、いろんなことに活用ができるんじゃないかと思います。県内17か所で処理加工施設が操業され、ジビエ販売店舗が24店舗、飲食店として34店舗があるようです。国の鳥獣被害防止総合対策交付金及び中山間地域所得向上支援対策事業や各町で取り組まれている野生鳥獣食肉処理施設整備事業の補助事業や自己資金で設立され、多くが民間で運営されているようです。このように操業に至るまでにはいろんな各種法手続等が必要と思いますが、どのような許認可が必要になるかお尋ねします。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） ジビエの加工品等を出品する場合は、食品衛生法により食肉処理業の許可を取得した施設で行うこと、そして加工販売は、同じく食品衛生法で加工販売に必要な営業許可、精肉であれば、食肉販売業を取得した施設であることが必要になるところでございます。

○9番（小辻一海議員） 先ほど申し上げましたが、施設を造るということになると、大変でございます。先ほど市長のほうから「民間と協議をして民間のほうが造りたいということであれば、補助をしながら検討したい」ということです。そのことについてと、あと、施設として学校施設や空き施設の活用は得策と考えますので、検討されることを要望しておきたいと思います。

では、猟友会等の協力の中、ジビエ利用の第一の目的は、捕獲意欲を高めて有害鳥獣を削減することにあります。新しいジビエの創出や雇用促進につながる大きな可能性も秘めています。先ほど申し上げましたが、過去の同僚議員の提言にもありましたが、検討、研究で終わっていますので、単なる採算論の議論ではなく、本市の地方創生戦略に照らし合わせた上で、志布志市有害鳥獣捕獲対策協議会においても協議をしていただき、建前ではなく、本音で協議されるジビエ利用協議会の設置は考えられないか、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在、曾於市などが利活用協議会を設置しているところでありますので、そのような情報収集は行ってみたいというふうに考えています。

○9番（小辻一海議員） 早急に要請をしたいと思います。

一方、3割が埋却処分ということです。最後になりますが、少し視点を変えてお聞きします。都城市では今年の4月、豚熱の感染が確認され、曾於市、財部地域では昨年の12月に野生イノシシの豚熱感染も確認されています。当然、死んだイノシシは、埋却されるわけですが、処理は、スコップで穴を掘って埋戻す作業労力だけでも、捕獲者の高齢化に伴い、負担が大きくなると思います。埋め方が浅かったら、他の動物などに掘り起こされてしまって、イノシシや他の動物の餌になる可能性もあります。埋却するのが得策でしょうが、いろんな問題もありますので、豚熱

などを考えた場合、埋却処分に関しての市長の考えをお尋ねします。

○市長（下平晴行君） 豚熱の発生というようなことでもありますけれども、やはりこのイノシシの処理の仕方と申しますか、これについては、猟友会の皆様方が一番御存じであろうというふうに思っていますので、そこはしっかりと認識をしていただいて、対応していただければというふうに考えています。

○9番（小辻一海議員） 市街地各地でイノシシの目撃情報は相次いでいる中、人の安全、人の命を守るということを考えた場合、令和8年度の施政方針の中でも述べられていますが、一斉集中捕獲実践活動や猟期中における捕獲報奨金の支援、電気柵や地域での侵入防止柵の設置事業の取組を強化していただき、さらに猟友会と連携しながら「個体数を減らす、侵入を防ぐ、寄せ付けない」取組を継続して、市民の安全の確保と持続可能な農業を実現させるためにも、この事業が停滞することのないよう取り組んでいただくことをお願いいたします。

最後に、有害鳥獣対策についての市長のお考えをお聞きして、私の一般質問を終わります。

○市長（下平晴行君） 先ほどありましたように、野生鳥獣による農作物の被害軽減を図るためには、寄せ付けない取組、侵入を防ぐ取組、個体数を減らす取組を継続して実施することが重要でありますので、そのようなことに対応しながら、効果を最大限にできるように努めてまいりたいというふうに考えています。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 先ほど議員のほうから質問があった内容について、答弁させていただきます。

箱わなとくくりわなの捕獲の割合というようになところでしたけれども、正確な数字は今持ち合わせておりませんので、感覚的なもので申し訳ないんですが、8割程度がくくりわなということで残りの2割程度が銃というふうになっているところでございます。

○議長（小野広嗣議員） 以上で、小辻一海議員の一般質問を終わります。

次に、7番、野村広志議員の一般質問を許可します。

○7番（野村広志議員） 改めましてこんにちは。志みらいの野村広志であります。田植えのほうも一段落をして、水の張った田んぼを気持ちよい風が吹きぬける季節になったなと感じています。こういった何気ない地域の風景も、次の世代にしっかりとやはりつないでいくことも私たちの大きな責務なんだろうと、改めて感じたところであります。

本日は、地域の将来を見据えた視点から、2点について質問をさせていただきます。それでは、早速質問に入らせていただきます。1点目は、地域の特色や課題を踏まえた地域別の振興策について、2点目は、本庁舎周辺の将来を見据えた機能強化と防災拠点整備についてをお聞きしてまいります。

まず、1点目の地域の特色や課題を踏まえた地域別の振興策についてであります。人口減少や少子高齢化、地域活力の低下など、地域を取り巻く課題は、複雑化、多様化しており、依然として多くの課題を抱えています。また、地域ごとに置かれている現状や課題は、それぞれ異なっており、一律的な施策ではなく、それぞれの地域が持つ特色や資源を生かしながら、地域の実情に

応じた市内それぞれの地域別の振興策を進めていく必要があると強く感じています。同時に、地域間に大きな格差や隔たりを生じさせないように、バランスの取れた、地域の施策的な投資を図っていくことも極めて重要であると考えています。このことは、単なる施策の議論にとどまらず、それぞれの地域が将来どのような姿を目指していくのか、その地域像を描いていく上でも重要な指針になるものと考えています。であるからこそ、これまでの議論を整理いたしまして、各地域が将来に希望の持てるような方向性を示していく必要性を考え、今回の質問に至っています。私は、昨年12月議会におきまして、本市のまちづくりの将来展望について様々な視点から質問をさせていただきました。その中で、執行部からは、「将来都市像の実現に向けた施策展開として、第2次志布志市総合振興計画の下、施策分野ごとに個別計画を策定しながら具体的な取組を進めている」との答弁がございました。志布志市は、合併から20年が経過をしており、これまでの行政運営においては、各課が施策分野ごとの個別計画に基づいて各種施策が進められてきたことは理解いたすところですが、その一方で、地域別の振興策において、人口の推移や産業構造、公共投資の在り方、さらには生活環境や地域コミュニティの現状など、それぞれの地域を取り巻く環境や抱える課題など、将来の不安も多様化しており、少しずつ違いが生じてきているものと感じています。そこで、お尋ねいたしますが、本市として地域ごとの実情や課題をどのように総括、分析をし、地域の将来像を描いていくおつもりなのか、まずはその点について、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えします。

人口減少や少子高齢化の進行、産業構造の変化といった大きな社会潮流の中にあって、市内のそれぞれの地域が抱える課題や直面する状況は、決して一様ではないものと認識しています。また、各地域が長い歴史の中で、文化や産業、地域性を育み、そこに人々の暮らしや現在の思い、将来への思いがあるというふうに認識しています。多様化する各地域の実情把握に向けて、人口推移や産業構造といった客観的データを分析することに加え、主観的データとして市民満足度調査の結果や、各地域の皆様から市役所に寄せられる声を大切にしているところであります。様々な手段で把握した現状を踏まえ、各地域や市民の方々、各産業などから参画していただく会議での検討や庁内の全課でも真摯な議論を行いながら、総合的に施策の方向を勘案して、本市の将来像を検討してまいりたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） 合併から20年が経過する中で、志布志、有明、松山各地域における人口の動態や高齢化率、産業構造、公共投資の整備の状況などを見てもみると、繰り返しになりますけれども、地域ごとの課題は、差異が生じているのではないかと私も感じています。今、御答弁ありました市民満足度の調査の結果や市役所に寄せられる市民の声を基に、各種会議や庁内でも全課で議論をして将来像を検討していくとされていますが、私は、均等ある振興とは、単に均等に一律に施策の分配をすることではない、それぞれの地域が持つ特色や可能性、また置かれている現状に応じた地域別の戦略を描いていくことが必要ではないかと考えています。例えば、農業や畜産を基幹産業とする地域であるとか、港湾や物流を生かす地域であるとか、観光や交流

人口の拡大の可能性を持つ地域など、また人口減少や高齢化が特に進行している地域など、それぞれの重点的に取り組むべき方向性や役割は、異なっているのではないのでしょうか。そこで、改めて伺いたいします。本市として今年度予定をされています第3次志布志市総合振興計画の改訂作業に当たって、地域ごとの将来像や役割分担、さらには重点施策について、どのような視点で整理をし、地域別の振興策として反映をしていこうと考えているのか、改めて見解をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 総合振興計画につきましては、市全体のまちづくりの基本理念や将来都市像、それを達成するための基本目標を定めるものとして策定してまいります。そのため、市全体の目標を達成するに当たって、それぞれの地域のあるべき姿について「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方の下、議論を深めていく必要があるというふうに考えています。計画策定につきましては、サブリーダー級の職員によるグループワークや各課ヒアリングを行い、しっかりと意見聴取を行うとともに、人口や産業構造等様々な角度から分析を行い、市民の皆様幸福度を高める実効性の高いものになるように取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） では、志布志、有明、松山の地域ごとの将来像について、市長は、どんなイメージを持ち、描いていらっしゃるのか。市長の思いを少しお聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） それぞれの地域が持つ役割というか、大きく分けて、私は、志布志地域は経済のまち、松山地域は教育のまち、有明地域は農業のまちという分け方をしているのかという、これは、私の考え方でありますので、地域に住んでいらっしゃる市民の皆さんがどういう形での満足度が得られるのか、そこも含めて対応してまいりたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） 今、あくまでこれは、市長の思いということでありました。しかし、今年度総合振興計画を策定していくわけですが、そういった思いも少し反映させながらという認識でよろしいですか。市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、私の思いでありますが、このことも踏まえて全体的な中に入れていただければ、大変ありがたいと思います。

○7番（野村広志議員） こちらも12月議会での答弁であります、「総合政策課において、各課の抱える課題や各事業の進捗状況について毎年度ヒアリングを実施し、課題解決やKPI達成に向けた事業展開の検討を進めている」、「さらには、民間事業者との包括連携協定に基づく課題解決やDXなどの手法も取り入れながら、関連計画を含め、効果的な推進を引き続き努めてまいります」と、そのような形での施策展開を進めていきたいとの考えを示されたところであります。このような進め方自体について、私も理解をしています。しかし、一方で、複雑化、多様化している各地域の政策課題に対して、果たして地域の実情が十分に酌み取られたものになっているのかという点については、少し疑念を持っています。では、この点についてお聞きしますが、地域の実情が十分に酌み取られて、施策の展開が進められているとの認識でよろしいですか。その点

についてお聞かせください。

○市長（下平晴行君） これは、そういう地域の実情を反映した考え方で取組をしています。これをそのように受け取られているかという点については、こちらはそういうつもりで計画実施をしているところでありますので、その内容について「しています」というのをはっきり言える、本当はそう思っていますけれども、そこまで言えるかどうかというのはちょっと疑問であるというふうに思います。

○7番（野村広志議員） では、このところでもう1点、各課で定めている施策の個別計画に対して、私は、やはり横串を刺すような形で横断的な考え方が必要ではなかろうかなと考えています。そこで、総合振興計画の策定に当たって、各課が抱えているそれぞれの個別計画を地域別に集約をして、地域住民にも分かりやすい形で示した上で、地域のコミュニティ協議会や様々な地域団体からも意見を収集する、そういった考え方はないのか、その点についてどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） そのことについては、今回、グループ制を導入していますので、やはりしっかり横串を通して市民の満足度向上を図るというような取組の考え方であります。そういう取組だというふうに認識しています。

○7番（野村広志議員） 市長から「当然グループ制という制度の下で、しっかりと横串を刺しながら各課連携してやっていく」という答弁がございましたので、理解をいたしました。では、行政運営上、これは、どうしても本庁主導による一元的な均衡の取れた施策の展開ということについては、一定量の必要な視点であるかとは私も理解しています。しかしながら、地域に根深く残る課題の把握であるとか、地域住民が描く将来への思い、あるいは地域ごとの細かい事情にどれほど寄り添うことができているのかという点については、なおも私は、やはり課題があるのかなと感じてお聞きしています。そこで、各地域には市役所の支所が配置されています。支所こそ地域住民に最も近い立場で、地域の実情や課題を日常的に把握をしている存在ではなかろうかと考えるところであります。特に人口減少や高齢化、地域コミュニティの維持など、地域課題がより複雑化、個別化していく中では、地域住民に最も近い支所としての機能が主だった窓口業務だけにとどまらず、地域課題を把握して地域の声を施策につなぐ拠点という役割を今後はさらに深めていく必要があるのではないかと考えています。先ほども申し上げましたが、行政運営における効率性やマンパワーの観点からは、本庁主導で全体と連携をしながら取り組んでいく必要性については理解をしています。しかし、全体としての最適化を重視するあまり、地域ごとの小さな課題であるとか、住民の切実な思いが埋もれてしまうことを懸念しているところであります。やはりここで本当に必要な視点とは、本庁か支所かという二者択一ではなくて、地域の実情をより的確に施策へ反映させる仕組みづくりではなかろうかと考えています。そこで、お尋ねいたしますが、今年度の第3次志布志市総合振興計画の改訂を進めるに当たって、支所が持っている地域の情報や地域住民とのつながりをどのような施策形成へ反映させていくお考えなのか。また、地域ごとの課題の整理や地域別の戦略の立案において、各地域の支所としての機能をより積極的に

活用していく、そういった議論を深めていく必要があるのではないかと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 支所の地域振興課及び総務市民課の事務分掌としては、地域活性化に関することやコミュニティ組織の活動支援に関することなどを含めており、より地域や市民の皆様に近い所で情報収集し、本庁と連携しながら課題等への対応や地域振興策を推進しています。先ほどありましたように、本庁や支所ということではなく、より現場に近い所の部署において情報収集、現状把握を行った上で、関係する課で連携して地域の実情に応じた事業を形成するように努めているところであります。また、総合振興計画や分野別の個別計画については、支所を含めて作成してきており、支所としての業務に当たる中で蓄積してきた地域の実情も踏まえながら、施策等へ反映をさせているところであります。

○7番（野村広志議員） 各支所の役割につきましては、今後もますます必要性や重要性が増していくものと考えております。ぜひとも、地域に最も近い行政機関として、より重要な位置づけの下で今回の第3次志布志市総合振興計画の改訂においても反映していただくことをお願いしておきたいなと思います。

それでは、もう少し踏み込んで、地域別の振興策の考えについてお伺いしてまいります。私は、改訂されるこの総合振興計画というものは、あくまで市の全体の方向性を示す総論であり、実際の施策展開の段階においては具体的な優先順位、さらには予算措置などが曖昧になりやすい側面もあるのではないかと感じています。繰り返しになりますけれども、本市は、合併してから20年が経過をし、一定の一体感の醸成や行政運営の効率化は図られてきた一方で、各地域を取り巻く状況は、大きく変化をしてきており、人口の減少や高齢化の進行状況、産業構造、生活環境、交通事情、さらには地域コミュニティの維持状況など、それぞれの地域が抱える課題や可能性は、大きく異なりつつあると感じています。そのような中で、現在、総合振興計画は、市全体としての方向性を示す上では非常に重要である一方で、どうしても広域的、総論的な内容になりやすく、地域ごとの実情や課題への対応が見えにくくなる側面があるのではないかと感じています。特に今後は、限られた財源や人口規模の中で、地域の特色や強みを生かした選択と集中の視点がこれまで以上に重要になってくるものと考えています。つまり、市全体として何を目指すのかという総合振興計画に加えて、各地域をどう維持し、どう発展させていくのかという地域単位の将来ビジョンや具体的な戦略を示す地域別個別計画の必要性が高まっているのではないかと感じています。このことは、地域住民との目標や方向性の共有が図られることや、行政政策の優先順位が整理されること、また、地域資源の有効活用につながることや、若者や移住者に対して地域の将来展望を示し、コミュニティの維持につながることなど、大きな効果が期待できるものと考えています。そこで、改めてお伺いいたします。今後のまちづくりにおいて、市全体の総合振興計画に加えて、地域ごとの実情や将来像を反映したより踏み込んだ地域別の戦略として、地域別計画の策定について、市長は、どのようにお考えなのか、見解をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 総合振興計画は、市全体を網羅する最上位の計画として位置づけていま

す。総合振興計画に基づき、各課において策定している個別計画では、本市全域のまちづくりを示した全体構想と地域別構想により各事業を推進しています。今後も、地域の特性に応じて実効性を持たせた個別計画の下、各課において引き続き事業を推進してまいりたいと考えています。

○7番（野村広志議員） 先ほどございましたが、市長は、所信表明の中で持続可能なまちづくりのための「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方、とりわけ各支所を中心とした地域拠点の展開、振興の重要性を掲げられました。この考え方は、これからの志布志市にとっては不可欠な視点であると私も確信をしています。そこで、改めてお聞きいたしますが、現在、施策の策定を進めています総合振興計画において、この市長の考え方をどのように具現化していくのか、それぞれの拠点が持つべき独自の機能や役割、それらをつなぐ交通網の在り方についても、市全体の計画とは別に旧町単位またはコミュニティ単位で地域ごとの実情や将来像を反映した、今答弁がございました地域別の構想より一步踏み込んだ地域別の戦略としての地域計画の策定を総合振興計画の中に独立して明記すべきではないかと考えています。改めて市長の見解をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 総合振興計画では、市の基本構想、基本計画及び実施計画を定めており、この総合振興計画に基づいて分野別の個別計画を具体的に策定することで、行政経営を行っているところであります。そのため、各地域の具体的な内容は、分野別の個別計画において策定しているものもあります。

○7番（野村広志議員） 「分野別の個別計画で」ということでありました。総合振興計画が本市の最上位計画である、全体の方向性を示す重要な計画であることは、私も十分に理解をしています。しかしながら、私が申し上げているのは、総合計画の中に地域の視点を盛り込むというレベルにとどまらず、今後は、より地域単位に踏み込んだ戦略性や具体性が必要ではないかという点であります。例えば、人口減少や高齢化が特に進行している松山地域と、港湾や物流機能など成長の可能性を持つ志布志地域とでは、当然、課題も施策の優先順位も異なります。また、公共施設の再編や生活、交通、買物、環境、地域コミュニティの維持の在り方なども、地域ごとの事情に応じた対応が求められる、そういった時代に入っていると感じています。そうした中で、総合振興計画という広域的、総論的な計画だけで、本当に地域ごとの課題整理や将来像、さらには施策の優先順位まで十分に示すことができるのか、私は、少し疑問に感じています。そこで、もう一度、伺いいたします。これは、松山地域に特化して少しお話をいたしますと、松山地域が直面している最大の変革は、令和11年4月の義務教育学校の開校であります。松山地域3小学校と一つの中学校を統合されることは、「教育のまち 松山」の新たな一歩である一方で、学校がなくなる地区のコミュニティの維持や学校跡地の利活用など、地域が抱える課題や不安は少なくないと感じています。私は、今後、このことは松山地域のみならず、ほかの地域にも波及していくものと想定をしており、やはりそれらと真摯に向き合い、受け止め、地域の将来像を分かりやすく地域の皆様にお示しするためにも、地域別の計画において指針を示す必要性があると強く感じています。改めて市長、見解をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、令和11年に松山地域を小中一貫制に、泰野地区に設置するということでもあります。あわせて、いわゆる閉校となった学校をどう生かしていくかということも踏まえて、おっしゃるとおり全体的にその地域が衰退しないように、施設の在り方、活用の仕方等も含めて十分協議・検討していかなければいけないというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） 市長も十分御理解いただいていると思います。最後に、もう一度、確認させてください。地域別ということで、私は、何度も質問させていただきました。これは、どういったくくりが理想的なんでしょうか。旧町単位のくくりがいいのか、今、各地域にコミュニティとして計画も持っていますが、そういった単位がいいのか、市長は、どのようにお感じでしょうか。

○市長（下平晴行君） おかげさまで各校区公民館から地域コミュニティ協議会に移行していったわけですが、これは、地域課題を解決する、いわゆる市と対等なパートナーとしてお互いに協力しながら、その地域の課題を解決していこうという地域コミュニティ協議会です。このことをしっかりと大事にしながら、地域の市民の皆さんの一番身近にあるわけですので、身近にある地域コミュニティ協議会が、先ほど言いましたように地域課題を解決していくということであれば、やはりそこを主体としたまちづくりをしていくべきではないかというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） まさに本年度この総合振興計画の改訂が予定されていますので、このタイミングで同時に地域別の振興計画についても真摯に向き合って検討に入るべきだと思っています。くしくも合併から20年という節目であります。私は、これまでの均衡施策を見直す転換期でもあると感じています。行政運営においては、公平性は極めて重要ですが、私は、必ずしも全てを一律に同じ形で行うことだけが公平ではないと考えています。むしろ、それぞれの地域が置かれている状況や課題、持っている資源や可能性を丁寧に見極めて、その地域に応じた施策を講じていく。そのことこそが実質的な公平性につながるものではないかと感じています。市全体としての方向性を共有しながらも、それぞれの地域が持つ特性や可能性に応じた将来像を描いていくことがこれからの地域振興に必要ではないかと強く感じています。また、地域別振興計画においては、先進的に導入している自治体、大隅地域でいえば、垂水市などがございます。そういった自治体も全国には多数、地域別の振興策として、地域別の戦略として、地域振興に成果を出していますので、志布志市としても地域コミュニティ協議会との連携や各地域団体とも共同で進めるためにも、総合計画の実効性を担保する意味でも、地域戦略は必要であると考えています。また、行政は、地域に対して何を指すのかという共同目標を示すことが不可欠であり、それを示すことが地域別の振興計画、戦略であると思っています。計画がなければ、共同でやるとしたことは、理念で終わってしまいます。ぜひとも庁内で十分にこの地域別計画について議論を進めていただけるようお願いをして、次に移りたいと思います。

次に、本庁舎周辺の将来を見据えた機能強化と防災拠点整備についてをお伺いしてまいります。本庁舎を中心として、様々な公共施設や民間施設が近辺には点在をしています。文字どおり中心

市街地の核となるわけですが、災害発生時における対応を考えてみても、本庁舎は、災害本部や避難所も含めて重要な役割の拠点として機能させていく必要があるものと認識をしています。さらには、今後のまちづくりの在り方を考える上においても、防災機能の強化はもとより、平時において市民生活を支える拠点として、本庁舎周辺の在り方は早い段階からしっかりと議論していくことが必要だと、今回は質問に至っています。そこで、まず、現状についての認識を確認させてください。まずは防災上の視点から、本庁舎が位置している場所については、これまでも度々議論がなされていますが、津波浸水想定区域外であるとの従来の答弁について、改めて確認をさせてください。

○市長（下平晴行君） 本庁舎の位置が津波浸水想定区域外であることにつきましては、本庁舎移転時をはじめ、これまでも御質問があるたびに御説明をさせていただいています。本庁舎は、標高12メートルに位置し、本市の最大津波高予測が6.41メートルであることから、本庁舎は、津波浸水想定区域外に位置しているというところであります。

○7番（野村広志議員） そのことについては、理解をしています。ヒアリングの際にも、認識の違いについて少しやり取りをさせていただきましたので、避難タワーとしての考え方については、少し視点を変えてお聞きしてまいりたいと思います。では、実際に災害が発生したときの対応の機能について、総合的な議論は進められているものと推察するわけですが、本庁舎からまち全体を見渡した場合、海拔の低さによる防災のリスクは拭ぐえていないことなどがうかがえます。では、本庁舎は、仮に災害が発生した場合、発生時においてどのような役割を有するのか、その点について、当局の認識をお聞かせください。

○危機管理監（黒川 晃君） 災害時における本庁舎の役割につきましては、災害対策本部を設置し、情報の集約や状況判断、関係機関との連絡調整を行うとともに、国や警察、支援自治体など、関係機関の臨時事務所としての役割を果たすこととなります。また、避難所としての役割も有しているところでございます。

○7番（野村広志議員） 災害発生時における本庁舎としての役割については、大変重要な位置づけであるということが確認ができたわけです。では、引き続き、認識についてお聞かせいただきたいなと思います。来月、多世代交流施設「こころば」の開設が待たれるわけですが、4月にオープンした小児科病院と薬局、また5月には歴史的建造物を活用したホテル等も近隣に開業して、まさににぎわいと新たな交流の拠点が期待されています。そのことに伴って、3月議会において、不足するとして職員駐車場整備の提案がなされました。このことは、民間駐車場の空き状況についても余裕はないようであり、多世代交流施設の供用開始によって需要の増加による、そういうことになれば、大変うれしい悲鳴であるのかなとは思いますが、駐車場の不足が懸念されるのではないかと心配もされます。そこで、認識を再確認させてください。民間駐車場にも余裕のない中、本庁舎も含め、近隣の駐車場不足等をどのような認識でおられるのか、お聞かせいただけますか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

多世代交流施設の駐車場は、現在、主に小児科、その薬局、山中氏邸の利用者に利用いただいておりますが、現在のところ、不足している状況は見られないところでございます。また、議員がおっしゃいました7月4日に開業する多世代交流施設「こころば」につきましては、今のところ、年間3万人の利用者を目指しているところでございます。特に土曜日、日曜日、祝日については、屋内遊び場を親子で利用される方が多くなると思われます。開業後の駐車場の利用状況を注視しながら、不足が生じる場合には、早急に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○7番（野村広志議員） 供用開始前ということで、今後の状況についても注視していきたいということであろうかと思えます。駐車場については、大変気になるところであるかと思えます。では、もう1点、認識を確認させてください。文化会館側の駐車場についてであります。現在、職員駐車場として活用されています。この駐車場から本庁舎までのアクセスの悪さについては、どのように認識されているのか、この点についてお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 現在、文化会館横の駐車場を多くの職員及び会計年度任用職員が利用しています。駐車場から庁舎の通路は、坂道と階段となっており、行き来が大変な状況であるというふうに認識をしています。

○7番（野村広志議員） 危険な状態であるという認識は持っていらっしゃるということで、認識の確認ができました。では、もう1点、最後にお聞きいたしますが、文化会館と本庁舎との一体性についてであります。文化会館に隣接をしている公共施設としての図書館や志ふれあい交流館なども立地しています。現在の本庁舎との一体性については、課題があるなと感じていますが、この点についての認識をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 文化会館や図書館の志ふれあい交流館など、文化的な公共施設が一体となっていますが、庁舎との一体性となると、アクセスの面での一体性に課題があるというふうに認識しているところであります。議員提案のアクセスができれば、庁舎や商店街と文化施設については、より一体性が生まれるのではないかとというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） 様々な認識についてお聞きいたしましたが、複合的に絡み合った事案として、多くの課題があることが確認できたところです。とりわけ防災の視点からも、十分な配慮は、依然として必要でありますし、駐車場の課題についても抜本的な解決には至っていないと考えられます。また、駐車場と本庁舎のアクセスの悪さについては、構造的な安全確保が必要だとも考えています。あわせて、公共財産であります文化会館エリアと、本庁舎側との一体的活用の視点が不足していることも課題であります。以前、私は、一般質問の中で、文化会館と本庁舎を結ぶエレベーター等の設置の提案をさせていただきましたが、現在まで検討は進んでいないものと認識をしています。そこで、今回、新たにこの複合的に絡み合った課題の一体的な解決策として、本庁舎横に、当初は避難タワーとも考えておりましたが、避難タワーとしては要件を満たさないということでありましたので、複合機能型の立体駐車場として整備ができないかということ提案したいと考えています。あわせて、立体駐車場屋上から文化会館側へブリッジで接続することで、さらに様々な課題が一体的に解決できるのではないかと考えています。まずは、この

提案について、市長の見解をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 立体駐車場を設置することにより、市役所の駐車場の確保及び文化会館等へのアクセスが良くなり、加えて庁舎や商店街の一体性もできるのではないかとこのように考えています。まずは、整備についてどのような手続が必要で、期間や整備費用はどれほど必要となるのかなど、基礎調査を実施してまいりたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） 確認させてください。今、答弁がございましたが、設置に向けて前向きに検討していきたいと捉えてよろしいですか。

○市長（下平晴行君） それも含めて、基礎調査をしてまいりたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） 市長も十分に理解をしていただけている案件ではなかろうかなと、答弁をお聞きして感じたわけであります。では、気になる財源措置についてであります。今回、提案をしている複合型立体駐車場は、平時は駐車場としての利便性を確保しつつ、災害発生時にもその機能を発揮するなど、いわゆる複合型の防災インフラも視野に入れる必要があると考えています。いわゆる防災・減災対策と都市機能の強化、さらには地域拠点の形成といった複数の施策目的に合致するものであり、国の支援制度の対象となり得る可能性が高いと考えています。具体的には、防災・減災・国土強靱化に係る支援制度や社会資本整備総合交付金、また本市も整備に着手しています立地適正化計画に基づく事業として、都市構造再編集中支援事業や地域活性化に関する交付金など複数制度の活用が想定されるのではないかと考えています。そこで、伺いますが、こうした国等の交付金や有利な財源について、今、提案をさせていただいたような施設整備に活用可能な制度情報など、可能性がある制度についてどの程度の情報をお持ちなのか、その点についてお聞かせください。

○財務課長（坂元正知君） ただいま議員から提案いただいたこの件につきましては、財源についても重要な課題であると認識しています。今いただきましたその財源の課題につきましても、これまでもいろいろ当たったところではありますが、一番適切に対応できるような財源というのは、なかなか難しいという点があります。先ほど市長も言われましたように、そういった点も踏まえまして調査を進めてまいりたいと認識しています。

○7番（野村広志議員） この事業は、防災や利便性、地域連携といった複数の課題を同時に解決し得るものであると認識しています。従来の枠にとらわれることなく、施政方針でも示されました、積極的に国の制度の活用に向けた情報収集能力や企画力を高めていただき、検討すべきであると思っています。本市のように防災、災害リスクと都市機能の課題を併せ持つ状況において、複数の制度にまたがる典型的な案件であるとも認識をしています。ぜひとも、必要な基礎調査について、早期に検討に入っていただければと思います。最後に、もう一度、市長の意気込みをお聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 職員等々の通勤に対しても、それから市民の皆さんが安心して駐車できる対応にしても必要なことだというふうに思っていますので、先ほど言いましたように、基礎調査を実施して対応してまいりたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） この事業は、国等の支援制度を対象として制度設計していく発想が最も重要であると感じています。複合課題を柔軟な発想で転換して、課題の克服にぜひともチャレンジしていただけることを大いに御期待申し上げたいと思います。

今回、2点についてお聞きしてまいりました。どちらにおいても市民にとって必要な取組であると質問に至っています。今後の施策の実現に向けてさらに注視してまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

これで、私の一般質問を終わりといたします。

○議長（小野広嗣議員） 以上で、野村広志議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく昼食のため、休憩します。午後は、1時5分から再開をいたします。

—————○—————

午前11時54分 休憩

午後1時05分 再開

—————○—————

○議長（小野広嗣議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、青山浩二議員の一般質問を許可します。

○6番（青山浩二議員） 青山でございます。よろしくお願いします。今朝早起きをしまして、早起きの理由は皆さん御存じかと思いますが、若干お昼過ぎということで眠気が来ると思いますが、緊張感を持ってやりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、通告書に従いまして、順次質問していきます。まず、プレミアム商品券発行事業についてお聞きします。今回、実施されるプレミアム商品券発行事業については、物価高騰対策として市内消費を喚起し、地域経済の活性化を図る取組であり、その趣旨については、十分理解をしています。また、デジタル商品券を導入し、キャッシュレス化や地域DXを進めていく方向性についても、今の時代の流れとして必要性は理解するところであります。一方で、制度設計を見ても、紙商品券はプレミアム率30%、デジタル商品券は40%となっており、さらに、第2弾については、デジタル商品券限定とされています。そのため、スマートフォンを所有している方やデジタル操作に慣れている方、こういった方々が有利となる一方で、スマートフォンを持たない高齢者、デジタル操作に不安を感じる方については、制度利用のハードルが高くなっているのではないかと感じています。そこで、まずお伺いいたします。今回の事業においては、消費の喚起、地域DXの推進、キャッシュレス化の推進などの効果が期待されるわけではありますが、その中でもどれを主な目的としているのか、お示しいただきたいと思います。また、それぞれどのようなお考えを持ちながら事業の展開をしていくおつもりなのか、併せてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 青山議員の御質問にお答えいたします。

本事業の最大の目的は、長引く物価高騰の影響を受けている市民の皆様の家計を直接的に下支えし、市内の店舗における消費を力強く喚起することにあります。厳しい経営環境にある市内事業者の売上げ向上を図るため、地域内で循環する支援として、本事業を物価高騰対策の最優先施

策に位置づけています。あわせて、地域DXやキャッシュレス化の推進によるデジタル商品券の導入によりコスト削減を図り、より高いプレミアム率を実現させています。また、削減された人的・財政的支援を対面でのきめ細かな直接的市民サービスへ重点化することで、市民の皆様がデジタル化のメリットを実感し、事業者側は換金事務の迅速化や経営状況の改善という大きなメリットを享受していただき、消費喚起を入り口としながら、効率的で持続可能な地域運営への変革を加速してまいりたいというふうに考えています。

○6番（青山浩二議員） 分かりました。消費喚起、それから地元店舗の売上げ向上、こういったことが目的ということでの答弁でございました。その中で、紙商品券はプレミアム率30%、それからデジタル商品券は40%というふうに、プレミアム率に差を設けた理由について、市としてどのように整理しているのか、お伺いしたいと思います。また、デジタル商品券については、40%というプレミアム率の設定について、他自治体事例や過去の実績分析を踏まえたものなのか、そこについてお示しいただけますか。

○シティセールス課長（救仁郷義徳君） お答えいたします。

10%の差を設けた理由につきましては、デジタル商品券の導入によって、従来の紙の商品券で発生していた印刷・製本・郵送経費、さらには加盟店や金融機関等における煩雑な換金事務に係る手間やコストを削減し、その削減したコストをプレミアム分として上乗せすることで市民の皆様へ直接還元し、サービス向上を図ったところでございます。令和7年度に民間企業が行った全国の自治体プレミアム商品券事業625件に対する実態調査におきまして、デジタル商品券のプレミアム率は、20%台が全体の約7割と最も高い状況でございます。本市としましては、昨今の長引く物価高騰が市民生活に及ぼす影響の深刻さを鑑み、より手厚い家計支援が必要であると判断したことから、他自治体の動向と物価高騰対策としての有効性を総合的に勘案し、本市におけるデジタル移行の加速と経済波及効果の最大化を図るため、40%を設定したところでございます。

○6番（青山浩二議員） まず、紙とデジタルの10%の差、これについては、理解をいたします。また、デジタル商品券の40%ということについても、「他自治体よりも手厚い施策ですよ」ということの答弁でしたので、ここについては、理解をしたいと思います。また、先ほどの答弁でもありましたとおり、地域DXとキャッシュレス化の推進の考え方についても理解をするところでございます。そのような中、今回、デジタル商品券については、Payどん一択となっているところでございます。一方で、市民の多くは、現在、PayPay、楽天ペイ、d払い、auPayなど、既にほかの主要キャッシュレス決済を利用している実態もあるというふうに思います。市民目線で見た場合、普段使っている決済が使えず、新たにPayどんを登録しなければならないという利用上のハードルもあるのではないかと感じています。もちろん、地域金融機関との連携、それから地域DXの推進は重要であります。一方で、市民から見れば、「Payどんの普及事業なんじゃないの」というふうに受け止められかねないという部分もあるのではないかなというふうに感じたところでございました。そこで、お伺いいたしますが、今回、Payどんのみを採用した理由について、市としてどのように整理されていらっしゃるのか。他の自治体においては、市民普及率や普

段使いされている利便性を重視し、PayPay等を活用したプレミアム商品券事業を実施している例も見受けられるところでございます。その中で、本市としては、Payどん一択にしているわけですが、他の主要キャッシュレス決済との比較検討は行ったのか、Payどんのみを採用した理由についてお伺いいたします。

○シティセールス課長（救仁郷義徳君） お答えいたします。

Payどんを採用した主な理由としましては、一つ目は、決済手数料が業界最安水準であり、初期導入費用が不要で、さらには入金サイクルの速さに加えて、複数の金融機関と一体となって加盟店を募ることで、本市におけるキャッシュレス決済の導入率を一気に高める効果が期待できるなど、事業者の負担を最小限に抑え、キャッシュレス化を強力に推進することにつながるものでございます。二つ目は、既に多くの市内店舗が加盟している既存のインフラとして、システム導入運営経費を大幅に抑制し、プレミアム率として上乘せするなど、限られた予算で市民の皆様への還元を最大化できるものでございます。他の決済との比較につきましては、導入前に他のサービス事業者、Payどんも含みますが、8社からの提案を受けた上で、機能の比較検討を行ったところでございます。他のキャッシュレス決済では、決済手数料が2%以上で、毎月のシステム利用料や事業者への端末設備費など導入費用があること、決済後の入金サイクルが月に1回から2回程度であることに対し、Payどんは、決済手数料が1.5%と最安値であること、システム導入費と利用料が無料であること、事業者への翌日入金が可能であることなど、消費喚起に合わせて事業者支援の面からも優位性があるところでございます。

○6番（青山浩二議員） いろいろと他のキャッシュレス決済との比較も行ったと、その中でPayどんが一番有利なデジタル決済だということでありました。そこについては、理解をしたいと思います。

それでは、視点を変えて、デジタル商品券相談所についてお伺いいたします。非常にありがたい相談所の設置であると思いますが、高齢者の中には、新しいアプリ導入に不安を感じる方や、スマホ操作そのものが苦手な方、こういった方々もおられます。また、今回の相談会のサポート体制についても、資料を見る限り、スマートフォンの持参、それからアプリの設定支援ということで、基本的にはスマートフォンを持っている方、これらを前提とした支援内容になっているように感じます。つまり、使い方が分からない方への支援はある一方で、スマートフォン自体を持っていない方については、結果としてデジタル商品券を利用できない構造になっているのではないかと感じるところでございます。後ほど触れますが、特に第2弾については、デジタル限定となっていますので、そういった方々は大勢いらっしゃるのではないかと心配をしているところでございます。そこで、お伺いいたしますが、市としてそのような方々が制度の利用から取り残される懸念についてどんな認識をしているのか、そこをお示しいただきたいと思います。

○シティセールス課長（救仁郷義徳君） お答えいたします。

第1弾につきましては、スマホを持たない方なども含め、希望される方が購入できるよう、紙の商品券を併用した十分な予算を確保し、誰一人取り残さない支援として制度設計を行ったとこ

ろでございます。第2弾においては、第1弾の導入目的に加え、市内外問わず誰でも購入できるものとして市外からの消費獲得を大きな目的としており、観光客等の誘導による消費の波及効果を強力に促すことで、稼ぐ志布志の実現を目指すものです。今回は、このような制度設計で実施し、その結果を踏まえて、次年度以降、さらなるサービス向上のため研究を重ねてまいります。

○6番（青山浩二議員） 今回については、そういった目的があるということで、今回の結果を踏まえて、今回は、デジタル限定ということではないという可能性は残されているということで理解をいたしました。今後については、本当にそこが一番メインの点、重要視すべき点だと思いますので、そこについての検討方、よろしく願いしておきたいというふうに思います。また、今回の設定支援相談会の日程を見てみました。内容は、平日日中開催が中心となっています。高齢者の方々においては、実際には子供さん、お孫さん、それから御家族が設定支援を行うケースも多いんじゃないかなというふうに思います。しかしながら、平日の日中中心となると、現役世代が相談会に同席しづらい側面もあるのではないかなというふうにも考えています。そこで、お伺いいたしますが、現役世代や家族同席の上、支援を受けやすいような土日開催、あるいは夜間開催、こういったことについては検討はしなかったのか、お示ししたいと思います。

○シティセールス課長（救仁郷義徳君） 議員おっしゃいますように、どなたでも支援を受けやすい環境を整えることは、非常に重要であると認識しています。一方で、個別相談所では、きめ細かな支援の実現のため、シティセールス課所属のデジタルサポート推進員に加えて、鹿児島銀行の社員など専門的なスタッフを配置する必要があり、土日開催や夜間開催について検討を行ったところでございますが、人員調整、勤務体系等の問題で、平日開催とせざるを得なかったところでございます。今後のサポートの体制につきましては、こういった形で届けられるのか、またそこも含めて検討してまいりたいと思います。

○6番（青山浩二議員） そこについては、「検討はした」と、その結果、こういった平日の日中開催になったんだよということで間違いないですね。

〔何言か呼ぶ者あり〕

○6番（青山浩二議員） はい、分かりました。支援体制をしっかりと整えている、そういった体制については、率直に評価をしたいと思います。しかし、今回の制度では、第1弾は紙とデジタルを選択可能、第2弾はデジタル限定となっています。つまり、スマートフォンを持たない市民にとっては、第2弾そのものに参加できない制度設計となっています。また、市民感情としては、「スマホを持っている人のほうが得をする」、「持っていないだけで不利になる」という受け止めも生じ得るのではないかと危惧しているところでございます。そこで、お伺いいたしますが、どのような議論があって第2弾をデジタル限定としたのか、第2弾も紙との併用をすべきではないのか、そういった議論はなかったのか、お示ししたいと思います。また、スマートフォン未所有者との制度上の公平性について、どのように考えているのか、お伺いします。

○シティセールス課長（救仁郷義徳君） 本事業につきましては、第1弾では、デジタルに不慣れな方を含む全ての市民の皆様に支援が行き渡るよう、紙の商品券を併用した十分な予算を確保

し、誰一人取り残さない支援として制度設計を行ったところでございます。第2弾につきましては、さらなる地域活性化のため、市内外問わず誰でも購入できるものとして、デジタル化に特化することで市外の方が物理的な窓口を介さずに、来訪前にスマートフォン等で購入手続を完結できる利便性を提供し、域外からの消費、いわゆる外貨を強力に呼び込み、市内事業者の売上げを向上させるための戦略的な目的があるところでございます。なお、「誰一人取り残さない」が本市の基本理念であり、公平性については不可欠であると認識していますので、第2弾の実施状況を分析いたしまして、今後の事業設計について柔軟に研究を重ねてまいりたいと思っています。

○6番（青山浩二議員） 今の質問がですね、私が今回、強く訴えたかった部分の一つでございます。また、私が実際、市民の方からいただいた生の声でもあります。デジタル化を否定するつもりはありません。むしろ、その分野については、着実に推し進める必要があると考えています。一方で、デジタル限定にすると、確実に取り残される市民がいることも分かっていたいただきたいというふうに思います。そのことは、当局においても十分に理解した上での事業展開であると思います。先ほど担当課長からも若干触れられましたが、市長は、3月の所信表明において、「3期目については、これまでの成果に満足することなく、誰一人取り残さない「市民が主役のまちづくり」という原点を決して忘れず、人口減少や物価高騰といった喫緊の課題を乗り越え、誰もが安心して暮らせる持続可能なまち志布志市を目指して、引き続き全力を尽くしてまいります」と述べられています。この第2弾のデジタル限定は、市長が掲げている「誰一人取り残さない」という基本理念とは若干違うのかなというふうに感じたところでございました。市長、第2弾についても紙と併用することによって、誰一人取り残さない「市民が主役のまちづくり」が実現するんじゃないかなというふうに思っているところでございます。デジタル弱者にしっかりと対応し、配慮をすることが一番大事なことだと思います。先ほど担当課長からもありましたけれども、若干もう答弁が返ってきたような感じですが、ちょっと市長の考えをお聞きしたいと思います。この第2弾についても紙との併用ができないものか、再考する余地はないのか、ここについて、市長の口から答弁をお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 課長のほうで説明がありましたけれども、この第2弾を実施して、その結果を見て対応していくということですので、おっしゃるとおり、誰一人取り残さない取組をしてまいりたいというふうに考えています。

○6番（青山浩二議員） 分かりました。そのことについては、今回の最大の課題として捉えていただいて、今回は多分無理かもしれませんが、今回の結果を踏まえてしっかりと分析をされて、次回の商品券発行事業の際の一番配慮すべき事項の一つとして考えていただきたいというふうに要請しておきます。

それでは、視点を変えます。この第2弾については、住所地を問わず購入可能ということでございます。一方で、第2弾の販売方法については、先着なのか、抽選なのか、今の時点では詳細は決まっていないというふうに思います。そこで、お伺いいたしますが、この第2弾について、市としてどのような位置づけで実施するのか。例えば、追加的な消費喚起なのか、先ほどから答

弁がありますが、地域外消費者の呼び込みが目的なのか、そういったところ、どこに重点を置いて進めていくおつもりなのか、お伺いいたします。

○シティセールス課長（救仁郷義徳君） 第2弾の位置づけについてお答えしたいと思います。

第2弾では、域内の消費喚起に加え、市外からの消費獲得を大きな目的としており、デジタル化に特化させることで市外からの観光客等の誘導による消費の波及効果を強力に促すツールとし、稼ぐ志布志の実現を目指すものとして位置づけています。先ほどもお答えいたしましたが、第1弾では、十分な予算を確保し、デジタルに不慣れな方を含む全ての市民の方に行き渡るよう対応を取ったところでございます。なお、第1弾の紙の商品券でのお申込みがあった方の集計がおおむね終わりました。申込金額が予算の枠内であったことから、今回、紙の商品券で申し込まれた全ての方に購入をしていただける予定になったところでございます。

○6番（青山浩二議員） 第2弾の位置づけ、それから第1弾の申込み状況ですね、これらについて答弁をいただきました。そこについては、理解をするところでございます。今回、第2弾をデジタル限定とするなど、制度としてデジタル化をかなり進めている印象を受けたところでございます。そこで、お伺いしますが、直近のプレミアム商品券事業において、紙の商品券、それからデジタル商品券それぞれの販売実績、利用実績の数字をお示しいただきたいと思います。それから、様々な相談もあったかと思います。その中で主な相談内容ですね、これまでの当局に寄せられたお声とか相談、そういったものの主なやつを少しお示しいただきたいと思います。

○シティセールス課長（救仁郷義徳君） 直近のプレミアム商品券の販売の実績としましては、令和7年度につきまして、紙の商品券の販売実績はプレミアム込みで2億6,258万4,000円、利用実績は2億6,153万5,000円で、販売額に対しまして約99.6%の利用率となっています。デジタル商品券の販売実績は1億804万3,000円で、利用実績は1億782万6,567円となり、販売額に対して約99.8%の利用率で、どちらも販売額をほぼ利用いただいているところでございます。また、申込みをされた方からの相談としましては、デジタル商品券個別相談所で受け付けた人数は94名、総合政策課が開催しましたスマホ相談所では46名で、合計140名の方からの御相談を受け付けています。そのほかにも電話や窓口でのお問合せもあり、相談内容としましては、アプリの本人確認登録やメールの受信方法、デジタル商品券の使用方法等が主な内容となっているところでございます。

○6番（青山浩二議員） 販売実績、利用実績についてもほぼ100に近いということで、市民の皆さんに利用していただいて本当にありがたいなというふうに思っています。それから、相談内容についてですが、制度についての相談ということはなかったわけですね。そこをちょっとお示してください。

○シティセールス課長（救仁郷義徳君） 制度につきましては、「申込みから抽選になるのか」といったお問合せ、それから「デジタル商品券を申し込んだんだけど、メールが返って来たかどうか、その確認方法が分からない」とか、そういったお問合せは日常的に受けておりまして、こちらのほうは、随時、職員によって対応させていただいているところでございます。

○6番（青山浩二議員） 理解いたします。今回は、デジタル限定という第2弾なんですけれども、そういったことで施策を打ち出していますので、今後、このことについての相談というのもの出てくるのではないかなというふうに私は思っています。そういったことがあれば、今、市長が答弁されたこと、それから担当課長が答弁されたようなことをしっかりと相談者にお伝えをして、「次回からはどうなるかは分からないんだけど、内部で検討します」というような御回答をしていただければ、相談者の方も非常にすんなり分かりやすいのかなというふうに思います。そこについての対応は、どうぞよろしくお願いしておきたいと思います。

それでは、また視点を変えます。今回の制度は、市内消費喚起ということも主な目的の一つでございます。その中で加盟店側ですね、お店について少し質問していきます。お店側のQRコードの操作、それから通信環境、デジタル決済対応、こういったことなど一定の負担が出てくるのかなというふうに思います。特に小規模店舗の高齢者の事業者においては、デジタル対応への不安もあるんじゃないかなというふうにも考えています。そこで、お伺いいたしますが、加盟店側のPayどんの対応状況について、市としてしっかりと把握されていらっしゃるのか、また、小規模事業者ほどデジタル対応負担が大きい側面について、どのように認識しているのか、さらにはPayどん対応への支援等はあるのか、そこを示していただけますか。

○シティセールス課長（救仁郷義徳君） 御質問の小規模店舗等への対応につきましてですが、志布志市全体で令和8年5月1日時点で、プレミアム商品券の取扱店舗数は、311店舗です。そのうち、紙とデジタル両方が利用できる店舗は、166店舗となっており、全店舗の53.4%が、デジタル商品券が利用できる状況でございます。加盟店の負担軽減につきましては、希望される事業者の皆様に対して、シティセールス課におりますデジタルサポート推進員と鹿児島銀行の担当者で直接訪問し、操作説明やデジタル化による経営上のメリット等を説明するサポートを実施しています。また、デジタル商品券取扱店舗を増やすために、定期的に事業者に対して巡回して説明を行い、デジタル商品券が使えるように御理解いただいているところでございます。こちらについては、私の方も同行させていただいて、生の声をお伺いして対応するようにしているところでございます。全てではありませんが、今回、行かせていただいたところでございます。

○6番（青山浩二議員） お店側についての支援ですね、こういったものもしっかりと構築されているということで、ここについては、安心をしたところでございます。

次の質問になりますが、デジタル商品券を大きく拡大する中で、通信障害、システム障害、サーバー障害、こういったことが発生する可能性もあるところであります。市民や加盟店に大きな影響が生じる可能性もあります。そこで、お伺いしたいと思います。こういったシステム障害や通信障害等により、デジタル決済が利用できない状態が発生した場合、市としてどんな対応を想定しているのか、そこをお示しいただけますか。

○シティセールス課長（救仁郷義徳君） システム自体につきましては、仮に何らかの障害が発生しましても、保守事業者におきましてバックアップ体制を構築し、迅速に切替えを行える体制を整えているところでございます。また、加盟店舗側で通信障害等が発生した場合につきまして

は、デジタルサポート専用のコールセンターや市内にも支店があることから、迅速に現場対応を可能とするなど、万全な体制を期しているところでございます。

○6番（青山浩二議員） 通信障害等の対応の体制もしっかり整えていらっしゃるということで、ここについても安心をしたところでございました。今回、第1弾は紙とデジタル併用、第2弾はデジタル限定となっています。制度設計を見る限り、将来的には完全なデジタル移行を見据えているのかなというふうにも感じたところです。今後、市としてプレミアム商品券発行事業の完全デジタル化を目指す考えがあるのか、ないのか。また、そういった場合、デジタル弱者への対応をどのように考えているのか、そこについて、お示しいただけますか。

○シティセールス課長（救仁郷義徳君） お答えいたします。

本市が進めるデジタル化の本質的な目的は、デジタル技術の活用により事務を徹底して効率化し、きめ細かな直接的市民サービスへ重点化するスマート自治体への転換でございます。将来的なプレミアム商品券事業の完全デジタル化の検討においても、単なる紙からデジタルへの置き換えにとどまらず、地域通貨や自治体ポイント制度など、さらなるサービス拡充に向けて着実に研究、検討を進めてまいります。また、デジタル化による徹底した効率化を推進する一方で、そこで得られた余力を、デジタルに不慣れな方も含め、市民一人一人に寄り添ったサービスへと還元することで、住んでよかったと実感いただける温かみのあるデジタル化を推進してまいります。

○6番（青山浩二議員） そのようにですね、今後、時代の進化とともにこの事業も変わっていくというふうに思います。今、御答弁があったように、デジタル弱者の皆さんへの対応ですね、本当にここだけはもう忘れずにこの事業を推進していただきたいと、もうそのことだけお願いしておきたいと思います。今回の質問は、デジタル化そのものを否定するものではございません。むしろ、今後の行政運営において、地域DX、キャッシュレス化、行政事務の効率化、こういったことは、必要な流れであると理解をしています。また、地域金融機関との連携の下、地域に根差したデジタル化を進めていく考え方についても理解するところでございます。しかし、その一方で、便利になったけれど使えない人がいる、そういった制度になってしまえば、本来、支援が必要な方々が取り残される懸念もあるところでございます。特に本市のような地方では、高齢化、デジタル格差、交通弱者、こういった現実もあるところでございます。だからこそ、制度をつくった、支援窓口を用意したということだけではなく、実際に誰が利用できて、誰が利用できないのか、こういった視点を持ちながら、今後においては制度設計を進めていただきたいというふうに考えています。市民の誰もが利用しやすい、誰一人取り残さないバランスの取れた制度運営を求めまして、この質問の最後に、市長から一言いただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） デジタルは、あくまでも手段であり、目的は、市民の皆様の幸福度向上にあるというふうに思います。利便性の追求と同時に、対面でのきめ細やかなサポートを行いながら、「誰一人取り残さない」という基本理念の下、柔軟に市民の皆様の声を反映させながら、このプレミアム商品券発行事業の制度運営に努めてまいりたいというふうに考えています。

○6番（青山浩二議員） よく分かりました。そういった視点を持ちながら、今後ともよろしく

お願いしておきたいと思います。

それでは、次に行きます。電子投票についてでございます。将来を見据えた選挙における電子投票の調査研究についてお伺いいたします。現在、日本全国で人口減少や少子高齢化が進み、本市においても行政運営を取り巻く環境は、大きく変化しています。そのような中、私は、今後の選挙執行体制についても将来的な課題が出てくるのではないかと危惧しているところです。特に選挙事務は、投票所運営、投票用紙の交付、受付事務、開票作業など、多くの人的体制によって支えられています。また、開票作業は、深夜に及ぶこともあり、多数の職員の動員が必要となっています。そのような中、本年3月、宮崎県新富町議会議員補欠選挙において、九州で初となるタブレット端末を活用した電子投票が導入されたとの報道がありました。記事によりますと、開票時間の短縮、開票従事者の削減など、一定の効果があつたとのことであります。また、73歳の男性の有権者の方が取材に答えておりましたが、「実際にやってみると、簡単だった。電子投票のほうがよいと思う」とも答えておりました。もちろん、電子投票には慎重な議論が必要であることは、十分理解しています。しかしながら、人口減少社会の中で、将来にわたり現在と同じ選挙執行体制を維持できるのかという視点は、今後、避けて通れない課題ではないかというふうに考えています。今回は、現状を把握し、課題を洗い出し、その解決方法をお互い知恵を出しながら、今後の選挙事務事業について考えていきたいというふうに考えています。

そこで、まずお伺いいたします。1点目に、直近の市長選挙及び市議会議員選挙において、投票・開票事務には何人程度の職員が従事したのか、お伺いいたします。2点目に、開票終了時刻は、何時頃だったのか、そして開票終了後、後片付けが終わって、実際、職員の皆さんが帰宅する時間は、何時頃だったのか、お伺いいたします。3点目に、深夜までに及ぶ開票作業について、職員の精神的な負担や健康面への不安、それから翌日の通常業務への影響、こういったことについて課題認識はあるのか、お伺いいたします。以上、現状を把握したいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（富岡 裕君） 青山議員の質問にお答えします。

市長選挙及び市議会議員選挙につきましては、期日前投票の事務に延べ96人、当日投票に163人、開票に83人が従事しました。開票終了時刻は、市長選が22時46分、市議会議員選挙が23時30分で、事務従事者の解散時刻が0時15分で行われました。投票・開票事務の両方に従事する職員は、早朝から深夜までの勤務になる場合がありますが、健康に不安のある職員は、投票事務のみに従事するといった配慮は行ったところでございます。

○6番（青山浩二議員） それだけ多くの人的体制で、かつ、夜遅くまで作業をするということで、今の選挙が行われていることが今の御答弁で分かったところでございました。また、当局においても現状における課題への認識が、健康面の配慮もしっかりとなされているということですが、そういったことがあるということも理解をいたしました。そこで、次に、選挙従事者の確保についてお伺いいたします。今後、人口減少、それから職員数の減少が進む中、選挙執行に必要な人員確保について、当局として不安や課題認識はないのか、お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（富岡 裕君） 選挙執行には必要な人員、法令で定められている部

分もあり、ミスが許されない業務であることから、事務従事者の人数を減らすことが難しい状況ではあります。一方で、選挙の投開票は、日曜日に行われることもあり、職員の家庭の事情や他業務との兼ね合いがある中で、何とか必要な人員を確保している状況でございます。

○6番（青山浩二議員） 分かりました。ぎりぎりではないですけれども、今の人的体制でしっかりと今のところはできていますということですね。よく分かりました。それでは、次に、投票立会人、それから開票立会人についてお伺いしたいと思います。投票立会人、それから開票立会人については、選挙の公正、公平性を支える重要な役割を担っていると思います。一方で、人口減少や高齢化が進む中、今後、立会人確保が難しくなる可能性もあるのではないかというふうに感じています。そこでお伺いいたしますが、開票立会人については、各候補者、陣営が希望して出していますので、ここについては、特段問題ないのかなというふうに思っています。投票立会人の方々の確保について、現状どんな形で選出しているのか、それから今後において、この投票立会人の人材確保への課題というものはないのか、そこについてお示しいただけますか。

○選挙管理委員会事務局長（富岡 裕君） 当日の投票所の立会人は、過去に立会人を経験したことのある方を中心に依頼しています。都合が悪い場合は、会計年度任用職員等に從事していただいています。期日前投票所の立会人は、過去に立会人を経験した方に加え、一般市民からも公募を募り、応募者の中から選出して立会人を務めていただいている状況です。また、立会人の急な体調不良や事故等があった場合は、職員が代替を務めることで対応していますが、今後もこの体制が維持できるかが課題であると考えています。

○6番（青山浩二議員） 今、選挙管理委員会から課題も少々出されたところでございました。そういったこともしっかりと今後考えて、向き合っていかなければならないなというふうに考えています。それでは、次に、投票所運営についてお伺いいたします。今後、人口減少が進む中、現在の投票所数、それから投票所の運営体制、こういったものを将来にわたって維持していくことについての課題はないのか、そこについてお伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（富岡 裕君） 現在、本市の投票所は、当日の投票所が40か所、期日前投票所が4か所となっています。合併以降、投票所は、減っておりませんが、期日前投票所については、サンポートしぶシアピアを増やしています。今後も現在の運営体制を維持することは、人員の確保が難しくなる可能性が高いことが課題であると考えています。有権者の数も年々減少しており、県内の他市でも投票所の再編を進めているところもありますので、本市においても投票所の見直しを検討していきたいというふうに考えています。

○6番（青山浩二議員） 今ですね、職員、それから立会人、投票所運営、様々な課題が出されたところでございました。これを解決すべく、私たちは、これから知恵を出していかなければなりません。私は、電子投票を推進してほしいという立場ではございますが、今回の質問で、直ちに導入すべきだと言うつもりはありません。しかしながら、今後の人口減少社会を考えたときに、今と同じ人的体制だけで将来において選挙事務体制は維持できるのかという観点での議論は必要なのではないかと考えているところでございます。このことについては、また後ほど触れたいと

思います。

次の質問をいたします。本年2月の市長選挙及び市議会議員選挙において、無効票は、それぞれ何票あったのか、お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（富岡 裕君） お答えします。

無効票につきましては、市長選挙で167票、市議会議員選挙で141票でありました。

○6番（青山浩二議員） 手書き投票である以上、誤字脱字、判読困難、記入ミスなどによる無効票は、今の事務局長の答弁どおり一定数発生すると思います。これは、今の手書き方式を継続していけば、今後も無効票はなくなるというふうに思います。非常にもったいないですよね。誰が誰に投じた票が無効になったのかというのは、誰にも分かりませんが、有権者の思いが票に反映されない無効票は、非常にもったいない、そう感じています。私は、有権者の大切な1票をより正確に反映していくという視点が今後においては重要なのかなと考えています。そういう意味において、電子投票は、無効票の減少、記載ミスの防止、こういったことにプラスに作用する可能性も期待されているところでございます。そこで、お伺いいたしますが、電子投票における無効票減少の可能性について、当局としてどのように認識しているのか、お示ください。

○選挙管理委員会事務局長（富岡 裕君） 電子投票では、タブレット上に示された候補者名を選択する方法を取るため、雑事記載等による無効票はなくなることから、有権者の意思をより正確に把握できるようになることが期待できます。ただし、白票という選択肢は残るため、一定の無効票は、発生する可能性がございます。

○6番（青山浩二議員） 今、期待される効果について御答弁いただきました。そういったことで、この無効票の減少に少しでも役に立てばというふうに思っていますので、そこについても理解をしたところでございます。

それでは、次に、住民目線での投票環境についてお伺いいたします。現在の投票制度は、候補者名を正確に書けること、こういったことが前提となっています。しかしながら、高齢化による視力の低下、手の震え、漢字を書くことへの不安、身体的理由による字を書くことへの負担などを抱えている方も実際にいらっしゃると思います。また、「漢字を書き間違えないか、心配である」、「正確に書けるか、不安である」という声も現実にはあります。これは、私の近隣集落の何人かの方に聞いた生の声であります。電子投票は、候補者名を選択式にすることで、記入の負担軽減や無効票の防止、それから身体的負担の軽減、こういったことの一定の効果につながる可能性もあると考えています。そこで、お伺いいたします。当局としては、こうした住民目線での投票環境の向上については、どのように認識しているのか、また、これまでそのような方々へは、どのような対応がなされているのか、お示ください。

○選挙管理委員会事務局長（富岡 裕君） 目や手の不自由な方が投票所に来られた場合は、点字投票や代理投票により対応しています。代理投票は、投票管理者の許可を得て、2名の選挙事務従事者が選挙人の意思を確認した上で、代理で投票用紙に記載し、投票箱に投函する制度で、対応している状況です。

○6番（青山浩二議員） そういった対応を現在されているということですね。そこについては、一市民を代表して感謝を申し上げたいというふうに思います。

それでは、次に、若年層の投票率について伺います。全国的にも若い世代の投票率の低さが課題となっていますが、本市としては、若年層の投票率についてはどのような分析をしているのか、お示してください。

○選挙管理委員会事務局長（富岡 裕君） 令和8年の市長・市議選におけます本市の若年層の投票率でございますが、市全体平均で61.8%に対し、10代が37.25%、20代が34.02%であり、どちらも平均を下回る状況でございました。

○6番（青山浩二議員） 現在の若い世代につきましては、スマートフォンやタブレットなど、デジタル環境に日常的に触れている世代でございます。そういった中、若い世代にとって現在の投票制度が本当に利用しやすい環境になっているのか、そういった観点での議論も今後は必要じゃないかなというふうに考えています。もちろん、投票制度の公平性、公正性や安全性は、大前提でございます。しかしながら、将来的にはデジタル世代への対応や投票参加のしやすさ、利便性向上、こういったことについても調査研究が必要なのではないかというふうに考えます。そこで伺いたしますが、市として現状、若年層の投票率の向上についてどんな取組をしているのか、お示してください。

○選挙管理委員会事務局長（富岡 裕君） 若い世代への選挙啓発につきましては、令和6年度から明るい選挙推進協議会の役員に、志布志高校及び尚志館高校の生徒会担当の先生に就任していただいています。各高校の生徒に、街頭啓発活動や選挙啓発標語コンクールにも参加していただいています。また、令和8年2月の衆議院選挙においては、高校生9人に期日前投票所の立会人として従事していただきました。このような活動を通して選挙の関心を高め、投票率向上に努めていきたいと考えています。

○6番（青山浩二議員） 今、御答弁のとおり、様々な取組をされていることは分かりました。現状の取組はそのまま継続していきながら、将来を見据えた調査研究も並行して行っていただきたいと思います。私は、電子投票には行政側の事務の効率化はもちろんのこと、住民側にも様々なメリットがあると考えています。例えば、高齢者の記入の負担の軽減、誤字脱字や判読困難による無効票の防止、身体的理由により文字を書くことが難しい方への配慮、開票の時間短縮、それから迅速な選挙結果の公表、デジタル世代への対応、挙げればまだまだあると思いますが、こういったことが期待されると思います。特に、有権者が正確に書けるか心配をしながら投票する制度でよいのかという視点が一番着目すべき点であって、今後は、そのような配慮が必要なのかなというふうに考えています。選挙制度は、有権者のための制度であると思います。そこで、伺いたしますが、選挙を管轄しているのは、総務省ですよね、そういった国の機関から、電子投票に関する研究動向の情報提供などは行われているのか、あるいは、本市から情報提供を求めるようなアクションを起こしたことがあるのか、その部分をお示してください。

○選挙管理委員会事務局長（富岡 裕君） 国から電子投票に使用できる機器等の情報提供はあ

るところでございますが、本市から情報提供を求めたことはございません。

○6番（青山浩二議員） 国からは情報提供があるということですね、分かりました。そこについても、それを基にして調査研究をしていただきたいというふうに思っています。日本では、既に電子投票特例法が整備されており、地方選挙については、法的には導入可能となっています。これは、国政ではちょっと無理ですよということですね、地方選挙については、法的には導入可能ということになっています。一方で、システム障害時の対応やサイバーセキュリティへの対応、導入費用の問題、高齢者への対応、停電時の対応、これも挙げればちょっと切りがないぐらいあるんですけども、慎重に検討すべき課題があるということも理解をしています。しかし、私は、導入するか、しないかの前に、将来を見据えて積極的に調査研究する必要があるんじゃないかという視点が重要だと考えています。そこで、お伺いいたします。本市として電子投票について直ちに導入するかどうかは別としても、他の自治体事例の調査研究であったり、情報収集、国の動向把握、こういったことを総合的に調査研究を進める必要があるんじゃないかというふうに考えていますが、ここについての考え方をお聞かせください。

○選挙管理委員会事務局長（富岡 裕君） 令和8年3月に、宮崎県新富町議補欠選挙において、九州で初めて電子投票が行われました。本選挙では、投票用タブレットの購入や事前の操作説明会の開催等による負担があったものの、開票の時間、あと、人員の大幅な削減ができたとの情報を伺っています。本市としても、電子投票のメリット、デメリットを含めて、調査研究を進めていく必要があるという認識でございます。

○6番（青山浩二議員） よく分かりました。繰り返しになりますが、私は、今回の質問で「今すぐ導入してくださいね」ということを求めているところではございません。将来的に選挙事務従事職員の確保であったり、開票体制の維持であったり、投票所の運営、立会人の確保、こういったことがさらに厳しくなる可能性があるからこそ、今から研究する必要があるのではないかと考えています。特に今回、事務局長答弁でありましたけれども、九州内でも導入事例が出てきたわけでございます。今、いい答弁をいただきましたので、今後、国や他自治体の動向を注視しながら調査研究を積極的行っていただきたいと、ここは要請をしておきます。それから、電子投票の議論については、単なるDX推進ではなく、将来にわたり民主主義の基盤である選挙制度をどう維持していくかという視点で考える必要があると思っています。人口減少社会の中、現在の投票所数や人的体制、これらを今後も維持できるのか、やはり心配をしています。私は、これまでその体制でできていたからではなくて、これからの10年後、20年後も維持できる、そういう視点が極めて重要だと考えています。その課題認識について、改めて見解をお伺いします。

○選挙管理委員会事務局長（富岡 裕君） 現状では、立会人や事務従事者は、何とか確保できていますが、今後、人口減少が進むと、現在の体制を維持することが難しくなる可能性が高まってきます。選挙は、民主主義の根幹をなす制度でございます。将来的にも公平公正に有権者の意思を酌み取れる体制を維持していくことが必要であるため、投票所の数や投票方法など、事務従事者、有権者双方に負担が少ない持続可能な選挙の在り方を検討していく必要があると認識して

いるところでございます。

○6番（青山浩二議員） 選挙制度の信頼性ですね、公平性、公正性を守ることは、当然ながら最も重要であります。その一方で、人口減少や職員数の減少が進む中、将来にわたって持続可能な選挙執行体制をどう維持していくのか、こういう視点こそが、今後、ますます重要になってくるんじゃないかなと考えています。何回も繰り返しになりますが、私は、「電子投票を今すぐ導入してください」と言うつもりはありません。しかしながら、将来の課題を見据え、今から調査研究、情報収集を始めることは、決して早すぎる話ではないと考えています。選挙制度は、有権者のための制度であります。有権者がより安心して、より正確に、より参加しやすい投票環境をどうつくっていくのか、また、人口減少社会の中でも民主主義の基盤である選挙制度をどう維持していくのか、こうした視点も含めて、今後の調査研究や情報収集に期待をして、この質問を終わりたいと思います。事務局長、もう1回、最後に一言答弁を求めたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（富岡 裕君） お答えします。

選挙制度は、人々が民主的に意思決定に関与し、平和的で公平な社会を維持するために欠かせない制度でございます。選挙は、民主主義社会において非常に重要な役割を果たしていますので、有権者が信頼し、安心して利用できるものでなくてはなりません。有権者の声を反映しつつ、誰もが安心して参加できる制度を目指すことが人口減少社会における民主主義の基盤維持につながると考えますので、電子投票に関しましては、先進事例等を参考にしながら、導入について検討してまいりたいと考えています。

○6番（青山浩二議員） 非常に前向きな御答弁をいただきましたので、よろしく願いしておきたいと思います。

それでは、次に行きます。職員の働き方改革と地域コミュニティ協議会の活用についてでございます。現在、市役所窓口では多くの職員が日々市民対応に御尽力されています。市民の一人として、親切丁寧な窓口対応にまずもって感謝を申し上げたいと思います。一方で、窓口の現場においては、「昼休憩時間中にも来庁者対応が発生する」、「交代で食事を取っているため、十分な休憩時間が確保できない場合がある」、こういった声も聞かれるところでございます。もちろん、市民側からすれば、昼しか来庁できない、仕事の合間しか行けない、そういった事情もありますので、市民サービスの維持は、極めて重要であります。しかしながら、職員が慢性的に十分な休憩を取れない状況が続けば、疲労蓄積、集中力の低下、ヒューマンエラー、精神的負担、最悪は離職のリスク、こういったことにつながってしまい、結果としてそのことが市民サービスの低下を招く可能性があるんじゃないかなというふうに思っています。私は、職員を守ることが市民サービスを守ることだと考えています。現状や課題等は、これから細かく聞いていきますが、まず、このことについて、市長の認識をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 窓口業務に限らず、職員が働きやすい職場環境を整備し、業務の効率化に取り組み、市民サービスの充実を図るよう努めているところであります。また、窓口の在り方については、業務改善や職員の働き方改革、市民サービスの質の向上につなげるため、窓口開庁

時間の見直し等の取組を検討しているところでもあります。なお、昼休憩時間帯の来庁者へは、各担当部署で職員の負担に配慮しながら対応しているところでもあります。

○6番（青山浩二議員） 今、市長から非常に大事なことが御答弁されたと思います。窓口の時間短縮、こういったことも御答弁でありましたので、そのことは、また後ほどお聞きしたいと思います。それでは、現状を把握したいと思います。現在の昼休憩時間帯の来庁状況、それから窓口職員の昼休憩の現状、それらを踏まえて窓口職員の負担の状況、これらをどのように把握しているのか、お示してください。

○市民環境課長（村山 睦君） お答えします。

昼休憩時間帯の来庁者数につきましては、時期や曜日により増減はあるものの、一定数の来庁がある状況でございます。市民環境課の昼休憩時間帯の窓口体制につきましては、職員4人が2人ずつ交代で対応しています。窓口対応に当たる職員は、午後1時から休憩を取得する運用としています。なお、混雑する場合には、状況に応じて対応しているところでございます。

○6番（青山浩二議員） 今、課長は、状況について御答弁されたんですけれども、これらを踏まえて窓口職員の負担の状況ですね、負担感を持っているんじゃないのかなという意味でちょっと質問したところでした。そこについては、どんな認識をされているのか、お示しいただけますか。

○市民環境課長（村山 睦君） 負担についてですが、現在、マイナンバーカードの電子証明書の増とか、外国人技能実習生の住民手続の増によって、昼の窓口の件数が増えているところがございます。ただ、この状況について、先ほど交代の形でということでお答えしましたが、職員が適正に休憩が取れるような形を取っているところがございます。

○6番（青山浩二議員） 今のところ答弁のとおり、そういった職員の負担もあるわけですね。今回の質問をきっかけとして、できれば、職員の皆さんの負担の少ない、働きやすい環境に少しでも近づいていければというふうに考えています。私は、市民サービス維持の観点から、昼休みに窓口を閉鎖するという方向には慎重であるべきだと考えています。特に高齢者や子育て世代、それから仕事を持つ市民、こういった方々については、昼時間は貴重な来庁機会でございます。そのため、窓口を維持しながら、どう職員を守るかという視点が大事な事なんじゃないかなというふうに考えています。その中で最も現実的なのは、現状でいけば、今、担当課長が申されました昼休憩交代制のルール化の徹底であると考えています。そこでお伺いいたしますが、現在、本市の窓口業務において、交代制の休憩は、どの程度徹底されているのか、これは、しっかりとルール化されているのか、部署ごとの偏りはないのか、十分な休憩確保が困難な部署はあるのか、現状をお示してください。

○総務課長（富岡 裕君） 窓口業務全般にわたる内容ですので、総務課のほうで答弁させていただきます。

現在、昼休憩時間帯における窓口業務の交代制は、一部の部署で実施しています。その他の部署においては、昼休憩時間帯の来客対応は、随時職員が行っている状況で、交代制を実施してい

る部署においても、問合せて来客者が多い場合は、臨機応変に当番以外の職員が対応しているということでございます。

○6番（青山浩二議員） 一部交代制を徹底しているということですね。その改善策として、先ほど市長が答弁されましたが、近年では全国的に窓口の時間短縮、こういったものを導入する自治体も増えています。例えば、隣県の都城市が窓口時間を8時45分から16時30分としています。その背景には、内部の事務時間の確保、業務の効率化、職員の負担軽減、職員の働き方改革、こういったことがあると認識しています。一方で、市民側から見れば、「仕事終わりに行けない」、「なぜ、行政だけ時間短縮なのか」という声が出る可能性もあると思います。つまり、職員を守る視点、それから市民の利便性、これをどう両立するか、ここが一番重要なことというふうに思っています。そこで、伺いたいしますが、本市としては、これまで時間短縮について研究したことはあるのか、先ほど市長が冒頭答弁されました、この時間短縮についてどの程度を研究しているのか、他の自治体事例を把握しているのか、現状にどのような課題の認識を持っているのか、その部分をお示しください。

○総務課長（富岡 裕君） 行財政改革推進本部会議の窓口作業部会において、先行自治体の取組事例も参考に窓口時間短縮の必要性等について、働き方改革及び業務効率化の観点から議論を行い、一定の共通認識を得たところでございます。最優先すべきは、住民サービスの質を維持し、さらに向上させることでございます。窓口時間の短縮につきましては、窓口業務の課だけでなく、各部署における働き方改革や職員の勤務体制にも関わる事項であることから、全庁的な調整と情報共有を徹底した上で検討を進めていくこととしています。なお、先行自治体の事例としては、鹿児島市、いちき串木野市、都城市の取組を把握しているところでございます。

○6番（青山浩二議員） このことについては、今も調査研究はしていますということですね。本当にですね、職員の皆さんをしっかりと守る視点と、それから市民の利便性の両立が一番大事な部分でありますので、しっかりとそこを克服していった調査研究していただければなというふうに思います。窓口の時間短縮については、さらにスピード感を持ってよろしくお願ひしたいと思います。それから、都城市ですが、窓口の時間短縮と併せて、毎週木曜日に16時30分から19時まで夜間窓口を実施しています。これについては、現役世代、それから平日の昼間に来庁できない市民、こういった方々への配慮として、一定の意義と効果があると考えます。しかしながら、その一方で、今度は職員側から見れば、時間外勤務の増加、特定部署への負担の集中、子育て世代職員への影響、こういったことが考えられるところでございます。また、利用者数によっては、負担に対して利用実績が少ないという課題も起こり得るんじゃないかなと考えます。そこで、伺いたいしますが、本市として夜間窓口導入の検討ですね、それから、仮にこれを導入した場合、想定されるメリット、デメリット、それから利用需要の見込み、このことについてどんな考えを持っていらっしゃるのか、お示しください。

○総務課長（富岡 裕君） お答えします。

時間外窓口につきましては、転入転出が多い時期を中心に実施しています。また、マイナンバ

一カードに関する手続においても取組を行っているところでもございます。時間外窓口は、市民サービスの向上や行政の効率化といったメリットがある一方で、組織運営上の課題に加え、職員の負担増や人件費の増加等も伴うことから、実施内容や体制については、今後も慎重に検討してまいりたいと考えています。

○6番（青山浩二議員） よく分かりました。私は、職員の負担軽減と市民サービスの維持という観点から、窓口の時間短縮、それから週1程度の夜間窓口の開設、これについてはセットだと思っています。まずは、試験的に導入してもいいのかなと思います。そこで、改めてメリット、デメリットを洗い出して、デメリットの部分については、しっかりと克服できるような対策をして、いずれは全面実施すればいいのかなと考えていますので、今、課長答弁にもありましたように、積極的な調査研究をお願いしておきたいと思います。これからの行政窓口は、開庁時間を長くするか、短くするかだけではなくて、人口減少時代に持続可能な窓口行政をどう構築するのか、こういう視点が極めて重要だと考えています。近年、国では、書かせない、待たせない、迷わせない、行かせない行政を掲げ、いわゆるフロントヤード改革ですね、こういったことが進められています。具体的には、書かない窓口、ワンストップ窓口、オンライン予約、コンビニ交付、電子申請、オンライン相談などでございます。これらは、単なる効率化だけではなく、本当に支援が必要な人へ職員が時間を使える行政、こういったものにつながっていくのかなと考えます。このことについては、既に本市も相当御努力をされ、先進的に改革をされていますが、現状どこまで進んでいるのか、確認の意味でお示してください。そして、現在検討中のものがあれば、そこもお示してください。さらに、課題があってなかなか実現が厳しいもの、こういったものがあれば、これについてもお示してください。

○総合政策課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

本市では、市民の来庁負担の軽減と窓口の混雑緩和を目的に、「書かない窓口」から「行かない窓口」とするよう努めています。まず、デジタル技術を活用した「書かない窓口」につきましては、申請書類などの記載の省略を行っています。次に、住民票の写し、印鑑登録証明書など証明書発行につきましては、コンビニでの交付により開庁時間外も含めた取得手段として提供しており、今後は、戸籍証明書についても導入を予定しているところでございます。また、オンライン申請につきましては、子育て、福祉、税、各種届出等、現在78の手続をオンライン申請ポータルサイトで受け付けています。窓口での手続が必要な場合の移動負担軽減として、各庁舎には遠隔相談窓口システムも導入しています。最寄りの庁舎で本庁機能部署の職員とやり取りを行うことができ、各種相談や申請手続を行うことが可能となっています。今後は、利用件数や窓口滞留等の効果検証を行いながら手続の拡大と改善を進め、持続可能な窓口体制の構築を図ってまいりたいと考えています。

○6番（青山浩二議員） これまでの改革については、本当に評価したいと思います。相当御努力されていると思います。そして、まだまだできる部分も残っていると思いますので、これについても今後期待をしたいと思います。これまでの質問で、窓口職員の負担、それからそれに対す

る対応、国が目指している窓口の未来像、先進地事例、そして本市の現状等の質問をさせていただきましたが、人口減少時代に持続可能な窓口行政をどう構築するか、職員を守ることが市民サービスを守ることにつながっていくんだという視点に立って、窓口業務の改善に努めていただきたいと思います。先ほど担当課長からもありましたけれども、確実にできるものとしては、昼休憩の交代制のルール化、これについても今されているということです、そこについては引き続きお願いしたいと思います。窓口の時間短縮や夜間窓口については、調査研究が必要かと思います。ただ、先進事例もありますので、できないことではないと思います。職員も市民も守る、こういうバランスを保ちながら、これからの窓口業務を構築してほしいと思います。そこで、まずは職員の意見を聞いてみてはどうかと思います。現場の苦労は、現場が一番分かっています。ただ、なかなか職員の側からは言えないかもしれません。そうであれば、アンケート方式も一つの手段だと思います。職員の意見を聞けば、必ずそこにはヒントがあると考えています。ぜひ、この分野については、改善をお願いしたいと思いますが、ここについては、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 持続可能な窓口行政を構築することで、職員の業務の効率化や市民サービスの充実を図ることができます。昼休憩時間帯の来庁者に対する窓口対応の在り方、窓口時間の短縮については、指示をしているところであります。また、現場の職員の意見は、自己申告書や意見箱等で意見を聞く機会を設けているところでありますが、引き続き、職場環境改善に努めてまいりたいと考えています。

○6番（青山浩二議員） 今、本当に心強い御答弁をいただきましたので、ここについての改善ですね、ぜひよろしく願いしておきたいと思います。

それでは、視点を変えて質問いたします。本市内の校区によっては、地域コミュニティ協議会に集落支援員を配置している地域もございます。こうした地域人材を地域に最も近い行政サポーターとして活用できれば、高齢者支援や市民の利便性向上につながる可能性があるんじゃないかなと考えます。そこで、お伺いします。本市として地域コミュニティ協議会を活用した行政支援、いわゆる行政サポーター的な役割について、今後、研究していく考えはないか、お示しをいただきたいと思います。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） お答えします。

令和6年度から段階的に導入している集落支援員制度は、総務省が進める地域力の創造や地方再生、過疎対策、集落対策の一環として制度化されたものでございます。集落支援員は、過疎地域等において進行する高齢化や人口減少に対応し、集落の維持活性化を図るため、市から委嘱を受け、地域に雇用されている人材となっています。主な役割は、集落の目配り役として地域を巡回し、状況把握や住民同士の話合いの促進を行うことなど、地域課題の解決に向けた支援を行っています。また、集落支援員は、地域と行政をつなぐ橋渡し役として活動するものであり、その性質や立場から、窓口業務や各種申請手続の代行など、行政サービスを直接提供することは想定していないところでございます。しかしながら、地域での行政支援の在り方については、今後、

調査研究してまいりたいと考えています。

○6番（青山浩二議員） 性質上、集落支援員の方がどうのこうのというのは、無理かもしれないんですけども、最後に「調査研究」という言葉が出ましたので、ぜひですね、しっかりと調査研究してほしいと思っています。このことが将来的に実現することができれば、例えば、簡単な証明書の発行業務など、先ほどの質問と関連がありますが、窓口業務の分散化にもつながっていくんじゃないかなと思っています。ただ、今、課長答弁がありましたように、このことが実現するのは、相当難しいのかなという答弁でもありました。しかしながら、何とか知恵を絞って、これが市民の利便性向上と業務の分散化、窓口業務の負担軽減に貢献できるんじゃないかなと思っています。多分、全国的に事例はないかもしれませんが。調査研究をしっかりしていただいて、何とかここが将来的に実現できればいいかなというふうに思っています。何年かかるか分かりませんが、市長、こういったところを目指すということの考えは、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 地域コミュニティ協議会に窓口業務を担っていただくには、個人情報保護や法的な責任が伴うことから、慎重な検討と適切な体制整備が必要であります。地域コミュニティ協議会が担っていただけるような業務については、調査研究が必要だというふうに考えているところであります。また、地域での窓口業務の在り方については、市民の利便性向上と窓口業務の負担軽減を図ることからも、今後、調査研究してまいりたいというふうに考えています。

○6番（青山浩二議員） よく分かりました。私は、地域コミュニティ協議会の役割が今後変わっていく可能性があると考えています。現在においては、地域活動や行事、防犯、環境美化、事務事業などが中心であると考えます。しかし、今後においては、高齢化や人口減少による移動困難者への対応、そして市役所の出張所的な機能の可能性などを考えれば、地域を支える生活拠点としての役割がさらに重要になるのかなと考えます。例えば、平時は行政サポートや高齢者支援、災害時には情報拠点、地域連絡拠点、避難支援、こういったことが挙げられます。つまり地域コミュニティ協議会イコール地域インフラという視点であります。そこで、お伺いいたしますが、本市として、今後の地域コミュニティ協議会の役割についてどのような方向性を考えているのか、改めてお示しいただけますか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 地域コミュニティ協議会は、自治会や各種団体、行政との連携を図りながら、地域課題の解決や地域活性化に取り組む住民主体の組織であります。地域共生社会の実現には、制度の枠を超えた住民同士のつながりが重要であり、地域コミュニティ協議会は、支え合いや助け合いの仕組みづくりを担う市の最良のパートナーであると考えています。今後は、地域課題の解決に加え、住民の交流や居場所づくり、防災活動など、地域を支える基盤としての役割がさらに重要になるものと認識しています。また、地域活動の拠点となる施設の充実が図られることで、住民同士の交流促進や地域活動の活性化、防災機能の強化など、地域コミュニティ協議会の役割は、さらに広がるものと考えています。

○6番（青山浩二議員） 最後になるんですけども、人口減少社会において従来型の人海戦術による行政運営だけで行政サービスを維持していくことは、今後、ますます難しくなっていくの

かなと考えます。だからこそ、D X、窓口の改革、業務の分散、地域の活用、行政サポーターの育成、地域コミュニティ協議会の強化ですね、こういったことを組み合わせて、市民にも優しく、職員も持続可能な役所、こういったことを構築していく必要があるのではないのでしょうか。また、D Xは、単なる職員削減ではなく、本当に支援が必要な市民へ職員がしっかり向き合う時間を確保するためであるべきだと考えます。そして、将来的には、地域コミュニティ協議会も単なる地域活動組織ではなく、地域を支える生活拠点、さらに地域に最も近い行政サポーターとして、こういった役割が重要になってくる可能性を秘めていると私は思っています。この人口減少時代における未来の市役所づくり、このことについて、どのような方向性を今後目指していくお考えなのか、最後に市長の見解をお伺いして、私の質問を終わります。

○市長（下平晴行君） D Xの活用や窓口の在り方の改善を進めることなど、様々な課題解決を図ることで、市民にとって行政サービスや利便性が向上し、市民の負担軽減にもつながると同時に、職員の働きやすい環境を整えていくことが市民に対する行政サービスの充実、持続可能な自治体運営につながるというふうに考えています。また、地域コミュニティ協議会の地域活動は、非常に重要な役割を担っていますので、今後も対等なパートナーとして協力し合いながら、まちづくりを進めていきたいというふうに考えています。なお、未来の市役所づくりということですが、デジタル技術による「24時間どこでも手続」の実現と、リアルな庁舎を地域コミュニティや相談の拠点へと進化させること、窓口へ行かずに済む仕組みをつくり、職員がより複雑な市民サポートへ注力するための効率的な、かつ、持続可能な自治体運営を実現するための取組を進めてまいりたいというふうに考えています。

○6番（青山浩二議員） 終わります。

○議長（小野広嗣議員） 以上で、青山浩二議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。午後2時45分から再開します。

—————○—————
午後2時34分 休憩

午後2時45分 再開
—————○—————

○議長（小野広嗣議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、年見明浩議員の一般質問を許可します。

○2番（年見明浩議員） 皆さん、こんにちは。初めての一般質問なので、お聞き苦しい点多々あるかと思いますが、優しく御指導をお願いいたします。

では、まず、施政方針に「クルーズ客船の寄港誘致に積極的に取り組む」とありましたが、具体的な取組内容をお示してください。

○市長（下平晴行君） 年見議員の御質問にお答えします。

クルーズ客船誘致の取組につきましては、令和6年度に志布志港クルーズ客船誘致検討会を設立し、関係機関等から情報収集、また、九州クルーズ振興協議会、全国クルーズ活性化会議にも

参加し、クルーズ関係者と意見交換等を行ってまいりました。令和7年度におきましては、クルーズ客船の商品造成を行っている旅行会社やチャーター等への訪問、クルーズ関係者の本市訪問の際のアテンド、県主催のクルーズ商談会等への参加を行い、誘致活動を進めてきたところがあります。本年度におきましても、旅行会社等へのアプローチや商談会への参加等、誘致活動を進めていく予定であります。そのようなことから、本会議につきまして、志布志港クルーズ客船誘致検討会の運営補助金の補正予算を上程しているところであります。

○2番（年見明浩議員） それでは、現有の港湾設備で、具体的にどのような船舶を誘致の対象とされているかをお示してください。

○みなと振興課長（木村勝志君） お答えします。

議員も御承知のとおり、現在、志布志港におきましては、観光船バースがメインの寄港の岸壁なのかなと考えています。岸壁につきましては、220メートルの水深7.5メートルでございますので、やはり大きな船というのは直接接岸するのは難しいのかなと考えています。日本船、あとは海外のラグジュアリー船等ですね、中型から小型の船の誘致をしていくことになるのかなと考えています。

○2番（年見明浩議員） 分かりました。では、現有の設備では、にっぽん丸あたりの誘致を進めるということで了解しました。あと、志布志市のこの資料によりますと、本港地区東側に大型クルーズ船の予定というのが案で示されてありますが、これの基礎調査等は、いつ頃から始めるお気持ちがあるかをお聞かせください。

○みなと振興課長（木村勝志君） 今、議員がお示しされた部分につきましては、昨年3月に策定されました長期構想を踏まえた港湾計画の改訂港湾計画だと思います。現在、港湾計画の中にも示されていますとおり、クルーズ客船の誘致をするための岸壁等につきましては、まだ点線、大まかにここら辺にやりますよという形になっています。今後の港湾計画につきまして、10年から15年先を見据えた港湾の利活用の計画になっていますので、まずは、今計画をされています港湾の整備を進めていくことになろうかなと考えています。その中で、クルーズ船の誘致を進めていますので、そこの寄港が増えてきますと、またそれに合わせた形で整備を進めていかなければいけないということになります。要望活動とかを進めながら、そこの整備計画の改訂に向けた動きをしていくことになろうかと考えています。

○2番（年見明浩議員） 分かりました。それでは、にっぽん丸等のクルーズ客船等が来た場合に、歓迎行事や出店等のイベントが行われている所もありますが、本市では、どのような取組を考えているか、お示してください。

○みなと振興課長（木村勝志君） クルーズ船が寄港した際の歓迎行事等についてでございますが、これまで本市におきましては、4回のクルーズ客船の寄港実績があるところでございます。そのいずれにおきましても、旅客船埠頭において、太鼓や吹奏楽等での歓迎セレモニー、あと観光特産品協会と連携した地元のお土産等の販売ブースの設置等を行ってきています。今後寄港する際につきましても、同様の取組や地元観光スポット等のPRを重ねて行ってまいりたいと考え

ています。

○2番（年見明浩議員） その点につきまして、日南市は、大型クルーズ船ダイヤモンド・プリンセスとか、もう既に誘致を実施していますが、志布志市の職員をそういう日南市とかに派遣して研修をさせるお気持ちはないか、お聞かせください。

○市長（下平晴行君） 近くですので、研修と申しますか、いつでも行けますので、そのときは、対応してまいりたいというふうに考えています。

○2番（年見明浩議員） では、次の質問に行きます。海上自衛隊護衛艦の誘致ということで、現在、海上自衛隊護衛艦の志布志港寄港は、年に1回程度ですが、これを一度に多数の艦船を寄港させれば、市内への経済効果がかなり期待できると思います。その誘致をする考えはございませんか、お聞かせください。

○市長（下平晴行君） 自衛艦の寄港は、単なる艦艇の停泊にとどまらず、多くの乗組員による市内飲食店や小売店等の利用を通じた直接的な経済波及効果をもたらす極めて重要な機会であるというふうに認識しています。直近では、令和7年11月の掃海隊群寄港時に市内飲食店への大きなぎわいにつながったところであります。また、艦内の一般公開については、本市の集客効果や市民と隊員との交流を通じて防災意識の向上にも寄与するものであります。本市での自衛艦受入れについては、商工会が主体となり、観光特産品協会と市がそれぞれの役割を持ってサポートしているところであります。市といたしましては、引き続き市商工会等関係機関と密接に連携し、寄港された際には最大限のおもてなしと受入体制の充実に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○2番（年見明浩議員） 今、市長からもあったんですが、その昔、第1掃海隊群、第2掃海隊群74隻が入りました。そのときの担当課長は下平課長で、担当の職員が救仁郷さんだったと記憶しています。先ほどおっしゃったように、そのときの経済効果は、かなりのものがありましたので、今後もその単艦、1隻ではなくて、かなりの群としての入港をしていただきたいと思います。また、今後、その護衛艦の誘致等に当たっては、観光特産品協会や商工会が先頭に立って実施されていると思いますが、それらの団体をサポートされるお気持ちがあるか、お聞かせください。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、商工会が主体となって観光特産品協会、そして市が一緒になってサポートしていくという考え方でございます。

○2番（年見明浩議員） 了解です。

淡々と進んでいくんですが、3個目の防災行政についてお聞きしたいと思います。災害が発生した場合、自治会の役員は、真っ先に地域住民の避難等に関わると思いますが、自治会役員を対象とした防災教育を実施するお考えはないか。これは、住民の避難のさせ方や避難所の運営についての自治会役員への教育だとお考えください。お願いします。

○市長（下平晴行君） 災害発生時には、地域の実情を最もよく把握している自治会や地域コミュニティ協議会役員の皆様が避難の呼びかけや要配慮者支援、避難所運営の協力など、住民の安全確保において重要な役割を担われているものと認識しています。一方で、近年は、災害が激甚

化、頻発化しており、避難情報の種類や避難行動の考え方も変化していることから、地域の皆様が共通の知識と手順を持って対応できるよう、防災教育の必要性は高いというふうに考えています。このことから、本年5月に行われた地域コミュニティ協議会の総会の場合でも、自治会長の皆様が集まる総会において、防災に関する研修を開催していただくよう依頼したところであります。引き続き、一人でも多くの方の防災意識の向上につながる取組を行ってまいりたいというふうに考えています。

○2番（年見明浩議員） ありがとうございます。そうされるほうが真っ先に地域住民の救助に当たる役員の方たちが助かると思うし、また住民の方も助かると思います。

では、次の質問に行きます。備蓄用の水と食料は、有明庁舎内に大半が保管されているというのですが、これを分散保管する考えはないか、お示してください。

○市長（下平晴行君） 現在、市が保有する備蓄用の水や食料につきましては、有明庁舎を主に、一部を他施設に保管している状況であります。備蓄食や備蓄品を特定場所に集中して保管することは、市としても同じ危機感を持っているところで、分散保管について他自治体からの情報収集を行いながら、保管場所を検討、模索しているところであります。今後、保管場所や保管庫の形態、保管場所までのアクセス道路や備蓄品の管理体制などの課題を整理しつつ、関係部局と緊密に連携しながら、安全・安心な地域づくりのため、より実効性の高い防災備蓄体制の構築に努めてまいりたいと考えています。

○2番（年見明浩議員） そのほうがいいかと思います。保管場所が1か所であると、そこが被災した場合に、水と食料が志布志市民に行き渡らないということが考えられますので、食料、水の分散配置、例えば公民館とかに配置するとかですね、そういうお考えで進められたほうがいいのかと考えます。

続きまして、災害発生時にドローンによる赤外線カメラ撮影や携帯電話事業者からGPS情報の提供を受けることができれば、行方不明者の早期発見、早期救助につながると思いますが、それらを市として活用するお考えはないか、お示してください。

○市長（下平晴行君） 災害時における迅速な情報収集と初期対応、そして何よりも人命救助は、最優先課題であり、人員の立入りが困難な現場においても活躍が期待されるドローンにつきましては、その重要性について認識していることから、さらなる情報収集と活用に向けた協議を進めてまいりたいというふうに考えています。

○2番（年見明浩議員） ドローンの会社も何社かあります。そこに知り合いがいるんですが、ドローンに赤外線カメラを搭載して被災地上空を飛ばせば、生存者は赤く映るから、そこに自衛隊なりをピンポイントで派遣して救助ができるということで、早期発見につながると思います。これは、ぜひ実現の方向性でやっていただきたいと思います。人命のタイムリミットは、72時間とありますが、まず100人いた中で、24時間で70%の方が亡くなります。48時間後は、80%。72時間後では、100人中2人が生きているというような状況です。このドローン及び携帯GPSの信号を活用して、行方不明者を一刻も早く救助することが、市民の命を守る、一人も取り残さな

い姿勢に合致すると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後に、多くの職員が防災士等の資格を有していれば、様々な防災施策立案に役立つと思いますが、危機管理グループの職員及び希望する職員に対して、防災士等の資格取得を推進するお考えはないか、お示ください。

○市長（下平晴行君） 「自助・共助・協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待される防災士資格を取得していただけることは、個人の防災意識を高めるだけでなく、地域や職場でのリーダーシップも期待されることから、本市においても、防災士資格取得に対し、補助金を支給しているところであります。市職員につきましても同様に、自ら希望し、防災士資格を取得した際には補助金を支給してまいります。防災士資格の取得いかにかわらず、防災訓練への積極的な参加を促し、防災に対する意識向上を図ってまいりたいというふうに考えています。

○2番（年見明浩議員） 現在の防災士資格取得の補助金額は、お幾らでしょうか、お示ください。

○危機管理監（黒川 晃君） 現在、志布志市が防災士取得に対しまして出している補助金につきましては、防災士の教本代が4,000円、防災士の資格取得試験受験料が3,000円、防災士の認定登録料が5,000円となっています。

○2番（年見明浩議員） 昨年度の補助金申請数を教えてください。

○危機管理監（黒川 晃君） 令和7年度につきましては、支給実績はなかったところでございます。

○2番（年見明浩議員） 私も防災士を取ったときに、この制度を知らずに、補助金を申請しておりません。今からでも間に合いますか。冗談です。だから、もっとPR、アピールが必要ではないかと考えます。その点、危機管理監、いかがお考えでしょうか。

○危機管理監（黒川 晃君） この防災士取得の補助金につきましては、何か機会を捉えましてPRしていきたいと考えています。

○2番（年見明浩議員） 最初の一般質問で、一問一答でやりなさいということでいろいろ考えてはまいりましたが、これで私の聞きたいことは、全部回答をいただきましたので、一般質問を終わりたいと思います。次回は、もっと時間がかかるように一般質問の仕方を考えてまいります。ありがとうございました。

○議長（小野広嗣議員） 以上で、年見明浩議員の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（小野広嗣議員） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後 3 時03分 延会

令和 8 年第 2 回志布志市議会定例会会議録（第 3 号）

期 日：令和 8 年 6 月 16 日（火曜日）午前 10 時 00 分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第 1 一般質問

平 野 栄 作

栢 山 晋 司

川 崎 桃 子

小 園 義 行

日程第 2 議案第 51 号 令和 8 年度志布志市一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 3 議案第 52 号 令和 8 年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

出席議員氏名（14名）

1 番 川 崎 桃 子	2 番 年 見 明 浩
3 番 永 田 梓	4 番 栢 山 晋 司
5 番 稲 付 洋 平	6 番 青 山 浩 二
7 番 野 村 広 志	8 番 八 代 誠
9 番 小 辻 一 海	10 番 持 留 忠 義
11 番 平 野 栄 作	13 番 小 野 広 嗣
14 番 東 宏 二	15 番 小 園 義 行



欠席議員指名（2名）

12 番 鶴 迫 京 子	16 番 福 重 彰 史
--------------	--------------



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 鮎 川 勝 彦
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 富 岡 裕
財 務 課 長 坂 元 正 知	総合政策課長 川 上 桂一郎
コミュニティ推進課長 五 代 千加子	みたと振興課長 木 村 勝 志
シティセールス課長 救仁郷 義 徳	税 務 課 長 宮 内 真 吾
市民環境課長 村 山 睦	福 祉 課 長 山 口 善 央
健康長寿課長 西 洋 一	こども子育て課長 下 出 克 也
農政畜産課長 萩 迫 和 彦	耕地林務課長 原 栄 次
建 設 課 長 得 丸 八 郎	松山支所長兼 総務市民課長 大 迫 秀 治
有明支所長兼 地域振興課長 川 崎 喜代人	水 道 課 長 福 元 義 仁
会 計 管 理 者 兼会計課長 濱 田 茂	農業委員会事務局長 高 野 利 彦
教育総務課長 児 玉 雅 史	学校教育課長 神 田 圭
生涯学習課長 河 野 尚 仁	危機管理監 黒 川 晃
畜産振興監 藤 野 博 三	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	グループリーダー 下 木 幹 一
サブリーダー 前 田 範 雄	サブリーダー 上 野 健太郎

午前10時00分 開議

○議長（小野広嗣議員） これから、本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 一般質問

○議長（小野広嗣議員） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、11番、平野栄作議員の一般質問を許可します。

○11番（平野栄作議員） 改めましてこんにちは。志みらいに所属しています平野栄作です。本日は、畜産行政と、あとは特別支援学校開校に伴う子供たちの受入体制の整備についてということで、2点質問をさせていただきます。今回の質問は、結論を導くということじゃなくて、なるべく早い段階から取り組んでいただきたいという思いを込めて、質問をさせていただきたいと思っています。

まず、畜産行政についてですが、近年のこの物価高騰等の影響によりまして、畜産業界は、非常に大きなダメージを受けています。確かに子牛価格は全般的に高値で推移していますけれども、それに投資した金額、そういうものは、なかなか販売額に反映されないというような状況ではないかなと思っています。そしてまた、近年、高齢化に伴う離農に伴いまして、別口での離農と言われるものが聞かれるような雰囲気になってきています。あまりここで具体的には申し上げないことにしたいと思いますけれども、これらをどうにかして市長を含めて関係機関が連携しながら、打開していくような道筋をつくりたいかなと思っていますので、よろしくお願いします。今回の市長の施政方針におきましても、「1次産業が発展し続けるまちにつきましては、最新の栽培技術を導入している農業公社での研修事業や親元就農による新たな担い手の確保を図るとともに、法人や個人農家、関係機関等と連携して農業研修機関を確保することにより、地域の将来を支える担い手の育成に努める」と記載がありました。本市では、農業公社が新規就農者育成としてピーマンの研修生を受け入れ、就農につなげる事業により、定住と就農といった両面で高い評価を受けているところです。これは、非常に自分も評価しているところです。そして、県内で見てみますと、6月10日の新聞の切り抜きなんですけど、阿久根市のほうで就農者対策をまた実施していくと。これは、畜産ではないんですけども、やはり県内どこを見ても、農家数の減少に歯止めがかからない状況が続いているのかなというのを本当に危惧させられるような記事でした。本市におきましても、この畜産だけでなく農業全般において高齢化による離農、新規就農者の減というものがあると非常に危惧をしています。我々の住んでいる中山間地域においても、年々農家戸数の減少に歯止めがかからない状況が続いています。また、それに加えて、後継者不足も喫緊の課題と感じているところです。特に畜産業、子牛生産農家の減少は、本市をはじめ、畜産王国鹿児島県にとっても大きな問題だと受け止めています。まず、ここでちょっとお聞きいたしますが、近年における子牛生産農家戸数の推移が分かれば、お示しをいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 平野議員の御質問にお答えします。

市内における子牛生産農家戸数は、令和8年1月1日現在263戸で、前年より29戸減少し、5年前の令和3年1月1日時点と比較しますと、160戸の減少となっています。子取り用雌牛の頭数は、令和8年1月1日現在5,392頭で、前年より617頭減少し、5年前と比較しますと、1,938頭の減少となっています。1戸当たりの平均飼養頭数は、令和8年1月1日現在で20.5頭、5年前の17.3頭と比較しますと、増加傾向であります。

○11番（平野栄作議員） 大分少なくなってきたなと思います。私も10年ぐらい前、「自分たちの集落の中でも高齢者の方々の離農が続いて、そういう施設がある、そしてそこにノウハウを持っている方がいる、そういう施設を利用して、新規就農者の育成というものはできないか」ということを質問して、時の数字でいくと、「戸数は減少しているけれども、頭数自体は変わらなかった」というような答えがあったと思うんですが、現状ではもう頭数まで減少傾向にあると。そしてまた、このままでいくと、市場等についても出場頭数が大分少なくなってくるのかなというのが感じられます。今、市長がお答えになりましたが、近年の共進会等にも参加されていると思います。市内のこの畜産の状況を、市長としてどのように今認識されていますか。この分については、ヒアリングで話はしていないのですが、市長の率直な御意見をお聞かせいただければ、ありがたいなと思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、いわゆる牛を養っている農家戸数というのは、先ほど説明したとおりで、少なくなっている状況であります。これは、いろんな背景があるというふうに思っていますけれども、市がこれまでも支援できることは、しっかりと支援してきた。そして、私もそれぞれの課には、「自分事として考えた予算編成をしていくべきだ」ということでも対応していますので、引き続き、そのことも含めて対応してまいりたいというふうに考えています。

○11番（平野栄作議員） 前向きな答弁だと思います。また、特に生産農家の減少は、単に農家が減るといった話だけではなくて、地域経済全体の縮小連鎖にもつながり、地方では、その影響は極めて高くなると感じています。畜産農家を取り巻く地域事業者としては、飼料、獣医、燃料、機械修理、運送、JA、建設、肥料、小売など多方面との関連があります。特に畜産は、作物農業より地域内波及効果が大きく、農家収入が減ると、地元スーパー、飲食店、自動車等販売、地域金融機関にも影響が波及してまいります。また、畜産農家減少により、従業員、飼料配送、堆肥運搬、食肉処理などの仕事にも影響を及ぼすと考えられます。結果として若年層が地域に残れず、人口流出の加速化に歯止めがかからなくなると感じています。さらに、一定規模を下回ることによって、家畜市場、屠畜場、飼料配送網、獣医体制、JA等の維持が困難になると予想され、まさに現状でも危機感を抱くレベルになると個人的には感じています。子牛生産農家が廃業に至る原因としましては、高齢化、そして後継者不足、そこが大きな要因だとは思っていますが、その他、廃業になる原因というものにどのようなものがあるのか分析をしていただければ、お示しをいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 廃業に至る要因としては、高齢化や後継者不足、燃油、肥料のほか、配

合飼料を含む畜産資材等の高止まり、また近年続いていた子牛価格低迷が拍車をかけたというふうに認識をしています。本市において昨年１年間で29戸の子牛生産農家が離農され、その原因として23戸が高齢による離農、５戸が病気や死亡による離農、１戸が先行き不安による離農というふうに分析をしているところであります。

○11番（平野栄作議員）　ほとんどが高齢化という点については、理解するところでございます。でも、ここの部分については、今後さらに加速化していくのかなと思っています。この部分をどのようにして穴埋めというか下支え、新規就農でカバーしていくのか、非常に大きな課題だと思っています。そこで、少し視点をそらしまして、農業サポートセンターについてお伺いさせていただきます。本市は、農業サポートセンターを設置して農業経営・継承支援、就農相談、モデル経営体育成、情報の集約・発信といった取組を行っていますが、これまでに寄せられたそれぞれの件数、そしてまた具体的な内容等をお示しいただければ、ありがたいです。

○農政畜産課長（萩迫和彦君）　お答えいたします。

農業サポートセンターにつきましては、令和５年８月に開設をいたしまして、本年３月までで100件の相談に応じているところでございます。内容といたしましては、新規就農が67件、施設整備・規模拡大が15件、事業継承・後継者育成が２件、労働力確保・支援が２件、補助金・事業が４件、それから経営改善が８件、そして資金・融資が１件、離農が１件という相談の実績になっているところでございます。それぞれの業種別、作物別ですけれども、畜産業に関しましては、合計で16件の相談がございました。16件の相談の内訳につきましては、新規就農に関する相談が13件、規模拡大に関する相談が１件、補助事業に関する相談が１件、融資に関する相談が１件となっています。

○11番（平野栄作議員）　畜産関係の新規就農の相談が13件ということですが、これは、具体的にどういう方向になったのか、そこが分かれば、教えてください。

○農政畜産課長（萩迫和彦君）　この中には、新規で就農したいということで、子牛なりを導入するときの補助事業がないのかというようなこともございました。そしてまた、就農する上で、空き牛舎とか、そういったのがないのかとか、そういう内容が主だったというふうに認識をしています。

○11番（平野栄作議員）　多分、新規に畜産農家に就農するとなると、施設がまず必要になると。そして、知識があればですけれども、なければ、経験を積んでいかなければいけない。ですので、なかなか厳しいところがあるのかなと思っています。農業サポートセンターとして、今13件の相談があったということですが、実質、就農につながったケースというのがあれば、教えてください。

○農政畜産課長（萩迫和彦君）　先ほど申し上げましたけれども、親元のほうに就農したというケースもございますし、施設等が見当たらずに就農を断念したというケースもございます。そしてまた、施設等を第三者の方から購入して就農をしたというケースもございます。ハードルは高いんですけど、いろんな業種の中で畜産業が盛んな地帯ですので、件数としては、多いというふ

うに認識をしているところでございます。

○11番（平野栄作議員） 畜産の場合は、親元就農が一番多いのかなと思います。新規就農としたときには、やはり畜舎の問題とか、導入牛の問題、それぞれ値段が今高くなっていますので、新規ではなかなか難しいのかな。そしてまた、牧草等の調達の問題、機械の問題、多岐にわたると思います。この農業サポートセンターでは相談内容によって支援チームを結成し、伴走支援を行うとありましたが、これは、具体的にどのような形で行っていらっしゃるのか、そこが分かれば、お示しをお願いします。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 伴走支援につきましては、営農には技術や経営知識、農地、機械、施設、資金など、様々なものが必要なことから、相談者の内容に応じて支援に取り組んでいるところでございます。新規就農者に対しては、その課題を一つずつ解決し、経営が定着するまで、県をはじめ、J Aや政策金融公庫等の関係機関と一体となって、必要なサポートをしているところでございます。

○11番（平野栄作議員） サポートは分かるんですけども、何か協議会みたいなものがあって、育成協議会とかそういうところでいろんな機関が集まって、この人に対してどういう方向で進めていくかということの協議をして、自分たちの範囲内でできることをやっていく。そういう認識でいいんですか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） この農業サポートセンターにつきましては、今、議員がおっしゃるとおり運営協議会を設置しておりまして、その協議会の中に志布志市長、農業委員会会長、それから畑かんの農業推進センター、農業公社、J Aあおぞら、それからJ Aそお鹿児島県の両農協、共済組合等が入っているところでございます。この中で必要な支援等について、担当者で集まったり、課長が集まったりして、その農業者に対して必要な支援がどうあるべきかということを経営情報共有しながら、支援を行っているというところでございます。

○11番（平野栄作議員） ありがとうございます。そういう形で寄り添ってもらえれば、非常にありがたいなと思っています。この中にも「情報の集約・発信」という言葉が出てまいります。離農される方々は、様々な要因があると、そしてまた一番多いのは、高齢化と病気等による廃業ということでした。その他のデータ、そういう詳細の部分についてデータ化というか、廃業される方というのは、今までそういう施設を持っていたり、機械を持っていたり、知識を持っていたり、いろんなものがあると思うんですけど、そういうものを生かしていく必要があるのかなと思うんです。ただ、もう辞めたからそれでいいじゃなくて、次につないでいくには、そういう人たちが持っている品物であったり、農機具とかを全部調べて、そういう施設についても農業サポートセンターが集約をするようになっていくと思うんです。離農される方々について、そういう詳細なものをデータ化していくと、機械にしても、農地にしても、いろんなもので便利になるんじゃないかなと個人的には考えているんですが、そういう取組は、していらっしゃるんですか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 離農とかされた場合のそういった情報の収集につきましては、例えば、空き牛舎の情報とかであれば、毎月農家さんを巡回するわけですが、その巡回の

ときや競り市するときなどに生産者もしくはそういった技術員の方々から、J Aを含めて共有をしているところがございます。そのデータ化につきましては、そういった情報を基に農業サポートセンターで集約をいたしまして、一元管理をしているところがございます。

○11番（平野栄作議員） それでは、離農された農家さん方は、そういう機械類も持ってらっしゃると思うんですが、そういうところから農業サポートセンターに提供があったというようなケースというのがあるんでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 農業用資産バンクの実績につきましては、事業開始してから現在まで農業用施設については3件、農業用資材1件の登録があったところがございます。そのうち農業用資材の一部を除いて、全て取引済みとなっています。現在使用していない畜舎の情報がございましたので、今後、情報提供を行う予定としているところがございます。

○11番（平野栄作議員） 私もネットのほうでちょっと見させていただきました。自分たちの地域を見回しますと、ハウスにしても何棟かそのままの状況なのがあったりしています。「なぜこれが生かされないのかな」と所有者に聞いたら、「相談はしている」というようなことなんですが、そういうのがネット上にも上がっていない、どこに共有されているのか分からない状況でした。もったいないなと思って、ここ二、三年見ていますが、全く動いていません。ですから、待ちの姿勢じゃなくて、やはり情報をどこからか仕入れて、そういうものをどんどん発信していかないと、せっかくあるものがどんどん風化して行って、今だったら使えるのに使えなくなってしまう、そういうものがたくさんあるんです。中には、非常に厳しい所有者の方で、なかなかうまくいかないというケースも聞きましたが、もうちょっと先手というか、利用すれば、それを使って就農できるようなところもたくさんあると思うんですよ。これは、畜産ではないんですけども、そういうものも今後生かして行って、畜産だけじゃなくて農家全体として、そういう施設、機械類が本当に使いたい人にそのまま提供できるような、もうちょっと効率的な仕組みづくりを考えていかないと、このままではちょっともったいないと思うところが多々あるような気がしますが、その点は、どうですか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 例えば、よく通る所でハウスが使用されていないとか、そういったのは、確かにあるところがございます。そういった場合には、農政畜産課の中でも情報を共有しておりまして、「外勤をした場合などにそういった施設が目についたときには、話をしてください」という話をしています。そういった中で、J Aあたりとも情報を共有しながら情報を取ってみますと、例えば、そこのハウスについては、相続の問題があったりだとか、またそういったのが整理されていないとか、中にはそういったこともあるところがございます。今、議員のほうから指摘をいただきましたので、広くまた周知に努めながら、もっと効率よく、欲しい方にそういったものが有効活用されるように、さらに努めてまいりたいというふうに考えています。

○11番（平野栄作議員） セットがある施設をもったいないなと思っています。相続関係やいろいろ難しいところがあるんでしょうが、せっかくあるものをどうにかして使っていくような取組を何か考えていただきたいと思います。ちょっと畜産から離れてしまいましたけれども、畜産

は、地域循環型経済を形成しておりまして、畜産農家減少で堆肥供給不足、耕作放棄地増加、土地荒廃にもつながる懸念があります。地域内での自営業として、消防団、PTA、地域行事、JA組織、地域コミュニティの担い手として、地域活性化の役割も担っているわけですが、農家が減ることは、単なる産業問題ではなく、地域共同体の維持に関わる要素を含んでいます。畜産においては、親元就農がこれまでの主流であります。減少に歯止めをかけるためにも、新規就農者対策は、喫緊の課題だと感じています。行政としても中山間地域の活性化対策、畜産業の衰退防止、耕畜連携の強化を図るために新規就農後継者育成として取り組むことが急務と考えています。また、JAにとっても喫緊の課題だと感じます。これらのことから、連携を図りながら取組はできないのかについて、お聞かせいただきたいと思います。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 子牛生産農家は、一旦離農されますと、再開することは非常に難しく、また畜産における新規就農は、初期投資が多額となり、国の補助事業活用による施設整備も資材等の高騰で自己負担が増え、融資も難しい現状であると認識していますが、新規就農対策や後継者育成対策といたしまして、国の事業として経営開始資金や経営発展支援事業、畜産クラスター事業があり、市単独事業として新規就農支援金事業を引き続き活用してまいりたいと考えています。市としましては、農業サポートセンターによる情報収集や情報提供をインターネットや広報紙等による周知などにより、多くの方に知っていただけるよう、さらなる情報発信の継続を行うとともに、生産者団体や農協、県と密に連携し、若い人たちが将来の畜産業に夢と希望が持てるよう、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○11番（平野栄作議員） 特にJA等については、子牛の出荷が減るということは非常なダメージになるわけですね。そういう意味からでも、新規就農は、本当に莫大な経費、投資が要ります。そういうものを地域のみんなでカバーしながら、お互いできるところはやっていく、そして新規就農の方を支援していく仕組みづくり、これしかないと思うんです。ですから、そういう畜舎を新たに建てるということは、もう大変なことですので、まずは情報提供してもらって、あるものを生かしていく。そして、経験がなければ、JAの繁殖センター等の一部を借りて、そこで研修施設というような名目で新規就農の方を中心に、市、JA、県と一緒に育てていくような仕組みづくりを今やっておかないと、まず畜舎を建てないといけない、牛を導入しないとけない、そういう段階でいくと、とてもじゃないけど初期投資が大変なことになる。ですから、牧草等についても、畑がなくても、ロールで販売される方は、今たくさんいらっしゃいます。ですから、そういうロール提供をしてもらえば、わざわざ畑、機械が要らなくなるわけです。だから、ある一定規模になるまでは、そういうサポートチームというものを立ち上げて、そこでその新規就農者を育成していくようなシステム、そういうものが本当に必要になってくるんじゃないのかなと。一番効率がいいのは、繁殖センター等の活用です。そこで経験を積んでもらいながら、卒があれば、そこに自分の牛を入れて一緒に見ていく、そして研修を進めていく。そして、そこに飼料等については、周りの方々をお願いをして提供してもらう、または農業公社等をお願いしていく。そういう取組もあると思うんですが、市長、市としてこのような取組じゃなくても

いいんですけれども、何かの取組をしていかないと、本当に生産農家は、もう激減していくと思うんですよ。ですから、早い段階で何かしらのシステムをつくって、体制づくりをお願いしたらと思うんですが、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 私がこの農業サポートセンターをつくったきっかけというのは、一つは、今、農業を新たに作る人、そして農業をされている人、それから担い手育成、この三つの視点で、このサポートセンターの立ち上げをしたところであります。今おっしゃいますように、何らかの形でそういうサポートチームみたいなものを作り上げて、求めていらっしゃる方にすぐ対応できるような、何かそんなのはおっしゃるとおり必要ではないかなというふうに考えています。もう一段上と申しますか、求められているものに対する対応の仕方をしっかりとまた内部でも協議していかなきゃいけないのかなというふうに思ったところでございます。

○11番（平野栄作議員） 本当に周りを見てみますと、高齢化、うちの集落でもこの前病気で1戸廃業をされました。残るは、うちと、あと高齢のところは2軒あるだけですね。あと何年かしたときは、どうなるんだろうといつも危惧しています。そして、周りを見ますと、集落に畜産農家がない所が出てきています。そして、私自身もWC Sとか作って提供する側にいますけれども、堆肥が完全に不足します。ですので、そういう大型農家から購入をして使っている状況ですね。そしてまた、そういう農家が少なくなってくると、堆肥自体も不足していくというような状況になります。ですから、みんなで力を合わせて地域で一緒になりながら育てていくようなシステムづくり、それがもう本当肝心でないかなと。そして、廃屋問題とかいろいろな問題もありますけど、そういうものを活用して、その地域に定住してもらって、そしてその地域にある使えるものを使い、そして周りがサポートをしていってもらえれば、また新たな効果というのが生み出せていけるんじゃないかなと思っています。ですから、本当に難しい課題で簡単にできるものではないですが、それにたけた方々がいらっしゃいます。JAをはじめ、農業公社、そういうところを中核にしながらサポートセンターなりをつくって、早い段階で取組をしていただきたいと思います。最後、市長のお考えを示してください。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、サポートセンターを超えて、サポートチームのようなものができないのかですね、先ほど申しましたとおり今地域にあるものをどう活用していくのか、生かしていくのかということも含めて、対応してまいりたいというふうに考えています。

○11番（平野栄作議員） 前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。本当に畜産業は、衰退の一途をたどっています。ひょっとすると、もう競り市も3日から2日になるというようなことも聞かれています。当地区でも酪農家が3軒ありましたが、なくなりました。今、有明地域では1軒ですか、そういう畜産業を取り巻く環境は、非常に厳しくなってきています。ここでまた生産農家まで減っていくとなると、市にとっても大きな損失になると思います。ぜひともここはひとつ、市のほうで踏ん張っていただきまして後押しをお願いしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。次に、支援学校卒業後の受入体制の整備について、お伺いいたします。これは、ちょっといろいろ考えてみたんですが、前からちょっと考えておりまし

た。令和10年に曾於地区特別支援学校が開校いたします。これを機に、新たな取組として提案をしたいと思っています。開校は、まだ先なんですけれども、この問題については、早い段階からそういうチームなり、体制づくりが必要ではないかなと思うところです。支援学校に通う子供たちが身近な地域で卒業後も生き生きと生活をしていくためには、地域の理解と受入体制の充実が欠かせないものになると思います。今回は、卒業後の受入体制の整備についての質問となります。まだ開校もしていない中ではありますが、早い段階から少しずつでも進め、市内全域で理解を深めてもらい、生き生きと活躍してもらいたいとの思いで今回質問に至りました。支援学校に通う児童が増え、県内でも特別支援学校の増設の方向にありますが、現状のままでは卒業後の進路選択肢が不足してくるのではと感じています。卒業後は、一般就労、福祉的就労、職業訓練など、選択することになると思いますが、現状ではその受皿となるものが不足しているのではないかと思います。多種多様な事業所等が前向きに受入れを行う体制づくりを早い段階から行っておくことが必要だと感じています。まず、教育長にお尋ねいたしますが、特別支援学校卒業後の進路状況が分かれば、答えられる範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

牧之原特別支援学校と鹿屋特別支援学校の令和6年度卒業生の進路についてお伝えいたします。まず、牧之原特別支援学校です。牧之原特別支援学校では、令和6年度に44の方が卒業をされています。その方々の進路は、就職11人、進学1人、就労移行2人、就労継続支援A型3人、就労継続支援B型21人、自立訓練3人、そして生活保護2人、その他1人となっています。また、鹿屋特別支援学校につきましては、30の方が卒業をされておりまして、就職4人、進学1人、就労移行1人、就労継続支援A型3人、就労継続支援B型12人、自立訓練はゼロ、生活保護が9人、その他ゼロといったような状況であったということで報告をいただいているところでございます。

○11番（平野栄作議員） 本市につきましても、伊崎田地区に特別支援学校が開設することになります。卒業後に社会の担い手として活躍できる仕組みをつくる必要があると感じています。現状での対応というのは、どのようなことをされているのか、お示しをいただきたいと思います。

○福祉課長（山口善央君） お答えいたします。

特別支援学校の生徒が卒業後も地域の一員として役割を持って社会の担い手として活躍できる環境づくりは、重要であります。本市の現状としては、本人の希望、適性、能力等を基に一般就労や就労系福祉サービス事業などを決定いたします。一般就労が困難な方は、就労系福祉サービス事業所で、それぞれの状況や目的に合った就労支援により、施設内の作業だけでなく、農業やリサイクルなどの事業所からの仕事を請け負い、働いているところでございます。就労に向けての支援としては、特別支援学校の生徒に向けまして、就労系福祉サービス事業所の合同説明会をそお地区障がい者等基幹相談支援センターと特別支援学校が共同で開催しているところでございます。また、志布志市の合同企業説明会でも障害者雇用に関する説明を行い、一般企業への周知をしているところでございます。

○11番（平野栄作議員） もう答えが出たのかなと思いましたけど、教育・福祉・農業・商工業分野が連携し、支援を必要とする子供たちの就労機会創出や職業教育の充実を図る必要があると思いますが、これらの課題に対して、市としての仕組みづくりを構築するべきではないかと考えています。結局、この地元の伊崎田地区にそういう支援学校ができると、そこに子供さん方が来る、そこを卒業される。志布志市を含めて地域にはたくさんの職種があります。今は、多分限定的な職種に限られているのかなと思っています。それじゃなくて、早い段階から周知をし、そして地元、特に伊崎田地区にもお茶農家さんをはじめ、たくさんの職種があります。子供さん方が卒業後、訓練の場として、そして就労の場として、そういう地域に根差した活動ができるような取組が必要になってくるのかなと。これはですね、私、せっかく志布志市にそういう学校ができる、だったら、そういう取組もしてほしいなあと思っているところです。今、課長のほうで、この部分について答是的なものがあったんですけども、具体的にせっかく市にそういう学校ができる、そこに多分市内の子供さん方も行かれて、またそこを卒業されて、そしてさっきもあったように就職とか、そういう段階に移っていくと思うんですよ。そうなったときに、やはり地域に受皿をたくさん持つべきだと思うんです。そしてまた、それを理解されていない方々もたくさんいると思うんです。ですから、せっかく開設するんですから、それを早い段階で周知を広め、そしてそういう子供さん方を受け入れる、受皿的なものを準備しておく必要があると思うんですけど、その点、市長としてどうお考えでしょうか。そこだけちょっとお聞かせください。

○市長（下平晴行君） これは、もうおっしゃるとおり、卒業を見越した取組ということであるわけですので、その前段として、市としてどういう対応していくべきかと。これは、先ほど課長のほうでありましたとおり、就労に向けての支援対応として志布志市合同企業説明会等々、一般企業への周知、そういう全体的に周知を図るということからがまず大事だろうと。そこを含めて、地元の企業や個人事業主の方が理解できるような啓発を図っていくべきだろうというふうに考えています。

○教育長（福田裕生君） まず最初に、先ほどの答弁の訂正をさせていただきます。先ほどの答弁の中で、私は、「生活保護」と言ってしまいましたけれども、「生活介護」の誤りでございました。牧之原特別支援学校が生活介護が2人、鹿屋特別支援学校が生活介護が9人でございました。訂正させていただきます。

それから、今、議員のほうから提案のあった内容につきましては、今年度初めに県の特別支援教育課長が担当者と協議をいたしております。その中におきましても、学校ができ、そしてその後卒業生が社会に出ていくに当たっては、地域の中でしっかりと社会の担い手となって活躍してくれるような場をどう創出していくかということは、県としてもやはり考えているという状況でございます。その上で、来年度初めになろうかと思っておりますけれども、この特別支援学校設立に向けての準備室の立ち上げについても準備が進んでいるという話を伺っていますので、今後、学校そのものの設置と合わせて、この2市1町を中心とした、いわゆる曽於地区の中の例えば実習等に協力がいただける事業所や団体とか、企業とか、そして、その後の就労等についてのことなど

についても、県としての考えもおいおい示されていくものと思います。そういった場合には、教育委員会が間に入りながら、本市の関係課ともつないで、より多くの方々に特別支援学校の生徒さん方が今後どのような形で社会に貢献できるのか、その場をまた皆さんが考えていただけるのかということも一緒になって考えてまいりたいと思っています。

○11番（平野栄作議員） ありがたい話をお聞きしました。ぜひ、そうあってほしいなあと思いますし、志布志市全体でそういう子供さん方の受入体制を構築できるような取組ができれば、ありがたいなと思っています。私としては、開校前だったんですけれども、なるべく早い段階から教育、福祉、産業振興を一体化した地域人材育成施策として進めていってもらいたいなと思っていました。本市としては、誰一人取り残さないまち構築に向けて取り組んでいるところですので、ぜひ、この部分についても含めてお考えいただければありがたいなと思います。最後に市長のお考えをお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思います。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、就労に向けての支援対応として、やはり企業、事業主、いろんな関係する方々へのPRも含めて、そういう場で働ける、住んでもらう、そういうことを含めて、しっかりと市としても対応してまいりたいというふうに考えています。

○11番（平野栄作議員） 終わります。

○議長（小野広嗣議員） 以上で、平野栄作議員の一般質問を終わります。

次に、4番、栢山晋司議員の一般質問を許可します。

○4番（栢山晋司議員） 改めまして、皆様おはようございます。会派、志みらい、栢山晋司です。2月に選挙がありまして、早くも4か月。私自身の2期目となる議会も3月、6月と非常に早く時間が過ぎているように感じています。その間にも様々な御意見、御相談などをいただいていますので、市民の方々の思いを引き続き届けてまいるよう頑張ってまいりたいと思っています。今期も本市の未来がより明るくなるような質問をさせていただければと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今回、通告させていただいた内容に関しては、3項目になります。1項目目は国土強靱化地域計画について、2項目目はJークレジット制度について、3項目目は自治会BCP（事業継続計画）の導入について、この三つの項目になります。

それでは、通告に基づきまして、順次、1項目目から質問させていただきます。1項目目、国土強靱化地域計画について質問させていただきます。近年、本市では、農作物被害や市街地でのイノシシ出没など、鳥獣害による影響が続いています。また、現場では、捕獲従事者や地域管理を担う方々の高齢化が進み、捕獲活動についても採算ではなく、地域を守る活動として支えられている現状があるかと認識しています。一方、本市の国土強靱化地域計画36ページの7の6にあります農地・森林等の被害による国土の荒廃では、適切な森林整備の推進、農地浸食防止対策の推進、治山事業の推進、鳥獣被害防止対策の推進、鳥獣害対策の強化などが位置づけられています。そこで、（1）の質問になります。本市の国土強靱化地域計画には、適切な森林整備の推進、農地浸食防止対策の推進、治山事業の推進、鳥獣被害防止対策の推進、鳥獣害対策の強化など、

今挙げたものがありますが、これらを個別事業としてだけでなく、担当課を中心として関連する地域課題を横断的に整理し、施策へと反映させる考えがないか、まず、お聞かせいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 栢山議員の御質問にお答えします。

本市の国土強靱化地域計画につきましては、それぞれの事業が個別に推進されることで強靱化につながるものと理解しているところであり、各事業につきましては、事業ごとに定められた事業計画等を基に、担当課を中心として関係する課との横断的な連携が図られているというふうに考えているところであります。

○4番（栢山晋司議員） 私は、横断的にいろいろ課を連携してという思いでお伺いしたんですが、今、市長の答弁では、「個別に行うことで、強化が図られる」という答弁だったのかなということで、なるほどと、そういう方向性もあるのかなということは、確かに感じます。ここはもう、今、市長のお考えを聞かせていただきましたので、早速ではありますが、（2）のほうに移らせていただきます。

鳥獣害対策・森林管理従事者の高齢化や担い手不足が進む中、これらの活動を維持し続けることは、難しいと感じることから、持続可能な仕組みに変えていく考えはないのかという質問でございます。鳥獣害対策や森林管理については、捕獲従事者、森林管理に関わる方々の高齢化や担い手不足も進んでいるのではないかと感じています。現在の活動をそのまま継続し続けることは、今後、さらに難しくなるのではないかというふうに感じます。現在、関係団体や地域の方々の協力により、捕獲活動や森林管理、耕作放棄地対策などに取り組んでいただいていることは、承知はしています。しかし、若い世代の方々も本業の合間を縫って活動しており、その活動の内容としては、わなの確認や現場の見回り、ここの部分ですね、移動にかかる時間や燃料代、実際には多くの負担や経費が生じているというふうに感じています。捕獲できた場合は、報奨金とかの対応になりますが、確認に行つて捕獲がなかった場合、もちろんいないので、捕まえていないことになります。報奨金の対応にはならないですね。ということは、そこの現場に行った労力や時間は、十分に評価されにくい面があるのではないかなというふうに感じています。昨日の一般質問の中でもありました。「報奨金の上乗せがそういったところを加味してるんだよ」というように感じられる答弁もあったかと思いますが、果たして本当にそれでいいのかなという思いもありますので、ここに関しては、改めて私も質問させていただきたいと思っています。このまま高齢化や担い手不足が進めば、例えば、「もう続けられない」という方々が増えてしまって、地域を守る活動そのものが維持できなくなるおそれがあるのではないかなという心配をしています。そこで、お伺いさせていただきたいのが、鳥獣害対策・森林管理を今後も持続可能な取組として継続していくため、現在の制度や支援内容を点検し、必要に応じて見直していく考えがないかということをお伺いしてください。

○市長（下平晴行君） 鳥獣害対策・森林管理従事者の高齢化や担い手不足が進む中で、活動を維持し続けることは、限界があるというふうに認識しています。国土強靱化地域計画では、鳥獣

害による耕作放棄地の発生、森林の公益的機能の低下が課題として挙げられていることから、維持可能な仕組みづくりとして、猟友会や森林組合との連携を深めるとともに、有害鳥獣対策事業、森林経営管理事業などを持続的に取り組んでいます。必要がある場合には、見直しを行ってまいりたいというふうに考えています。

○４番（栢山晋司議員） 今、市長の答弁で「必要があれば、見直しを行っていく」ということで、必要があるかどうかというのは、現場の方の判断ですとか、市のほうの判断もあるかと思います。もし必要があると確認できたときには、ぜひ対応いただきたいなと思っています。今回、私が特に申し上げたい部分というのは、先ほども申し上げました捕獲報奨金とか、活動支援の在り方の部分でございます。実際に捕獲そのものだけでなく、わなの確認、見回り、移動、現場管理、または昨日もありましたが、わなが壊れてしまうので、その補修をしなければならない、そういったところの経費もかかってしまうという部分があります。捕獲できたときだけ評価される仕組みでは、活動者の負担に十分に見合わず、結果として赤字の状態という言い方をすると、もしかしたら失礼かもしれませんが、活動に対して実際に労力があまりにもかかってしまう。地域のために、自分たちのためにやっているのは分かっているけれども、なかなかその部分が大きいということがあってしまっているのはいかなものかと。この部分に関して、今後、捕獲報奨金の在り方、活動実態に応じた支援の上乗せなども含めて、現場の声を聞きながら確認をしていくと。先ほど「必要であれば、確認をしていく」という話がありましたけど、現場の声をぜひ聞いていただいて、確認をしていただくということは可能でしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

今、議員のほうから話がございましたけれども、わなのそういう修理代も含めて捕獲報奨金の見直しをさせていただいたところです。その見直しを行う際にも、各旧町の猟友会長さん方の話を伺いまして、わなを仕掛けたりする場合のわなの購入代とか、見回りの際の燃料代とか、そういった経費を出していただいて確認を行った上で、上乗せの金額等を算定させていただいていますので、今後もし必要があれば、当然、意見を聞いてまいりたいというふうに考えています。

○４番（栢山晋司議員） 現場の方ともですね、これまでも十分に協議をなされているということで、安心をしたところでございます。

次に、（３）に移らせていただきたいと思います。（３）については、「国土強靱化地域計画についての観点から整理する」と書かれているんですけども、内容的には今の内容と同じような内容でございます。鳥獣害対策、森林整備、耕作放棄地対策、防災対策では、それぞれ別々の課題のように見えるけれども、実際には深くつながっているという内容かと思います。耕作放棄地が増えれば、イノシシなどの隠れ場や移動経路となり、農作物の被害や市街地への出没につながっている現状もあるかと思います。先日もこの商店街の中をイノシシがずっと走り回るというのがありまして、地域の方が山のほうに追いやって逃がしてくれるという、そんな状況もございました。また、小学校の通学路にもイノシシ等が出ています。個体数が増えているので、何か対策を打たなければならないなというのは、街の中に住んでいる人間としても非常に強く感じている

ところでは、イノシシは、どこから来るかというと、街で生まれて街で生活するというのは、なかなかないと思うんですね。そうなってくると、森林、山のほうに基本的には生息しているんじゃないかというふうに思います。この森林管理というのが行き届いていないと、森林の公益的機能が低下してしまって、山地の災害や防災上のリスクも含めて、その可能性もあるんじゃないかというふうに考えます。つまり、この鳥獣害対策、森林整備、耕作放棄地対策、防災対策は、国土強靱化の観点から一体的に整理できる課題であると私自身は考えています。そこで、（３）の質問になります。これらの対策を国土強靱化の観点から整理することで、緊急防災・減災事業債、防災・安全交付金、森林環境譲与税などの有利財源を活用し、支援の上乗せや新たな事業展開につなげられる可能性はあるのか、市の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 鳥獣害対策、森林整備等は、相互に関連しており、国土強靱化地域計画の観点で整理し、推進していくことが重要だというふうに認識しています。緊急防災・減災事業債、防災・安全交付金、森林環境譲与税は、事業の要件や使途の範囲が定められているところでありますので、活用できるのか検討すべき課題であるというふうに思います。

○４番（栢山晋司議員） 研究の課題というふうにお話をいただきました。ここに関して直接この鳥獣害対策にできるかどうかというのは難しいかもしれませんが、鳥獣害対策につながるような森林の整備などは可能ではないかなというふうに考えて、この質問をさせていただきました。この有利財源については、確かに今、市長がおっしゃるとおり、制度上の目的や要件があるものと一応私も認識していますので、できるものとできないものがあるということは理解をしています。その上で、例えば森林環境譲与税を活用して、森林パトロールのような取組があると伺っています。この鳥獣害対策に関わる方々の現場では、先ほどもお話をしましたわなの確認とか、山林の周辺の見回り、こういったものを行っておられるわけです。こうした活動と森林管理や森林パトロールを組み合わせることで、活動者の負担軽減や支援につなげることはできないのか。森林環境譲与税などを活用して、鳥獣害対策と森林管理を一体的に進める余地はないのかというのを伺いさせていただければと思います。

○耕地林務課長（原 栄次君） お答えします。

森林環境譲与税の使途は、主に森林整備を目的としており、捕獲を目的とした費用に関しては充てることができないこととなっています。

○４番（栢山晋司議員） 森林環境譲与税は、直接鳥獣害対策に充てるのはできないということでございますので、なかなか難しい部分もありますね。分かりました。「制度上、森林環境譲与税を鳥獣害対策や見回り、わな確認に直接充てることは難しい」という答弁でございました。ただ、一方、現場では、実際に捕獲に至らなかった見回りやわな確認作業にも時間と労力がかかっています。その負担が担い手の不足につながっているということがあれば、何かしらここは対策を打っていく必要もあるのではないかなと、こういった課題は、多分本市だけではなくて、全国の中山間地域でも起こっている課題ではないのかなというふうに感じています。市として現行制度上できないことは理解していますが、こういった現場の実態について、例えば国や県に対して

情報共有や制度改善の要望を行っていくことができないか、それについては、いかがでしょうか。

○耕地林務課長（原 栄次君） 議員のおっしゃるとおりですね、今、問題等が現場で発生しているということでございますので、こちらのほうに関しましては、県のほうから国を通じて情報共有と、こういった課題があるということを申し上げさせていただきます。

○4番（栢山晋司議員） 課題に関してしっかりと地方、地域からも国や県に声を上げていくというのは、私自身大事なことでないかなというふうに思っています。ぜひ、地域の声を中央のほうに上げていただけるよう頑張っていただければと思います。この制度上、難しい部分に対して声を上げていただける可能性があるのかなと感じます。この取組の中で、今、森林環境譲与税ですとか、緊急防災・減災事業債、防災・安全交付金などの事業の予算に関して、名称を挙げさせていただきながら質問をさせていただいていますが、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金というものがあります。こちらの内容を確認させていただきますと、まず3ページのほうに捕獲活動を支援する事業として、緊急捕獲活動支援事業と総合支援事業（ソフト対策）というのが示されています。本市が現在行っている取組は、捕獲頭数に応じた活動経費、いわゆる頭数払いを中心とする緊急捕獲活動支援事業に該当するのではないかと感じているんですが、一方、同じ資料では、総合支援事業（ソフト対策）として、捕獲活動への役務要請に対する賃金、いわゆる日当払いの支援も記されています。捕獲サポート隊の活動内容として、要は捕獲サポート隊というようなものを組織して、その活動、わなの見回り、餌づけ、集落の見回り、出没箇所の確認なども対象となるということが書かれています。私のほうで直接農水省のほうに確認をさせていただきました。この総合支援事業（ソフト対策）を活用することで、一定の要件を満たせば、見回り活動なども対象となる可能性があるかと一応確認をさせていただいています。さらに、制度の取組や地方財政措置という中身を含めることで、例えば緊急捕獲活動支援事業だけだと、財政支援の割合が5割だったりすると思うんですが、セットで取り組むと、8割程度まで補助が高まるという、逆に農水省さんのほうからアドバイスを受けましたので、ぜひ、そういった内容も確認いただければと思っています。本市の現在の活動がさらにこういった取組を組み合わせることで向上する可能性があるのではないかという確認が、私のほうで取れましたので、今回、この質問をする中で、何かないのかなと探している中で、こういった取組を見つける内容になって、もしかしたら職員の皆様は分かった上で、今回は話の流れでこっちなんだよということがあるかもしれないですけども、もし地域の方々の悩み事が解決するのであれば、こういった制度の確認、改めて研究を含めて調査いただくことは、可能でしょうか。

○市長（下平晴行君） 今、議員がおっしゃるそういう80%になるのかどうかというのもちょうと確認させていただいて、そういうのが活用できるとすれば、それは、地域住民に対しても大変な効果があるというふうに思いますので、そこも含めて確認をさせていただきたいと思います。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 今、市長のほうで答弁いただきましたけれども、議員言われますとおり、鳥獣被害防止総合対策交付金の中で、捕獲サポート体制を構築して、わなの見回り、餌づけ、追い払いなどの活動経費について支援することにつきましては、以前、議員のほうから

も一般質問がありましたので、承知をしているところでございます。昨日もお答えいたしました
が、現在市としては、猟友会の高齢化に伴う会員確保は、喫緊の課題ということで考えておりま
して、狩猟免許取得時の講習会の受講料に対する支援、これまで半額を補助していましたが、今
年度から費用の全額を補助するようにしております、会員を増やす取組をしているところでご
ざいます。今後につきましては、このサポート体制の支援等もございますので、また猟友会長の
意見も聞きながら、取組ができるようであれば、していきたいというふうに考えています。

○４番（栢山晋司議員） 今、非常に前向きといいますか、現場の声を本当にしっかりと確認を
しながら取り組む。私は、いつもここに立っていて思うのが、現場の方の御相談事を伺うことも
あります。ただ、その方々が全体の意見として伺うというわけでないときもあります。なので、
ここのバランスの問題ですよね、現場の方との調整、本当に市の担当の皆様には大変な思いをさ
れていらっしゃるのかなというふうに思いながらも、こういった内容があれば、ぜひ使ってみて
はどうかというような思いをどうしても持ってしまうので、こういった質問をさせていただいて
います。今回、この部分に関して私自身が申し上げたいのは、新しい補助金を探してほしいとい
うことだけではなくて、現場の方の御意見、もちろん今十分お伺いしているという話も聞きまし
たが、なかなかまだ届いてない部分の意見とかもあるかもしれません。そういったところの声も
ぜひ拾っていただければというふうに感じています。今回、非常に前向きな、調査研究を期待で
きる答弁をいただきましたので、ここの（３）番については、これで質問を終わらせていただ
きたいと思います。

それでは、次の２、Ｊークレジットの制度について、質問させていただきたいと思います。ま
ず、このＪークレジットについてですが、新たな自主財源の獲得につながるものと考えて質問さ
せていただきます。（１）近年、全国では森林整備やバイオ炭活用、水稻の中干し延長などを通
じてＪークレジットを創出し、その収益を地域へ還元する取組が進められています。こうした取
組が結果として新たな財源確保につながる可能性があるのではないかというふうに考えるところ
から、以下について質問させていただきます。①について、Ｊークレジット制度についてどのよ
うな認識を持たれているのか。また、財源確保の新たな選択肢の一つとして、Ｊークレジット制
度について調査研究する考えはないかというのをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） Ｊークレジット制度とは、経済産業省が運営していた国内クレジット制
度と、環境省が運営していたオフセット・クレジット制度を統合して2013年度に創設された制度
であり、現在は、経済産業省、環境省、農林水産省の３省が共同で運営しているところでありま
す。本制度は、パリ協定など地球温暖化対策に係る国際的な枠組みに対応し、日本全体の温室効
果ガス削減目標の達成に資する重要な取組の一つであるというふうに認識しています。Ｊークレ
ジットの創出については、省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の導入や適切な森林経営
等によるＣＯ₂の削減・吸収量に応じたクレジットが発行されます。発行されたクレジットは、
他の企業等へ売却することができ、購入者は、自らの排出量のオフセット等に活用することで、
脱炭素経営の推進や対外的な遡及につなげることが可能となります。企業にとっては、投資家、

顧客、取引先、従業員などのステークホルダーに対し、取組を分かりやすく示す手段となり、企業評価の向上、リスク低減、機会の獲得等の効果が期待されています。本市においてもゼロカーボンシティを宣言しており、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、市民、事業者、行政が一体となって取組を進める必要があります。「5 R」の推進に加え、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化を進めていく観点からも、Jークレジット制度については、今後、調査研究を行ってまいりたいというふうに考えています。

○4番（栢山晋司議員） 今、答弁で詳しくJークレジットの歴史について、また制度の中身についても伺いすることができました。さらに、「調査研究をしていく」という答弁であったかと思えます。この①については、「調査研究する考えはないか」という質問でございましたので、「調査研究をする」という回答でございました。この①については、調査研究をしていただきながら、私自身もここについて、さらに学びを深めていきたいなというふうに思っていますので、①については、これで質問終わらせていただきます。

では、次の②でございます。本市の森林、竹林、農業、畜産業などの地域資源を活用したJークレジット創出の可能性についてどう考えているかというのを伺いさせていただきたいと思えます。Jークレジットの取組は、既に近隣では宮崎県延岡市が今年2月から「森林クレジット」の名称で、Jークレジットの販売がスタートしています。また、水田由来の中干し期間延長といった取組が日本全国で行われておりまして、水田の中干し期間を1週間程度延長することによって、土中のメタンガスの削減を行える。その取組によって、カーボンクレジット創出の新たな方法論というのがJークレジットにおいて承認されたのが、2年前、3年前だったかなと思えます。中干しの期間を延長することでJークレジットが発行されるなど、例えば、森林の内容、田畑の内容であれば、本市においても非常に取り組める可能性というのはあるのではないかと思います。この地域資源を活用した創出の可能性については、いかがお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○耕地林務課長（原 栄次君） お答えします。

まず、森林分野では、森林経営活動がJークレジットに認証されていると承知しています。このことから、市有林の間伐や再造林において、まずは創出できるか、一度調査のほうをかけさせていただきたいと考えています。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 農林水産省の資料によりますと、Jークレジット制度における農業分野の方法論は、令和8年2月時点で七つあるようです。その中の一つに、議員からお話をいただいています水稻栽培における中干し期間の延長がありますが、栽培試験におきまして平均3%程度の減収報告がされているようでございます。また、水稻の収穫は、台風等の気象条件にも左右される時期であることから、まずは関係機関、団体等との意見を伺ってみたいというふうに考えています。

○4番（栢山晋司議員） 今、農政畜産課長から回答をいただきました3%程度の減収というのは、ちょっと私のほうでは確認をしてなかったもので、そういった問題点もあるんだなと。逆に、

私のほうでは、取組をされていらっしゃる方々の内容として、例えば100アール当たりで100万円近くの利益になるんじゃないかというような、そういった報告内容もありましたので、やはりここら辺をまだまだ調査していく必要があります、また鹿児島県、この志布志市という台風が来やすい地域、風水害が起こりやすい地域の中で可能かどうかという部分も、今伺いをしながら、確かにあるなというのを感じたところではありました。今回、その内容として、どちらにしても今は調査研究の段階であるということは、十分理解をさせていただきました。そこで、先ほど①は一応終わりましたけれども、市長答弁の中にありました再生可能エネルギーとか、「5R」とか、省エネについての考え方について、この取組の内容なのかなというところが令和8年3月議会の所信表明の中で、市長が書かれているというか、所信表明があったと私自身は感じています。

(5) SDGsに基づく包括的まちづくりというところで、書かれているのかなというふうに思っていました。「地球温暖化対策は、未来の世代に対する私たちの責任であり、「ゼロカーボンシティ宣言」を行った本市としては、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、市民、事業者、行政が一体となってさらに「5R」を推進し、再生可能エネルギーの導入や省エネ化を進めてまいります。本市のリサイクル推進やごみの減量による循環型社会構築の取組を「環境に優しいまち」としてPRし」とそういうふうに書かれています。この後なんです。「環境と経済を両立させるGX（グリーン・トランスフォーメーション）の新技术を積極的に検討し、その導入を支援することで、新たな経済モデルを創出してまいります。本市の財政を持続可能なものとするため、国等の交付金や補助制度を最大限に活用してまいります。また、事業者を対象とした国等の補助制度の情報提供にも努めてまいります。そのため、市職員の情報収集力や補助制度活用のための企画力を高め、国や県との連携を密にしてまいります」というふうに所信表明の中であります。まさにここが今回のJークレジットに対する質問でもあります。本市が向かおうとしている方向そのものが、まさにここなのではないかなというふうに感じています。国は、昨年2025年2月、2040年に向けた新しい国家戦略「GX2040ビジョン」の策定を決定しておりました。これは、地球に優しい環境づくりを進めながら地方を元気にし、都会の大企業の協力を得ながら地域にその力を呼び込もうという内容ではないかと、私は、そういう方針であるのではないかと読んでいます。さらに今年4月に法律が変わり、改正GX推進法、正式名称は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律、この一部を改正する法律として、二酸化炭素を多く出す大企業に対して、国が定めた削減目標を守ることが法律で義務付けられたということでもあります。目標を達成できない大きな企業さんというのは、地方の豊かな自然や農業が作り出す二酸化炭素の削減証明書であるJークレジットをどうしても買い求めているかなければ、その分の費用を払うといった内容になっているのがこの制度であるかと思います。国のほうも明確なロードマップが示されていますので、この企業によるクレジットの需要というのが、今後、確実に生まれてくるのではないかなと、私自身は感じています。だからこそ、本市のような自然の豊かな地域、二酸化炭素(CO₂)削減、メタンの削減が可能なエリアこそ、こういった活用をしていくことで、地域の活力、また国からの財政の獲得もできていくのではないかなというふうに感じて、質問さ

せていただいています。また、この経済産業省のGX（グリーン・トランスフォーメーション）の実現に向けた基本方針参考資料の事例12というものに関しては、ゼロエミッション船舶（海事業業）についての記載もございます。国際バルク戦略港湾、産直港湾の指定を本市の港は受けています。今後、2050年に向けて、または2040年に向けて、カーボンニュートラルの実現に向けて、様々な取組が進んでいくかと思えます。港湾計画の改訂の中にもありましたが、ゼロカーボンに向けた港の取組ですよね。例えば、アンモニアとか水素等を燃料とするゼロエミッション船の実用化がこの未来に始まるとすれば、それに対応できる港として、今、志布志市がその可能性を感じながら調査研究し、取り組むことが可能であるならば、これから先の10年後の未来、20年後の未来にも非常に可能性のある素晴らしい港づくりもできるのではないかなというふうに、私自身今回、調べさせていただきながら感じています。市長の所信表明にもありましたとおり、職員の皆様の情報収集力、また企画力を高めていただいて、環境と経済を両立させる新たな経済モデルを創出するために、本市におけるJークレジット活用の可能性について、ぜひ前向きに調査研究をいただければと思っています。その回答として、「調査研究していきます」という回答でありましたので、そこに期待を込めまして、Jークレジットの質問については、終わらせていただきます。

では、次に、自治会BCP（事業継続計画）の導入について質問させていただきます。自治会BCP（事業継続計画）の導入についてです。（1）本市の防災力向上と地域コミュニティの維持・強化を図る観点から、自治会BCPの考え方を導入し、実際に動ける体制づくりが必要と考えていますが、その見解をお伺いしたいと思います。この部分に関してですが、志布志市国土強靱化地域計画の第5章の中にあります災害時の内容が記載されています。第4章でも多く記載がなされているんですけども、その中に企業におけるBCP、港湾BCP、こういったのも書かれています。どのように対策をしていくのか、この体制づくりというのを港湾とか、企業さんにおいては、こういうふうにやっていきたいと思いますというのが書かれています。であれば、自治会として地域の方々の安全を守っていくためにも、このBCPの策定が必要ではないかなというふうに思っていますが、その見解をお伺いしてください。

○市長（下平晴行君） 当初、企業が自然災害やテロ攻撃等の緊急事態に遭遇した場合に備え、事業継続のための方法や手段を取り決めておく計画として策定されるようになったBCPですが、近年、多様化した様々なBCPがある中、自治会が主体となり、特に災害時において迅速な対応が可能となるよう取り組むための自治会BCPにつきましては、市では同様の取組として平成25年に改正された国の災害対策基本法において新たに創設された地区防災計画制度の推進を図ってきたところであり、今後も出前講座等を通じて市民の防災意識の向上に努めながら、「自助・共助」による地域防災の推進にも取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○4番（栢山晋司議員） 私は、自治会BCPという名称で今回質問させていただいていますが、市長からの答弁で「地区防災計画を策定しています」と、私も地区防災計画というお話を聞きな

がら、中身は基本的には一緒なんだなと思って、ちょっとこの質問をする上において、この1項目目が調べながら恥ずかしくなった部分ではございます。この(2)の部分でございます。自治会における安否確認の体制、夜間対応の体制、避難所開設体制及び役割分担の現状について、もしその地区防災計画の中で策定があるのであれば、こういったのも含まれているのか、含まれていないのか、そういったのをちょっとお伺いさせていただきたいのですが、可能でしょうか。

○市長(下平晴行君) 現在、地域コミュニティ協議会が実施する福祉事業において、自治会による高齢者の見守り活動を行っており、日頃から地域住民の安否確認につながる取組が実施されている状況は把握しているところであります。一方で、自治会単位における夜間対応体制や避難所開設体制、避難所運営時の役割分担については把握していないところであります。災害時には、地域住民による「共助」の取組が重要であることから、地域コミュニティ協議会と連携しながら、地域の防災体制の充実に努めてまいりたいというふうに考えています。

○4番(栢山晋司議員) 今、私の質問に対して、夜間対応とか、避難所の自治会独自の運営に関しては、今の段階だとまだ取組がなされていないということを確認させていただきました。であるならば、(3)の質問になります。例えば、そういった取組を希望する自治会というのを対象としてモデル地区などを選定し、自治会BCPを取り組んだり、地区防災計画の中で取り組んだりとか、そのチェックリストですね、例えば、誰に連絡をすればいい、どこに逃げればいい、どこに何がある、鍵がどこにあるという細かい一つ一つ、本来全部分かっているといいよなというこの内容、これを一個のチェックリストのような形にして、それを実証の取組として取り組むのはいかがかなと思いますが、ここの回答は、可能でしょうか。

○市長(下平晴行君) 先ほども申し上げたとおり、本市では、地区防災計画の推進に取り組んでおり、現在、自治会や地域コミュニティ協議会を一つの地区と捉え、地域による地域のための防災計画策定へ向け、市内2地区に対し、モデル地区として依頼しているところであります。今後、地区内での同意が得られた際には、地区防災計画策定を進めてまいりたいというふうに考えており、引き続き、地区内の連携と防災意識の向上につながるよう取り組んでまいります。まずは、このモデル地区において、「自分たちの手で計画を作ってよかった」、「地域の絆が深まった」と感じていただけるような成功事例を丁寧につくり上げ、その成果やノウハウを他の地域へも分かりやすく発信していくことで、市全体へ主体的な防災の輪を広げてまいりたいというふうに考えているところであります。

○4番(栢山晋司議員) 今の答弁は、モデル地区を選定したりとかして取り組んでいくという内容でよかったですね。分かりました。ぜひ取り組んでいただきつつ、またその中で個別的な課題であるとか、例えば家庭においてどうやって対応していくか、地域はそうだけれども、地域の最小単位として今度は家庭というのが出てきます。家庭の最小単位は、個人というのが出てくるかと思います。個人一人一人がどうやって動いていくのかということも含めて、そういったところに波及すればいいなというふうに感じながら、私は、この質問をさせていただいています。今、「調査研究」もしくは「取り組む」という答弁をいただいたと思いますので、大変心強く感

じています。ここで、自治会BCPのチェックリスト化ですね、特にこのチェックリストにしていくことの背景について、ちょっとお話をさせていただきます。先ほどありました「共助」の部分でございます。災害発生から最初の72時間に関しては、なかなか行政のサポートが届きづらい、また自治会としても、それぞれこの個人個人の状況の問題があって動けないという場合もあるかと思っています。各家庭が自力で生き延びる時間、これが72時間という時間に値するものだと私自身は感じています。例えば、水や食料の備蓄、停電への備え、家族間の連絡方法や避難先の共有など、これらは、全て家庭ごとの備えで成り立つと思います。今、自治会BCPという名称で地域で取り組んでいきたいと思いますという話をしましたが、その最小単位である家庭の中で、このBCP、もしくは誰にでも分かりやすいようなチェックリストというのがあれば、ここの備えの部分に関して、さらに強固なものになっていくのではないかなと思っています。しかし、ただ市民の皆様は「家庭BCPを作ってください」と呼びかけても、なかなか浸透しないとは思いますが、また、今の地区防災計画自体も各個人がどれだけ理解しているかというのは、自治会としては理解しているかもしれない。ただ、この自治会の中の会長さんや副会長さんは理解しているかもしれませんが、役員でない方はどれだけ理解しているかというところの問題点は出てくるかというふうに感じています。だからこそ、家庭版BCPが本来はあったほうがいいと思うんですが、まずは地区のこの防災計画、これを個人個人がしっかりと理解していくための簡易的なチェックシートというのを作ってあげれば、そこの広がりをもっとできていくのではないかなというふうに思っています。本市は、地震、津波の心配、もしくは台風、豪雨、それに伴う停電など、さきの大雨のときにも非常に停電が頻発したかと思っています。常に複数の自然災害のリスクと隣り合わせでございます。一方で、高齢化や独居世帯の増加、自治会役員の担い手不足という深刻な問題も抱えています。ここで、自治会に新たな負担を強いるだけの提案では、なかなか地域の方に御迷惑をかけてしまいますので、まずは、簡易的な取組としてチェックシートを作成してやってはどうかという内容でございました。私自身ですね、今、内容をちょっと説明させていただきましたが、自治会に関しては、地区防災計画があるというところは今伺いました。さらに、できれば、そのチェックシート、この地区防災計画を分かっているというですね、そこのチェックができるシートの作成、もしくは家庭版BCPチェックシートをセットで作成してみてもどうかというふうに思っています。市長、これについて回答ができれば、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、自治会BCPの主な目的というので三つあるというふうに思っています。一つは被害の最小化、二つ目に地域の孤立化防止、三つ目に混乱の回避ということで、先ほどありましたように、やはり住民の安全確保と地域コミュニティの機能の維持を両立させ、混乱を最小限に抑えるということでの事業行動マニュアル化、もしくはチェックリスト、そういうものが必要ではないかなというふうに考えています。

○4番（栢山晋司議員） 今、市長から答弁がありました「混乱を最小限に抑える」、混乱の状態が起きてしまう要因として、分かっていない、知らない、知らなかったというのが大きな部分になっていくかと思っています。だからこそ、事前にどれだけ理解しているか、どれだけ知っている

かということが大切な部分になっていくというふうに私も感じています。だからこそ、この取組がこれから先、地区防災計画の中でより発展的になっていくのではないかという思いを持って、今回、この質問をさせていただきました。

以上をもって、質問を終わらせていただきます。

○議長（小野広嗣議員） 以上で、栢山晋司議員の一般質問を終わります。

次に、1番、川崎桃子議員の一般質問を許可します。

○1番（川崎桃子議員） 今回、初めて登壇させていただきます川崎桃子です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。私は、2人の子供を育てる母親として、また、これまで地域おこし協力隊、地域支援員として地域活動に携わってきた中で、日頃から多くの保護者や地域の皆様の声を伺う機会がございます。今回が私にとって初めての一般質問となりますが、今回取り上げる内容は、そうした日々の子育てや地域活動の中で、実際に寄せられた相談や声を基にまとめたものであります。子供たちが安心して学び、地域の皆様が安全に暮らせるまちづくりにつながるよう、願いを込めて質問させていただきますので、市長並びに教育長の前向きな答弁をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。まず初めに、県道3号日南志布志線の安全対策及び維持管理について。県道3号日南志布志線の出水・八野地区については、宮崎県側から志布志市側へ入ると、急に道路幅が狭くなる区間があり、地域間のインフラ整備の差を大きく感じる現状となっています。当該区間は、幅員も狭く、歩道も未整備であることから、大型車両のみならず、軽自動車同士の離合も困難であり、歩行者や自転車利用者にとっても大変危険な道路となっています。また、地域住民の生活道路であるとともに、行政主導で整備された畜産団地への産業道路でもあり、宮崎県方面へ向かう車両など、多くの方が利用する地域の背骨とも言える重要な路線であります。小学生の通学路である当該区間の道路には、土手の崩れや草木が生い茂り、土手が崩れて白線部分が覆われ、歩行者や自転車利用者が車両との十分な通行空間を確保できない箇所も見受けられます。実際に、当該区間の通学路の部分の道路幅を計測したところ、約3.1メートルであり、その道路を車幅約2.49メートルの12トントラックが通行している現状であります。このような現状から、通学する子供たちはもちろん、高齢者の自転車利用者や車両通行を含め、道路を利用する誰もが被害者にも加害者にもなり得る危険性があると考えます。また、沿線住民からは、大型トラック通行時の住宅振動についても不安の声が寄せられています。私自身、この道路については、30年以上前から地域で道路拡幅の話を聞いており、地域住民や事業者からも長年にわたり、道路拡幅や維持管理改善を求める声が上がっています。一方、道路拡幅には一定の期間を要することも想定されるため、それまでの間の安全対策や維持管理の充実も重要であると考えます。

そこで、数点お伺いいたします。まず、市長にお伺いいたします。県道3号の出水・八野地区につきましては、市長の地元でもあり、よく御存じとは思いますが、宮崎県側から志布志市側へ入ると、急激に道路幅が狭くなり、歩道も整備されていない状態であります。地域住民の生活道路であるとともに、畜産団地への産業道路、さらには通学路としても利用されていますが、市長

は、当該区間の安全性について、どのような認識をお持ちでしょうか。

○市長（下平晴行君） 川崎議員の御質問にお答えします。

県道３号日南志布志線は、志布志地区から内之倉地区を経由して串間市大東へ通じる県道であります。県境付近は、大規模な牛舎があり、飼料を運搬する大型トレーラーの通行も多く、幅員が狭い箇所での離合に支障があることも認識しています。県境区間の要望につきましては、令和元年度から曾於地区土木協会を通じ、毎年行っていますが、現在、同路線は、立花迫簡易郵便局付近から長岡商店前交差点付近の工事を実施していただいています。引き続き、県道３号の改良工事を実施していただくように、曾於地区土木協会を通じて要望してまいりたいというふうに考えているところであります。

○１番（川崎桃子議員） 次の質問に移ります。

市長にお伺いいたします。当該区間につきましては、地域から長年にわたり、通学路、生活道路、そして畜産団地への産業道路として、安全確保の観点から道路拡幅の要望が出されています。私自身も地域住民の皆様から強い要望を伺っており、県議会議員とも連携しながら、今回、この問題を取り上げているところでございます。また、本年３月の県議会においても、当該区間の道路改良について質問がなされるなど、その必要性は、広く認識されているものと考えます。根本的な安全対策としては、道路拡幅が必要と考えますが、市としての見解をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、この区間に限らず、県道３号の道路拡幅要望は、曾於地区土木協会を通じて毎年要望をしているところであります。

○１番（川崎桃子議員） 市長から「要望をしている」ということでしたので、引き続き、強く要望をお願いいたします。今後も県へ継続して要望していただくとすることで、安心して利用できる道路環境の実現に向けて、働きかけをお願いいたします。

それでは、次に、通学路の安全対策について、お伺いいたします。道路拡幅には、一定の期間を要すると考えます。当該道路は、通学路でもあることから、その間、通学する児童生徒の安全確保は、極めて重要であります。まず、市では、通学路の危険箇所についてどのような流れで把握し、県に対してどのような要望や働きかけを行っているのか、また、その後の改善状況を把握しているのかお伺いいたします。あわせて、市内で実際に通学路合同点検を行っている取組がございましたら、教えてください。

○教育長（福田裕生君） 通学路を安全で安心して通行できる状態に維持管理しておくことは、大変重要なことであると捉えています。例えば、伐採、草刈り、それから道路面の維持、側溝の状態など、本市におきましても保護者や地域の方から学校へ、あるいはそういった方々から直接、教育委員会へ危険な状態である旨の情報をお寄せいただくことはございます。教育委員会といたしましては、その都度、市の建設課にすぐつなぎまして、建設課のほうからはまた県のほうへのつなぎなどをしていただきながら、より安全な状態が保てるような状況をつくっているところでございます。いずれにいたしましても、早急にできることと、そうでないことと様々ございますので、優先順位をつけながら市としての対応を進めているところでございます。

○建設課長（得丸八郎君） お答えいたします。

毎年7月上旬に各小中学校及び保育園、幼稚園より通学路交通安全希望調書を提出していただいています。8月下旬に通学路交通安全推進会議を行っているところでございます。会議には、国土交通省、大隅地域振興局建設部土木建築課曾於市駐在、志布志警察署、教育委員会、総務課、こども子育て課に参加していただき、通学路交通安全点検希望調書の要望箇所について、実施の可否について検討していただき、対応しているところでございます。その後の改善状況につきましては、同会議におきまして関係機関と情報の共有を行い、状況の把握をしているところでございます。

○1番（川崎桃子議員） 引き続き、質問させてください。実際に通学路合同点検を市内の小中学校などで行われている場合がございましたら、事例を教えてください。

○建設課長（得丸八郎君） 合同点検については、行われていないところですが、要望点検があった所については、全箇所現地調査を行い、通学路交通安全推進会議で対応しているところでございます。

○1番（川崎桃子議員） いろいろお話をお伺いしたところ、市内の学校でもPTA主催で行われているということをお伺いしましたが、そちらにも市の担当課などは出席されているのかお伺いいたします。

○建設課長（得丸八郎君） PTAが主体となり、志布志警察署、志布志地区交通安全協会、志布志中学校校長、双葉保育園園長、コミュニティ協議会会長、総務課、建設課が参加して、スクールゾーン委員会が開催されています。

○1番（川崎桃子議員） 通学路の危険箇所については、学校から直接関係機関へ連絡する場合や、保護者から直接要望が行われる場合など、様々な方法があると伺っています。しかしながら、それぞれが別々に要望を行う形では、市全体としては危険箇所の状況や対応状況を確認しにくくなるのではないかと考えます。そこで、お伺いいたします。通学路に関する危険箇所の情報については、一旦、学校教育課などで集約し、その上で建設課や関係機関と共有する仕組みのほうが情報の把握や継続的な管理につながると考えますが、教育委員会の見解をお伺いいたします。

○教育長（福田裕生君） 現在、教育委員会におきましては、学校から要望等が上がりましたら、その都度、時間を置かずして建設課につなぐようにしています。学校や地域から直接建設課のほうに情報が入る場合もございます。一旦、学校教育課に全ての情報となりますと、おそらくタイムラグが生じる可能性もございますので、私どもといたしましては、その都度、連絡しやすい場所に連絡していただいて、それをいち早く対応に向けた状況をつくるということを今後も大事にしていきたいと思っています。

○1番（川崎桃子議員） 直接建設課や県のほうに相談の連絡があった場合は、教育委員会のほうには、そのことについては、後ほど報告などがある状況ですか。

○教育長（福田裕生君） 直接建設課にいった場合も、建設課から今度は教育委員会に連絡がいくような状況をつくっています。

○1番（川崎桃子議員） ありがとうございます。令和3年9月議会でも、同じように通学路の安全確保について一般質問があり、「市で行っている通学路交通安全プログラムの点検結果については、ホームページで確認できる」と、市長も答弁されていました。今回、内容を確認したところ、通学路交通安全プログラム点検結果をホームページに掲載されているのが、一般質問があった前年度の令和2年度、令和3年度のみで、それ以降の年度は、私が確認した限り掲載されていませんでした。今後、ホームページに点検結果を掲載される御予定はありますか。また、掲載されている点検結果、実施報告を確認したところ、回答が掲載されていない学校も見受けられました。私は、全く危険箇所のない学校はなかなか考えにくいのではないかと考えています。学校から提出がない場合、担当課において再度、確認や提出依頼を行う仕組みになっているのでしょうか、教えてください。

○建設課長（得丸八郎君） 通学路交通安全点検の結果につきましては、毎年度、ホームページで掲載する形になっています。大変失礼いたしました。引き続き、ホームページ上で掲載してまいりたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 御指摘のあった点につきましては、各学校が毎年通学路の危険箇所点検は必ず行っていますので、その情報を学校だよりと併せてホームページ上でもきちんと掲載し、周知していただくように、もう1回、確認を取っておきたいと思います。

○1番（川崎桃子議員） 令和3年9月議会の際にも、「危険箇所を報告しても、その後の対応状況や改善できていない理由が十分に伝わっていない」との指摘がありました。また、その際には、「子供目線や子供の意見、子供の視点を捉えた通学路の安全確保について、広げてまいりたい」との答弁もあったと認識しています。今回、私も市内の複数の学校の保護者に通学路安全に対する調査についてお話を伺いましたが、「そのような調査があること自体、知らなかった」という保護者もいたり、「要望を出しても、なかなか改善されない」、「なぜ改善されないのか、説明を受けたことがない」、「その後、どうなったのか分からない」といった声が寄せられました。また、学校によっては、保護者への聞き取りやアンケートが行われている一方で、そのような機会が十分に設けられていない学校もあり、学校間で差が生じているように感じます。通学路を実際に利用するのは、子供たちであり、その危険を日々感じているのは、子供たちや保護者であります。現在、市では、子供や保護者の意見をどのように危険箇所の把握や安全対策へ反映しているのでしょうか。教育委員会として、各学校における危険箇所把握の取組状況を把握しているのでしょうか。また、市内全学校において、子供や保護者の声を継続的に把握し、安全対策へつなげる仕組みを検討する考えはないのでしょうか。

○教育長（福田裕生君） これまでも通学路の危険箇所点検等につきましては、毎年度当初、あるいは夏季休業中を通じて、それぞれの学校が保護者と協力するなどして行っていたところがございます。しかしながら、今、御指摘があったように、学校によっては、その後の状況が十分保護者まで伝わっていないという現状もあるやにお聞きいたしましたので、全ての学校において現状がどういうふうになっているかを再度、確認をさせていただき、必要がある場合は、指導を

していきたいと思います。あわせて、子供目線で通学路の安全であるとか、危険箇所等について抽出することについても非常に重要なことですので、それぞれの学校でやり方はいろいろだろうと思いますが、子供目線で危険な箇所を把握する、そしてそのことを改善するためにどうするかといったような方策も考えてまいりたいと思います。

○1番（川崎桃子議員） 御答弁ありがとうございました。ぜひ、そのように対応をお願いいたします。今回、保護者や学校関係者からお話を伺う中で、通学路の安全確保のため、先生方が勤務時間内外を活用して危険箇所の確認や安全管理、草刈りや倒木の撤去などを行っている事例があることをお聞きしました。また、地域住民から学校へ直接、「草が伸びている」、「危険な箇所がある」といった連絡が入り、先生自身が対応しているケースもあるようです。それは、学校の周りだけではなく、市道であったり、県道についても対応されているということでした。もちろん、子供たちの安全を守るために学校が取り組んでいただいていることには感謝しています。一方で、県道や市道の維持管理は、本来それぞれの管理者が行うべきものであり、学校現場に負担が集中することは望ましくないと考えます。教育委員会として、このような実態を把握しているのでしょうか。また、どのような対応が望ましいと考えているのか、お伺いいたします。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会といたしましても、そういった状況については、把握をしているところでございます。例えば、台風、大雨の後など、迅速に子供の安全確保が必要な場合、教職員が勤務時間の本務に支障のない範囲でできることをする場合もこれまでございましたし、今後もそういった場合があるかと思えます。しかしながら、例えば、学校からかなり離れた場所であるとか、それから勤務時間外での状況があるとすれば、それらにつきましては、市の建設課などと十分に協議した上で、どのタイミングで改善がなされるのかということをしかりと協議した上で、対応を考えてまいりたいと思います。あくまでも、教職員は、子供の教育そのものに当たるということが本務でございますので、一方で、その安全性を確保するというのも重要な責務ではありますが、そこはしっかりとバランスを取りながら、めり張りをつけながら、今後、対応してまいりたいと思います。

○議長（小野広嗣議員） ここで、しばらく昼食のため休憩します。午後は、1時5分より再開します。

—————○—————
午前11時58分 休憩
午後1時05分 再開
—————○—————

○議長（小野広嗣議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○1番（川崎桃子議員） 午前中に引き続き、質問をさせていただきます。

先ほど教育長のほうから「先生方が自ら草刈りや危険な木の撤去を行うことが常態化することは望ましくない」という答弁をいただきました。学校現場だけに負担が集中しない体制づくりが必要と考えますので、今後ともよろしく願いいたします。

前回の一般質問において、「学校運営協議会の場合でも、通学路の危険箇所や安全対策について話題を広げていきたい」という御答弁がありました。そこで、市内全ての学校運営協議会において、子供や保護者、地域住民の声を基に、通学路安全対策を熟議のテーマとして取り上げていただくよう、教育委員会から各学校へ案内する考えはないでしょうか。また、先ほど紹介がありました、実際に志布志市内の小学校PTAで行っている合同点検のようなことを、学校運営協議会において通学路安全対策を熟議のテーマとして取り上げる際には、学校関係者だけではなく、教育委員会や市の関係部署、必要に応じて警察などの関係機関にも参加いただき、子供や保護者、地域住民の声を直接共有できる場にしてはどうでしょうか。そして、その熟議の中で把握された危険箇所については、その日のうちに関係機関が連携して現地確認や行動点検を行うことで、課題の共有や迅速な対応につなげることができると考えます。このような取組を市内全学校へ提案する考えはないか、教育委員会をはじめ、関係部署の見解を伺います。

○教育長（福田裕生君） 大変いい考えだと思います。これまでにおきましても、教育委員会といたしましては、学校運営協議会における熟議のテーマの一つとして、通学路の安全についてはお願いをしているところでございました。学校によって通学路の状況は様々ですので、その学校、そしてその学校運営協議会の課題の優先順位をつけながら、テーマとされているんだろうと思っています。一方で、毎日通る通学路については、非常に重要なことでもありますので、今後、それぞれの学校において、通学路の安全対策について熟議のテーマの一つとして考慮することはできないかという啓発はしていくことにしたいと思っています。あわせて、そういった際に、市や関係課に立会いなどの要請があった場合には、日程を調整させていただくなどして、その危険性の問題だとか、安全対策について一緒に考えていけるようにすることも重要なことだと思っていますので、今後も引き続き、関係部局と連携を図ってまいりたいと思います。

○建設課長（得丸八郎君） 担当課といたしましても、教育長が述べられたとおり、各関係機関と連携して対応してまいりたいと思います。

○1番（川崎桃子議員） 市内で実際に合同点検のように学校のPTAで話し合われている保護者から、市の建設課などの方も来ていただけることで、「すぐに対応してくださる場所があって、改善が早かった」という声もいただいていますので、ぜひ、ほかの学校にも同じように広めていただけたらと思います。保護者や地域住民が危険箇所を把握し、それを学校や行政へ伝え、結果が共有される仕組みづくりが重要であると考えます。そのためにも、市内全学校を対象とした定期的な合同危険箇所点検体制については、これからもぜひ検討していただきたいと思います。

次の質問に入ります。市長にお伺いいたします。（４）道路拡幅が実現するまでの間も、安全確保のためには、日常的な維持管理が重要であると考えます。当該区間では、草木が生い茂り、杉葉の堆積、木の枝が落ちるなど、歩行空間がさらに狭くなっている箇所も見受けられます。特に春から初夏にかけて、草木の成長が早く、通学路の白線部分が草や土砂で覆われることで、児童生徒や自転車利用者が安全に通行しにくい現状が発生しています。県へ確認したところ、「草刈りについては、年間１回から２回程度の実施を検討している」ということや、「１回目の草刈

りは、お盆までに実施するというような計画になっている」と伺いました。しかしながら、実際には子供たちが入学や新学期を迎える4月から5月にかけて草木が大きく成長し、通学や通行の安全確保に支障が生じている状況があります。そこで、市内の県道、特に通学路について、現在のお盆までに実施という県の考えではなく、児童生徒の安全確保の観点から、毎年5月頃までに草刈りや維持管理を実施していただくよう、市として県へ要望する考えはないか伺います。

○建設課長（得丸八郎君） お答えいたします。

県道の伐採、落ち葉等の清掃要望があった箇所につきましては、現地調査を行い、その都度、大隅地域振興局建設部土木建築課曾於市駐在のほうへ報告しているところでございます。県道の安全対策と維持管理につきましては、業者への年間業務委託を行い、定期的なパトロールにより現場の状況を把握し、地域の実情を踏まえながら対応をしていただいているところでございます。引き続き、県と連携を取りながら、適切な安全対策、維持管理に努めてまいりたいと思います。なお、伐採の時期につきましては、各学校、保護者から伐採の時期を早めにしていただきたいという御要望がありましたら、その要望につきまして県へ要望してまいりたいと思います。

○1番（川崎桃子議員） 当該道路は、通学路であるだけでなく、地域生活道路であり、畜産団地への産業道路でもあります。道路拡幅が実現するまでの間、子供たちや地域住民の安全を守るために、少なくとも安全な通行に支障が生じる前の維持管理について、県へ積極的にこれからも要望していただきたいと思います。

再質問いたします。県による草刈りや維持管理には、予算や回数の制限があり、全てを行政だけで対応することは、難しい面もあると思います。そのような中で、鹿児島県にはふるさとの道サポート推進事業という制度があり、地域住民や団体が道路の美化活動や草刈りなどに取り組む際に、支援を受けることができると伺っています。しかしながら、この制度自体を知らない地域や団体も多いのではないかと感じています。そこで、市のホームページや広報紙などを活用し、本事業を積極的に周知していただけないでしょうか。また、実際に活用したいと考える自治会や地域団体があつた場合には、「県の制度だから」と案内するだけでなく、市が相談窓口となり、申請方法の説明や書類作成の助言など、活用しやすい環境づくりに取り組んでいただきたいと思います。市のお考えを伺います。

○建設課長（得丸八郎君） お答えいたします。

周知方法としては、鹿児島県のホームページに掲載と、県の出先機関と志布志市にポスターの掲示をしています。また、市民の方から「地域で県道の清掃、美化活動を行っていきたい」という声を伺った際は、今まで同様、この事業の説明と申請方法を市職員のほうで説明させていただいているところでございます。

○1番（川崎桃子議員） これまでも行っていたというのですが、建設課のほうで相談であったり、書類を持っていく窓口ということで対応していただけるというお考えでよろしかったでしょうか。

○建設課長（得丸八郎君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○1番（川崎桃子議員） ぜひ、このような事業を市民の方にも知っていただいて、活用いただけたらと思います。当該道路は、通学路であるだけではなく、地域住民の生活道路であり、畜産団地への産業道路としても重要な役割を担っています。道路拡幅の実現には時間を要するとしても、それまでの間、子供たちや地域住民の安全を守るため、安全な通行に支障が生じる前の維持管理について、これからも積極的に要望していただきたいと思います。また、地域住民の方々からは、「市街地は、整備が進んでいるが、周辺地域にはまだまだ十分に光が当たっていないのではないか」といった声も伺っています。地域に暮らす皆さんは、同じように税を負担しながら生活を営んでいます。だからこそ、市街地だけではなく、周辺地域においても安全で安心して暮らせる環境づくりを進めていただきたいと思います。今回取り上げた県道3号は、市内に数多く存在する通学路の一例にすぎません。市内の児童生徒が安全に登下校できる環境を確保するために、市道のみならず、県道や国道を含めた通学路全体について、いま一度、危険箇所の確認や点検を行い、必要な対策や要望については、関係機関と連携しながら、適切に県や国につないでいただくことをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問です。ここまでは、通学路の安全対策について質問してまいりました。続いて、本市の将来を見据えた今後の学校の在り方について、お伺いいたします。少子化の進行により、本市においても児童生徒数の減少が続いています。私自身、2人の子供を育てる保護者として、また地域の皆様からお話を伺う中で、「子供たちにとって、よりよい教育環境とは何か」、「将来にわたり、持続可能な学校づくりをどのように進めていくべきか」という声を耳にする機会が増えています。そこで、まず、教育委員会は、学校規模や集団教育についてどのような考え方を持っているのか、お伺いいたします。また、適正な学校規模についてどのように認識していられるのか、併せてお伺いいたします。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

本市は、今後6年間で急激に児童生徒数の減少が見込まれておりまして、教育環境の変化や学校規模の在り方についての検討が喫緊の課題の一つであると捉えています。学校教育は、将来の作り手となる子供たちを育てる基盤でありまして、友達や先生たちと出会い、共に学び合う中で、社会性やコミュニケーション能力を育む大事な場でもあります。これからの学校の在り方について、保護者や地域の皆様と一緒に考える場を設けるなど、多様な視点から議論の環境を醸成してまいりたいと思っています。そのことによって、将来の作り手となる子供たちにとってのよりよい学びの場を一緒に考えてまいりたいと思います。

○1番（川崎桃子議員） 再度、質問いたします。適正な学校規模については、どのようにお考えでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 適正な学校規模につきましては、令和7年に策定いたしました第2次市教育振興基本計画後期基本計画の中で、小学校につきましては1学級20人程度という適正規模を一旦は示していますが、それぞれの学校によって様々な状況がございますので、一律にこの数字に当てはめて考えるということではありません。様々な状況を勘案しながら、よりよい学校の

在り方を検討することが必要であると考えています。

○1番（川崎桃子議員） 続けて、教育長にお伺いいたします。近年、子供たち一人一人の個性や状況に応じた多様な学びの重要性が高まっています。本市においても、少人数ならではの教育環境を生かした特認校に加え、今年4月には学びの多様化学校である悠志学園が開校され、多様な学びの場の充実が図られています。そのような中で、特認校は、少人数ならではの教育環境やきめ細やかな指導が可能な学校として重要な役割を担っていると考えます。教育委員会として特認校の意義をどのように認識しているのか、また、多様な学びの推進という観点から、今後の特認校の在り方についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○教育長（福田裕生君） 特認校制度は、豊かな自然環境に恵まれた小規模の特性を生かした教育を希望する児童及びその保護者に対して、特別に転学または入学を許可する制度であります。現在、御承知のとおり、潤ヶ野小学校、田之浦小学校、森山小学校の3校を指定していますが、少人数教育によるきめ細やかな指導と、それぞれの地域の方々と深く連携した特色ある体験活動などを行うことで、児童や保護者から評価を得ているところでございます。今後も引き続き、特認校3校を含めた市内22校が、それぞれの学校の特色をしっかりと生かしながら、魅力ある学校づくりに取り組んでいく必要があると考えています。

○1番（川崎桃子議員） ぜひ、特色のあるこのような特認校制度を続けていっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。教育長並びに市長にお伺いいたします。本市では、コミュニティ・スクールの推進に取り組まれています。先日開催されました志布志市学校運営協議会合同研修会に、私も参加させていただきました。特認校の事例発表では、子供たちの意見を取り入れ、その願いをかなえる取組が紹介されており、地域の皆様も賛同しながら一緒に活動されている様子に大変感銘を受けました。また、ワークショップでは、他校の学校運営協議会の委員の皆様と情報交換を行うことができ、それぞれの学校や地域が抱える課題や特色について学ぶ大変有意義な機会となりました。学校は、子供たちの学びの場であるだけでなく、地域住民が集い、世代を超えて交流する地域コミュニティの拠点としての役割も担っていると考えます。そこで、学校を核とした地域活動や学校と地域コミュニティとの関わりについて、どのように認識されているのか、お伺いいたします。また、学校の再編等が地域に与える影響について、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 学校は、子供たちの教育を担う重要な機関であるとともに、地域コミュニティを構成する大切な一員であります。地域コミュニティ協議会をはじめとする地域団体と連携しながら、地域全体で子供たちの成長を支え、地域の課題解決や地域の活性化、持続可能な地域づくりにつなげていくことが大変重要であるというふうに認識しています。

○教育長（福田裕生君） 先日開催されました第1回の合同研修会には、市内各学校運営協議会から総勢で80名を超える方々が出席をしていただいて、大変すばらしい研修会になったと思っています。ありがとうございました。かねがねコミュニティ・スクールは、学校と地域の方が力を

合わせて学校運営に取り組むことが可能となる非常に重要な組織機能であると捉えています。地域と共にある学校へ転換を図る目的で設置をいたしました、それがまさに現在、本市においては、十分に機能しているというふうに捉えています。私は、これからも学校に地域の方々の声を積極的に生かし、地域と学校が一体となって特色ある学校づくりを進め、そのことが子供たちの将来につながるような展開を図ってまいりたいと思っています。コミュニティ・スクールをさらに推進することで、児童生徒にとって地域に対する深い愛着や地域社会に貢献できる喜びを育むことにも既につながってきていますので、そういった好事例を市内の全ての学校に波及させながら、今後もこのコミュニティ・スクールの役割が存分に発揮できるような教育運営をしてまいりたいと思っています。

○1番（川崎桃子議員） 先日の学校運営協議会合同研修会なんですけれども、私の周りの方からも「すごく良かったね」という声が多く聞こえたので、ぜひ、これからもそのような取組をしていていただきたいと思います。また、学校では、地域の方々が協力してくださり、芋と一緒に植えたり、学校の花植えをしたりというような取組も行われていて、子供たちにとってもとてもすばらしい環境だなと常々感じています。

続けて、教育長にお伺いいたします。本市松山地域では、令和11年度の義務教育学校開校に向けて取組が進められています。私も地域の方々からお話を伺いましたが、「母校がなくなるのは、さみしい」、「学校がなくなったら、地域は、どうになってしまうんだろう」といった声をお聞きしました。また、「アンケートでは、統合に反対と記入した」という保護者のお話も伺っています。そこで、お伺いいたします。これまで実施されたアンケートや意見聴取において寄せられた意見については、どのような形で整理、集約され、地域や保護者の皆様へ共有されているのでしょうか。また、賛成意見だけではなく、反対意見や不安の声についても、今後の学校づくりの中でどのように受け止め、反映していくお考えなのかお伺いいたします。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

松山地域の3小1中の統合に当たりましては、約2年間にわたって、まずは地域のコミュニティ協議会が主体となって、学校の在り方についての協議を進めてこられました。そして、その後、その3小1中の地域コミュニティ協議会からの要請に応じまして、教育委員会担当課が市としての学校の在り方検討委員会というものを立ち上げて、地域からの要望に基づきまして、協議を4回行っています。その委員につきましては、小中学校及びこども園の保護者や地域のコミュニティ協議会の代表者、学校長やこども園の園長、有識者といたしまして鹿児島大学の教授を加え、29人で構成しており、松山地域の多様な立場の方々から多様な御意見をいただく、そういう構成としたところでございます。また、その中でアンケートも実施しています。協議を進める上で、教育委員会側が会議で提案したものを一旦それぞれの所属団体へお持ち帰りいただいて検討していただき、次の回で諮るという流れで進めておりました。その中においては、賛成する御意見や不安に思われる御意見等も上がっておりまして、そういったものもしっかりと集約しながら調整を図ってきたところでございます。各所属団体では、様々な情報を共有していただき、賛成、

反対の意見も踏まえて、最終の取りまとめがなされたものと私たちは捉えています。今後も学校の在り方を検討していく上でも、同様に地域の声をしっかりと受け止めながら、合意形成を図りながら、丁寧に協議を進めてまいることが非常に重要なことだと考えています。

○1番（川崎桃子議員） 次に、市長にお伺いいたします。学校の在り方については、教育環境の充実という視点だけではなく、地域コミュニティの維持や地域活力の確保という視点も重要であると考えます。学校は、子供たちの学びの場であると同時に、地域住民が集い、交流する地域の拠点でもあります。今後、学校再編や義務教育学校化を進めるに当たって、地域や保護者からは様々な意見や不安の声が寄せられることも考えられます。市長は、そのような地域や保護者の声をどのように受け止め、市政運営や地域づくりに反映していく考えがあるのか、お伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 地域活動は、地域コミュニティ協議会をはじめ、自治会やボランティア団体、商店街など多様な主体によって支えられています。学校も地域を構成する大切な組織の一つであるというふうに認識しています。市といたしましては、仮に学校の再編等が行われる場合においても、地域住民との十分な対話を図りながら地域活動への影響にも配慮し、地域の活力が維持されるよう取り組んでまいりたいと考えています。また、地域の活力を支えるのは、学校そのものではなく、そこに暮らし、活動する人であるというふうに認識しています。そのため、地域コミュニティ協議会をはじめとする地域団体と連携しながら、学校再編後においても地域のつながりや活動が維持、発展するよう、必要な支援に努めてまいりたいというふうに考えています。

○1番（川崎桃子議員） 「学校は、地域の要だ」と、常日頃、地域コミュニティ協議会の皆様は言われていますので、これからも学校との連携をぜひ進めていっていただきたいと思います。

続けて、次の質問を教育長にお伺いいたします。特認校に通学する児童への通学支援の現状及び今後の支援の在り方について、教えてください。

○教育長（福田裕生君） 令和8年度からスクールタクシーを廃止いたしまして、自力通学を基本としています。通学に係る実費の7割を補助するということとしています。このことによりまして、特認校で子供を学ばせたいと考えて希望された保護者の経済的負担の軽減が図られていると考えています。なお、本市の補助金に係る基本的な考え方につきましては、原則として市単独補助金は3年間で見直し、検討を行うこととしています。教育委員会といたしましては、今年度から新たに通学支援補助金を創設したところですので、今後の3年間でしっかりと見据えて、状況を把握しながら、検証しながら、どのような支援の在り方がよいかを検討した上で、引き続き支援していきたいと考えています。

○1番（川崎桃子議員） 学校の在り方や教育施策を検討する際には、地域や保護者の意見はもちろんのこと、実際に制度を利用している子供たちや保護者の声に耳を傾けることが大切であると考えます。そこで、特認校の通学支援について伺います。過去には特認校の通学支援の在り方について、PTAや地域から陳情書が提出された経緯もありました。私も今回、多くの保護者や地域の方々からお話を伺いましたが、その中には「実際に利用している家庭や子供たちの意見が

十分に反映されたのだろうか」といった疑問や不安の声もありました。今後、学校の在り方や通学支援の在り方を検討する際に、様々な立場の意見を聞くことが重要であると考えます。特に実際に影響を受ける児童生徒や保護者、地域の声をどのように把握し、施策へ反映していく考えなのか、教育長のお考えをお伺いいたします。

○教育長（福田裕生君） 実際に利用されている方々から、疑問や不安の声が上がったということとは承知していますし、このことにつきましては、謙虚に受け止めているところでございます。今後の学校の在り方などを検討する際におきましては、松山地域と同様に学校の在り方検討委員会などを設置し、その中で保護者、それから地域の皆様、そして新たに子供たちからの純粋な思いも拾い出しながら、その後の施策をどのような形にしていくのが一番いいかといったようなことを十分に意見集約した上で進めてまいりたいと思っています。

○1番（川崎桃子議員） 続けて、教育長にお伺いいたします。特認校の中には、今年度からスクールタクシーが廃止されたことにより通学が困難となり、結果として転校に至った事例があったと伺っています。子供たちにとって転校は、学習環境だけではなく、友人関係や学校生活そのものが大きく変わる出来事であり、精神的な負担も少なくないものと考えます。また、転校した児童本人が「6年生までこの学校にいたかった」と話していたと伺いました。私は、この言葉を大変重く受け止めています。教育委員会として、このような事例をどのように受け止めているのかお伺いいたします。また、今後、通学手段の問題によって、子供たちが希望する学校で学び続けることが困難となることのないよう、どのように考えているのかをお伺いいたします。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会といたしましては、特認校3校のみならず、他の学校においても多くの御家庭が自宅と勤務地の地理的關係や放課後の預け先などの都合で、保護者の送迎により自力通学をしている子供が増えているという現実がございます。このような現状等を踏まえ、多くの保護者の公正公平を期すために、特認校のスクールタクシーを廃止し、保護者送迎による自力通学に対する補助金による支援を行う措置を講じ、特認校制度を維持することといたしました。スクールタクシーの廃止に伴い、通学が困難となり、転校に至った事例につきましては、スクールタクシーの廃止に至るまでの3年間を移行準備期間として御理解いただきましたので、その中で保護者の方が考え抜かれた末に判断されたものと認識しています。しかしながら、学校が変わるということは、その事情や理由があるにせよ、当事者である子供や保護者は、不安を抱き、気持ちの安定までには一定の時間を要したというふうに捉えています。新たな環境の中で先生や友達と出会い、充実した学校生活を送ってほしいと願っていますが、心理的な安定性の確保については、非常に大事にしなければなりません。今後、またそういう気持ちの整理がなかなかうまくいかないとか、いろんな状況がある場合には、私どももカウンセラー等のケアも含めて、一緒になってその状況の改善、つまり心理的な安全性の確保に向けてフォローをしてまいりたいと考えています。

○1番（川崎桃子議員） 次に、市長にお伺いいたします。特認校の中には、スクールタクシー廃止により通学継続が困難となり、希望する学校で学び続けることができなかった子供がいたこ

とを、市長はどのように受け止めておられるでしょうか。市長が掲げる「誰一人取り残さないまちづくり」の観点から、お考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） これは、議会でも方向性をしっかり決めて対応していますので、今、教育長が説明したとおり、子供たちの通学については、しっかりと保護者が責任を持って対応していくという考え方が望ましいというふうに考えています。

○1番（川崎桃子議員） 市長が掲げる「誰一人取り残さないまちづくり」という観点から、ぜひ子供たちの望む学校に通えるように、これからも教育委員会と協力して進めていただきたいなと思っています。私も、それぞれの特認校には大変魅力があり、通いたくなるというのも十分に分かっています。実際に現在も新たな入学や転入が続いており、保護者や子供たちが魅力を感じて学校を選択しているものと思います。私の住む地域の潤ヶ野小学校においても、自然豊かな環境を生かした特色のある教育活動が行われています。また、同じ地域にあるたちばなこども園も地域内外から多くの園児が利用しており、本市のヨコミネ式こども園の中で最も園児数が多いと伺っています。このように、地域や学校に魅力があることと、実際に通うことができる環境が確保されていることは、別の課題ではないかと考えています。魅力のある学校づくりを進める一方で、子供たちが希望する学校で学び続けられる環境づくりについて、ぜひ、今後も検討していただきたいと思います。

最後の質問に移ります。市長並びに教育長にお伺いいたします。ここまで学校規模や特認校、地域コミュニティ、通学支援などについてお伺いしてまいりました。学校は、子供たちの学びの場であるとともに、地域住民が集い、地域を支える拠点としての役割も担っていると考えています。その上で、施政方針において示された本市が進める「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方の中で、学校をどのように位置づけているのか、市長並びに教育長のお考えをお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」とは、医療、福祉、商業施設などの生活機能を特定の拠点に集約し、それらの拠点と居住エリアを公共交通などで結ぶことで、少子高齢化や人口減少の中でも持続可能なまちづくりを目指すものであります。その中で、学校の位置づけにつきましては、都市機能と地域コミュニティの中核を担う重要な存在になるものというふうに考えているところであります。具体的には、まだ何も決まっていないところではありますが、今後の学校の在り方について、保護者や地域の皆様とともに、将来の作り手となる子供たちにとってよりよい学び場となるよう一緒に考えていくこととしているところでありますので、方向性が決まりましたら、拠点エリアに適正な規模の学校を確保する必要があるというふうに考えているところであります。

○教育長（福田裕生君） 「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」につきましては、今、市長のほうから答弁があったとおりでございます。教育委員会といたしましては、今後の学校の在り方につきまして、少子化に伴い、今後6年間で急激な児童数の減少が見込まれているということがもうはっきりしていますので、保護者や地域の皆様と一緒に考えていく場を設けるなど、

先ほども申しましたが、多様な視点で議論を醸成しながら、将来の作り手となる子供たちにとって、よりよい学びの場というのは一体どういう学校なのかということと一緒に考えてまいりたいと思っています。学校は、学びの場所であるとともに、友達と出会う場所の一つでもありますので、日々の授業や学校行事を通じて、ごく自然な形で気の合う仲間と出会うことも大切なことだと考えています。このような視点と、そして保護者並びに子供たちから今後意見をいろいろ聞く中において、その結果に基づき、本市のよりよい学校とは一体どういう形なのかということをご皆さんで考えていきたいと思っています。

○1番（川崎桃子議員） 市長、教育長、御答弁をいただきましたことに感謝申し上げます。少子化が進む中、本市の将来を見据えた学校の在り方やまちづくりについて、様々な視点から検討していかなければならないことは、十分理解しています。一方で、学校は、子供たちの学びの場であるとともに、地域の住民が集い、世代を超えてつながる地域コミュニティの拠点でもあります。今回、多くの保護者や地域住民の方々からお話を伺いましたが、学校に対する期待や不安、そして地域への思いの強さを改めて感じました。また、子供たちの声に触れる中で、学校が果たしている役割の大きさも実感いたしました。その声に丁寧に耳を傾けながら、十分な対話と合意形成を図っていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（小野広嗣議員） 以上で、川崎桃子議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

午後1時45分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（小野広嗣議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、15番、小園義行議員の一般質問を許可します。

○15番（小園義行議員） 日本共産党の小園義行でございます。少し風邪を引いているみたいです。よく聞こえていないときはおっしゃってください。すいません。今、国会が開かれておりまして、次々に重要法案が可決されたりしています。国会の中で、今一番何か心配しているといひますか、国家公務員や地方公務員の職務専念義務の免除と兼業の許可に特例を設けて予備自衛官等への任用を拡大する予備自衛官等兼業特例法案が今審議をされています。仮にこれが国会で通過して可決されますと、自治体の在り方が変わってくるんじゃないかという心配をしています。本来、公務員は、平和憲法の下で住民の命と暮らしを守ることを本務として、兼業は、本務に支障のないことが大前提とされているというふうに考えています。予備自衛官のみ特例で任命権者の許可を不要とするということは、憲法が規定する公務の上に予備自衛官としての任務を置き、国家による命令に事実上自治体を従わせるもの、そういったものになるのではないかという心配をしています。本来、地方公務員、また国家公務員の皆さんは、国民のため、地域住民の皆さんのために福祉の向上、それに向かって全体の奉仕者として職務に精励すると、それが本来の在り

方でありまして、こういった法案が通ると、いろいろなときに支障が及ぶのではないかという、そういう心配をしながら今国会を見ているところであります。我がまちは、下平市長を中心にして、本当によく頑張っているというふうに理解をしていますが、こうした法案が通ったと仮になった段階でも、やはり憲法の下にあるという、そのことだけは、当局の皆さん含めて、私たちもそうですけど、認識して仕事に当たらないといかんのかなという思いがあります。そういった立場を申し上げまして、通告していた点について順次質問をしてみたいと思います。

まず、経済対策についてということで表題はお願いしました。アメリカとイスラエルによるイラン攻撃を発端にしたホルムズ海峡封鎖により、本市の経済にとってどのような影響が出ているのか、現状を把握されて、その影響に対してどのような支援や対策が必要かという、そういった協議がされているのか、まずお伺いをしたいと思います。今朝、ニュースを聞いていましたら、アメリカとイランの中でそういう合意ができて、今後、署名していくという、そして停戦の合意が実現していくのかなという思いもありますが、合意に至ったことは、喜ばしいことでありますけれども、今後、国連憲章と国際法に基づいて、いろいろな問題が解決されるように望むものであります。そういった立場を少し申しまして、ホルムズ海峡封鎖による影響、そういったものが本市の経済等々にどういった影響があって、その現状を把握されているのか。そして、支援や対策がどのように協議されているのかというのを少しお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えします。

中小業者につきましては、燃料、資材の高騰、事業に必要な仕入れや資材の調達そのものが困難となっていることに加え、原材料高騰による消費低迷等の影響があるというふうに認識をしています。市では、これまで国の交付金等を活用し、全市民を対象とした物価高騰対応商品券の発行や事業者向けのエネルギー価格高騰支援、畜産農家への飼料価格高騰支援など、市内の状況把握に努めながら緊急的な支援を実施してまいりました。また、国際情勢の不安定化に伴う様々な資材不足や物価高騰につきまして、県市長会として直接県選出国會議員へ、九州市長会を通じて関係省庁へ対策を求める要請を行っているところであります。イラン情勢の悪化により、資材等の調達が困難な状況につきましては、単独の自治体では対応が困難であります。引き続き、市内の状況把握に努め、どのような事業が最も効果的か十分に検討し、スピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○15番（小園義行議員） 今、市長のほうからそれぞれありました。具体的に少し当局がつかんでおられるということで、私たちも会員が約500名からいる団体なんですけど、そこでいろいろアンケート調査等に取り組みました。そういった中で、農業、漁業、林業、医療関係、そしてトラクター等々を修理したり、いろいろされる自動車関係の業界、いろんなところから声が届けられています。市長のほうからは、全般的に「中小業者」という表現でありましたけど、それぞれ当局がそのことについて少し掴んでおられれば、お示しをいただけますか。

○みなと振興課長（木村勝志君） まず、みなと振興課分につきましてお答えいたします。

中東情勢の影響につきましては、企業訪問を通じて随時ヒアリング等を行い、その影響把握に

努めているところでございます。また、先日、志布志港湾振興協議会会員や立地企業にアンケートを実施したところでございますが、回答企業の約7割が、「影響がある」と回答があったところでございます。具体的な内容としましては、業種別で異なっていますが、飼料製造業につきましては、フレコンバック等のナフサ由来の石油製品や重油などの急激な価格上昇があるほか、メチオニン等の中東原産の飼料原料の入手がしづらい状況にあると。また、運送業や倉庫業、船舶業につきましては、燃料費や運搬費の上昇による輸入貨物の高騰やエンジンオイルやシンナーなどのオイル系消耗品の入手が困難な状況にあるとお聞きしているところでございます。

○シティセールス課長（救仁郷義徳君） シティセールス課分についてお答えいたします。

市商工会や日本政策金融公庫をはじめとする関係機関に対しまして、市内の状況等について調査等を行いました。今回の影響が原因であるかどうかというところは、限定的でございますが、昨今からの物価高騰も相まって、そこの見極めというか区別は、難しいという見解ではございました。そのため、市商工会や政策金融公庫等に、肌感ではございますが、実際の相談内容について、どのような相談があったかということヒアリングさせていただいたところでございます。主な内容としては、全国的な課題と同様ではございますが、中小企業につきましては、燃料、資材の高騰、事業に必要な仕入れや資材の調達そのものが困難になっているという相談がございました。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） ホルムズ海峡封鎖による農業への影響につきましては、具体的なアンケート調査等は行っておりません。農業関係者からの話によりますと、「年内の資材は、何とか確保はできているものの、その後は、確保ができていない」、「農業資材が手に入っても、価格が高騰している」、「業者へ発注しても、受注業者自体に資材の在庫がない」などの声を聞いており、農業全般においても影響が出てきている状況があると認識をしています。また、マスコミ等で発表があったところによりますと、中東情勢で経営に影響が出ている農業者が8割に上るとの結果が発表されています。また、残る2割でも、今後の影響を懸念しているというような状況があるようでございます。

○耕地林務課長（原 栄次君） 耕地林務関係でございます。

林業関係につきましては、オイルやチェーンソーオイル、あと尿素水とかが手に入りにくい状況と聞いています。また、価格のほうも2倍程度に上がっているものもあるというふうに向っているところでございます。また、畑かん関係で使用する塩化ビニール管やポリエチレン管、あとポンプ等で使用する塗料等が一時期数量等を制限されていましたが、現在は、通常どおり入ると、価格のほうも前と変わらないというふうにお聞きしているところでございます。

○建設課長（得丸八郎君） 建設課についてお伝えをいたします。

原油由来の素材、材料のコスト増、調達難により発注数量の資材が全部届くまでに期間を要しているということは把握しているところでございます。そのため、受注事業者と情報連絡体制を取り、現場の実情把握に努めているところでございます。

○税務課長（宮内真吾君） 国際情勢を起因とした影響に対しての対応につきましては、税の一

律の猶予、免除の特例創設は、法令や制度の設計を伴うものであり、市としては、国の動向を注視しながら、必要に応じて支援の拡充を関係機関へ要望していく考えであります。一方で、現行の制度においても、収入の著しい減少等がある場合には、納付に係る徴収猶予及び減免措置を申請により適用できる場合がございます。御相談いただき、該当される方には、適切に対応してまいりたいと考えています。

○市民環境課長（村山 睦君） お答えします。

今年度の指定ごみ袋作成業務委託につきましては、1回目の入札は不調となったところでございます。そこで、製造依頼数量を調整した上で、改めて入札を実施いたしました。契約を締結したところでございます。次に、在庫等の状況でございますが、昨年度と比較して販売実績が約1.5倍となっています。これは、全国的にも同様の傾向が見られており、一部の販売店や利用者等による買いだめが生じているものと考えています。現在の契約内容により、年内の販売分につきましては、支障なく対応できる見込みでございます。

○15番（小園義行議員） アメリカとイランが停戦で合意して文書を交わすという状況ですけど、どう考えても、ホルムズ海峡が即開いて原油がどんどん入ってくるという状況になるには、テレビの報道とかを見ていると、半年から1年とか、そういうスパンが必要なのかなというふうに感じます。また、うまく合意ができて文書の調印までいけばいいですけど、19日とかになってますよね、それに関しても、少し影響が長引くというようなことも心配ですので、今、それぞれから出された状況を見ると、それぞれ本当に大変な状況になっているんだと思います。私たちは、曾於民主商工会というところでアンケート調査をして、市長のほうにも要請をしたりしました。私自身もちょうどエンジンオイルの交換の時期で、ちょっと大きな自動車を扱っているところでしたけど、「小園さん、在庫がないから、入ったら電話しますので、そのとき来てください」と言って、そのとき、私の車は、20年以上乗っていましたので、古くなると、エンジンオイルのそれもどんどん早くなるんですね。「大変申し訳ないけど、ほかの会社さんでいいですかね」と言うと、「ぜひ、そうしてください」ということで、自分自身もそういうのがありました。また、トラクターの修理をされる人たち、そこにも当然今皆さんがおっしゃったようにエンジンオイルが高騰して入ってこない。また、農業関係では、飼料をラップする、そういったものも含めて、トラクターは、尿素水というものを使って動くんですが、その入手が困難になっていると。そういった具体的なことまでたくさんの要請があったところです。大工さんにしても、4月1日から家を造るときの断熱材が義務になりました。そういったものが約40%ほどの値上がりになっているということでもあります。そういったもろもろの状況を考えると、今、それぞれの担当課がつかんでおられることに対して、自分たちが何ができて、どういった支援ができるのかということについては、それぞれ触れられましたので、その市民の立場に立って、いろいろ寄せられる要求については、ぜひ対応していただきたいと。市長も述べられているように、単独でこの石油由来のそういったものについては、県や国にお願いするしかないというふうに思うわけですが、市独自でできるもの、そういったものもぜひ検討していただいて、何とか市民が困らないようにやっ

ていただきたい。その一つに、先ほど税務課長のほうからもありましたように、仕事はあるけど、材料がないから仕事ができない、仕事ができないと、収入がなくなる、そうしたときに、税金を納めるというのが非常に困難になりますね。そうしたときの納税猶予や減免といったものがどこまでできるのかということについて、市長、これは、しっかりと議論していただいて、そういったものについては、市民の方にも分かるような形で発信をしていただきたい。そういうふう思うんですが、いかがですか。

○税務課長（宮内真吾君） お答えします。

今、お話があったことにつきましては、ホームページ等で周知していきたいと考えています。

○15番（小園義行議員） ぜひですね、積極的にそういったものを発信して、市民のそういう仕事をされているなりわいが立ち行くような形での対応をしていただきたい。もちろん、先ほど市長のほうから「国や県に対しても、市長会等々を通じてやる」ということでありましたが、市長、実際にもうそれは、行われたんですか。

○市長（下平晴行君） せんだっての九州市長会、それから全国市長会等々でもこの話が出ておりました。それは、国会議員もその場におられましたので、前に進むんじゃないかというふうには考えています。

○15番（小園義行議員） あらゆる機会を通して、国や県に対しても要請をしてほしいと思います。そのことが志布志市でなりわいをされてる人たちのそれをしっかり守っていくということになりますのでね。アメリカの大統領がいきなりどこかの国に行って、どんと戦争を始めて、そのことがこういう世界規模での大きなものになっていますので、ぜひ、国に対しては、平和外交でこうした状況を発生させないように、そうした状況をつくり出している国に対しては要請するように、しっかりと国として声を上げるべきだと、そういったことも市長として要請をしていただきたい。平和憲法の下で80年以上生活している人間からすると、とんでもないことだなと思います。ぜひ、国に対しては、平和外交でそういう問題を起こしている国の大統領、そういった者に対しても、しっかりと日本国の首相として声を上げるべきだと、そういう声も上げてほしいと思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） これは、市民を守るという立場から見ても、当然要請していくべきだというふうに考えていますので、しっかり対応してまいりたいというふうに考えています。

○15番（小園義行議員） 市長の今の答弁をしっかりと聞いてですね、やっていただけるということでもあります。それぞれに担当のところで、ぜひ対応していただきたいと思います。

では、次に行きます。農業政策についてということでお願いしました。私たち地方自治体で生活している、そしてまた職員の人たちも首長をはじめとして一番先端で頑張っている人間からすると、国が法律をつくって、そしてその法律ができれば、地方自治体は、それに従って仕事を進めていかなきゃいけないですよ。いわゆる法令遵守です。国のその法律が本当に国民から見たときどうなのかという点で、しっかりと国は、国民の側を向いて法律をつくる。それに基づいて自治体は、住民に寄り添った形でのものをしていく。そういうときに、住民の目線から見た

ときおかしいと、そういった政策が仮に出てきたら、それは、問題だねというような視点は持っていないと、自治体の職員が翻弄されて、そして住民が非常に不利益を被るようなことが起こってしまうと、これが今の日本の在り方ですよね。そういった意味では、地方自治体の職員は、国が決める法律に基づいて翻弄されるようなことではいかんと、本当にそう思います。そういった立場から、私自身は、しっかりと国が国民の側を向いて法律をつくって、それで津々浦々の自治体に「この方針でやってくださいよ」と、いいものならいいけど、そうでないときは、やはりしっかり声を上げないといかんとというその立場から、次の二つについて、質問させていただきます。

農業政策ということで、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、普通、主要食糧法と言っていますけど、この改正案が今、国で議論されています。この法案の中身を見ると、本当にびっくりするんですけど、それぞれどのようにこの法案の中身を受け止めておられるのか、まずお聞きをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 近年、気候変動に伴う自然災害の頻発や国際情勢の緊迫化による肥料、生産資材の価格高騰など、我が国の食料安全保障を取り巻く環境が厳しさを増しているところがあります。このような状況下において、米をはじめとした主要食糧の需給と価格の安定を図ることは、国民の生活に直結する重要課題であるというふうに認識しています。今回の改正案は、米を含む主要食糧について、流通実態の把握や備蓄の在り方の見直し等を通じて、供給の安定性を高めようとする趣旨で制度の再整理を進めているものというふうに認識しています。

○15番（小園義行議員） 私もこれをよく見たんですけど、実際、具体的に三つほどお聞きします。まず、現行法では「需給及び価格の安定」、この文言を改正案では「需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を図り」というふうに言い換えられています。第1条に、これは、目的ですけど、「需要に応じた生産を推進する」という文言を新たに明記してあります。

「需要に応じた生産」、このことは、米が過剰に沢山できたときでも不足でも、政府は責任を果たさないことを宣言しているというふうに私は考えるんですが、当局は、いかがですか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） おっしゃいますとおり、国の狙いは、画一的な調整ではなくて、需要に応じた生産、販売を生産者等が主体的に組み立てやすくすることだというふうに承知をいたしております。市としては、県、JA等と連携し、作付判断に資する受給情報を生産者等に適宜、適切に提供してまいりたいというふうに考えています。

○15番（小園義行議員） いろいろやり取りをする段階では、まだ国からのそれが届いていませんということでしたね。全国農業新聞の6月12日号ですけど、ここに、これから私が聞くそのことも含めて、新たに国はこういう方向であるということでありました。今、課長から答弁があったように、国が米の過剰にも不足にも責任を果たさない、「需要に応じた生産」ということなのでね。それは、少し責任を放棄しているなというふうに私は思います。食料自給率を放棄した状況の中でこういうものが出ていますので、非常に問題だなと思います。もう一つですね、現在は、第2条第2項というので、水田で生産調整をした場合、他の作物の生産の振興を図ることが政府の義務とされ、「生産調整」の用語がある限り、稲以外の作物の作付、生産活動の調整は、

政府の責任になっているわけですが、今回の改正案では、第2条にあったこの「生産調整」の文言が削除してあるんですね。そうすると、このことで今我がまちでも水田活用の直接支払交付金、これは、生産調整をちゃんと国がこういうことでやるから水田活用直接支払交付金があるわけですが、この「生産調整」という文言を削除すると、水田活用の直接支払交付金に対しての責任がなくなっていくですね。仮に、このとおりになったときに、我がまちの水田活用の直接支払交付金の影響は、どれぐらいあるんですか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 水田の作付転換に対する支援策がなくなるとの懸念があるということは、認識をしています。仮に、水田活用の直接支払交付金がなくなるとしますと、令和7年度の水田活用の直接支払交付金の実績で申し上げますと、交付対象者が399名で約3億1,300万円ございますので、このような影響があるということになります。

○15番（小園義行議員） 今、これがまだ国会を通っていませんけれども、市長、現実になんかこうなった場合に、「生産調整は、もうしないよ」ということです。そういった水田活用の直接支払交付金の影響がどうなっていくんだろうという心配があつて、今ちょっと聞いたところです。3億1,000万円ということでしたよね。そこで、この6月12日号の全国農業新聞、多分こうなるんだろうということで、この新聞は、書いていますのでね。それを見ると、収量で、いわゆる出来高ですね、それに応じた面積支払いで支援をするというものによって変わっていく。これは、一応、自民党の提言かなというふうにこの全国農業新聞がしていますが、この生産調整をする必要がなくなったら、いわゆる収量に応じて面積で支払いをするというようなことで、これにもまた要件がいろいろついているんですね。課長は、まだお読みでないかもしれないけど、これを見ると、非常に難しい要件です。一つの例を言いますと、今回、畑も支援対象に加わるため、単価水準が下がるのではないかと、そして、周囲と異なり、どれだけ頑張っても、条件的に生産性向上が見込めない圃場の場合は、どうなるのか、こういったことも明確に書いています。国が主食である米を生産調整も何もしないで、もう需要、いわゆる民間に任せて、国の責任は一切ないよということでは、少し問題だなと思います。そこで、この第5条で、生産者による需要に応じた生産の条項を新設しています。生産調整に関わる政府の責任は、一切なくなった、その責任を生産者団体と地方自治体に丸投げする。こうしたことをどのように受け止めているかと、非常に難しい質問かもしれませんが、市長、こういう方向に持っていこうとしているんですよ。自治体の責任と生産者、そこに丸投げすると、国は一切そういうものに責任を持たないと、こういうことでは、非常に問題だなと思うんですが、これは、いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、生産者団体と自治体に任せると、これは、人ごとみたいな感じが聞こえます。ここがどこまでその対応をしていくのか、まだ見えないところがありますので、ここは、十分注視して対応してまいりたいというふうに考えています。

○15番（小園義行議員） さっき課長のほうから答弁がありましたが、もしこれが行ったとき、この399名、3億1,000万円からの影響がある。まだ国会を通過してませんのでね、この法案がそのまま通るのかどうか分かりません。もし、そういうふうになったら、今、話をしましたように、

収量に応じた面積払いで支援をするという非常に難しい要項が三つ、四つありますよ。「それをクリアできるのかな」という思いがあります。この日本の国民の主食である米が備蓄を含めても民間のそういったところに丸投げされていくような、そして責任は、地方自治体と生産者にあるような、そういったことで「瑞穂の国」と言われたこの日本がいいんでしょうか。私は、これは問題だと思います。国がしっかりと主食である米の生産や価格の安定、そして供給、備蓄に責任を持って、そうした政策が必要と考えますが、市長は、いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、法改正の影響によって生産者がそういう不利益を被ることがあってはならないというふうに思っていますので、状況を注視してまいりたいというふうに考えています。

○15番（小園義行議員） 今、市長も答弁があったように、本当に国が責任を持ってしっかりと生産、価格の安定、そして供給、備蓄に責任を持つと、そういったので市長も同じ思いだという答弁でありました。ぜひですね、これは、国に声を上げていただきたいと思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） そのように対応してまいります。

○15番（小園義行議員） 私も田んぼを作って水稻をやっています。私は、早期水稻です。イノシシと戦っていますけど、市長も米を作っておられますよね。この前、市長の田んぼの前を通りましたら、まだ苗が置いてありました。忙しいから、まだ植付けされていないんだなというふうに思いました。同じ主食である米を生産する側として、しっかりと国が責任を持つべきだと。こういうような農業を大事にしない国は、本当に滅びてしまいますよ。ぜひ、しっかりと声を上げていただきたいというふうに思います。市長のそういう思いも理解をしましたので、次に移ります。

次は、生活保護行政についてということをお願いします。これは、安倍政権のときですけど、国が2013年から2015年にかけて行った生活保護基準の最大10%の減額改定について、最高裁判所は、2025年6月に国がこの引下げをしたことは違法だと認めて、原告が求めた減額処分の取消しを命じました。そのことに対して、現在、国がどんなことをやっているのか、その国の対応とそれに対する我がまちの考え方をちょっとお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 生活保護の基準額は、5年に一度、消費実態の変化を反映して見直しされているところではありますが、平成25年8月以降の基準額については、「デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があった」などとして、令和7年6月27日に最高裁判決が下され、差額分を追加給付することになったところでもあります。この内容を踏まえ、市におきましては、国が示した計算ツールを活用して、生活保護受給世帯及び廃止世帯の追加給付金を積算し、9月の補正に計上を予定しているところでもあります。可決された際は、生活保護受給世帯を11月下旬頃に、廃止世帯につきましては12月頃から順次支給してまいりたいというふうに考えています。

○15番（小園義行議員） 今、国もいろいろ調整をしているという中で、市長から答弁がありま

した。私もちょっといろいろ調べてみましたが、今の高市政権は、引下げ前の基準との差を全額補償しないで、歪み調整を再度、実施するというふうにしています。デフレ調整でマイナス4.78%だったこれを、水準調整ということでマイナス2.49%で支給をするということにされています。三権分立の我が国ですので、国は、司法が最高裁判所ですよ、そこが下した判決には従わなければならないというふうに私は思うわけです。改定を取り消す、引下げは、駄目だということを最高裁判所がしたわけですので、基準の引下げはなかったというのが私の理解です。その改定前に戻すことが当たり前だと、それが減額決定前と決定後のその差額を遡って補償するということは、本来の在り方じゃないかなと思うんですよね。基準は、その全ての利用者に一律に適用されるべきであり、生活保護法が定める無差別平等の原理に従って、原告だけでなく、生活保護利用者全員に差額全額を補償すべきだと考えるんですが、今、私が言いました歪み調整ということで国は進んでいるんですよね。裁判所まで「違法だ」と言ったにもかかわらず、それをさらにまた下げてやる、全額補償じゃないと。これは、国が司法を軽視しているというしか思えないんですが、ここについては、市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 最高裁判決に示されたとおりの減額率で給付されたほうが弱い立場の方々への負担軽減になると思われませんが、現時点では、国から示されている減額率で対応し、今後、減額率の変更があった場合は、速やかに対処してまいりたいと考えています。

○15番（小園義行議員） もう1回、お聞きします。今、国がその補償しようとしているのは、どういったことなのか分かっていますか。こういうことで全額やるのか、それともこうですよ。そして、国は、原告になった人には一律10万円というのを示しているんですよ。原告だけです、10万円を示している。それ以外の人にはそうじゃなくて、この歪み調整をやるという、そういうことが新聞等々で出ているんです。それは、少しおかしいことじゃないかなと思うんですが、これは、いかがですか。

○福祉課長（山口善央君） 原告以外の世帯の方々に対しても、同じように当時保護費のほうは少なかったというふうに考えると、同様に給付されることになると、負担軽減にはなるかと思っはいます。

○15番（小園義行議員） 志布志市も生活保護に対しては、4分の1は支出が出てきますので、いろいろ問題があると思うんです。裁判でなった以上は、最高裁が判決を下した以上、その引下げの前の水準にして、全ての方に一律全額補償するというのが一般的に考えられることです。それを再度、また歪み調整というようなことで国がやろうとしている。これについては、本当にその三権分立という日本の司法の在り方を国が軽視していると思います。今、新しくそういうことをされようとしていることに対して、また裁判が起こされようとしているんですよ。だから、これは、国がやるのが本当に国民にとっていいことなのか、国が国民にとってまずいことをやれば、自治体の職員がその矢面に立たないといけないということになるわけですよね。国がやろうとしているこの歪み調整とか、こういったことで、何とかしてその補償の額を引き下げるといったことがないように、これは、しっかりと判決が下ったわけですので、引下げ以前のやつに戻し

て、引下げたその差額を全額補償するというのは、一般的には私たちは司法の在り方を尊重するという意味で、今、質問をしています。市長、そこについては、国がそれをやるとしたら、おかしなことを「おかしい」と言って、やはり声を上げてほしいんです。生活保護の人たちは、現在でもその物価高騰の中で大変苦勞されていますよ。そういう人たちからの相談を受けていますけど、ぜひこれは、決まったとおりにやってほしいと、全員一律でないといかんというふうに思うんです。志布志市は、ぜひそういった主張をしていただいて、国に考え直せと、これをしないとまた不利益を被ったまま法律が施行されていくということになるんですよね。そこについては、国がその司法を軽視するという立場じゃなくて、やはり国民の立場に立って動いてほしいという思いで今、質問をしているんです。当局のほうに届いている情報の中でまだ明確になっていないわけですけど、ちなみに11月、12月からの支給ですが、金額としたら、どれぐらいのものになっていくんですか。大変難しいでしょう、その3年の間で転居されたり、死亡されたり、いろいろあるからですね。そこについて、どれぐらいの金額になるんですか。

○福祉課長（山口善央君） 現在、生活保護を継続されている世帯が4月1日現在で227世帯ございます。これまで生活保護を廃止になっている世帯が230世帯ありまして、国のツールによって計算しますと、2,830万円程度の補正予算でお願いすることになろうかと思っています。

○15番（小園義行議員） 今、国から来ているそれであると、これですね。本来だと、もっと倍ぐらいになるわけですよ。それはそれとして、引き下げられた人たちというのは、2,800万円ですよ。生活保護世帯で、基準がこの当時だと7万円ぐらいだったんですかね、それが今引き下がって、1人当たり6万8,000円ぐらいのものだと思うんですが、そういう人たちにとって、このお金は、とても大切なものだという思いがあります。ぜひ、国は、最高裁判所が下したその判決にしっかりと従うという立場で臨んでほしいと思うんです。市長、もう1回、国に対してこの対応をどう考えて、国にやはり「しっかりやれ」ということを言うべきだと思うんですが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、国がやはりそのことをしっかり示して、国民のために対応していかなくちゃいけないというふうに私も思っていますので、そこら辺の取組方を注視しながら、対応してまいりたいというふうに考えています。

○15番（小園義行議員） 生活保護というのは、先ほども言いましたように平等でないといけないということと、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する生存権、憲法第25条から始まって生活保護法がありますので、そういう本当に一番基準のところを引き下げたわけですから、それが違法だと裁判所が認定した以上、今、市長がおっしゃったような、そういう立場でしっかりと国と向き合ってほしいと思います。そのことで今、市長の答弁がありましたので、この件については、終わります。

次の水道事業についてということでお願いをいたします。これまで、市民の皆さんからの漏水等の問合せに対して、市民に任せるのではなくて、職員がしっかりと対応するようにお願いをしてきました。その後の対応をどのように検討されたのか、お願いします。一つは、問合せ等に対

する水道課の対応の在り方、そして12月議会でこの問題もちょっと質問させていただいて、市長から答弁をいただいています。そういうことについて、どういうことだったのか、ちょっとお願いします。

○市長（下平晴行君） 市民の方々からの漏水等の問合せに対するその後の対応につきましては、平日、休日を問わず、まず職員が出向いて現地を確認し、市で対応するもの、個人で対応していただくものの判断を行い、市で対応するものは、その場で修繕業者に修繕を依頼し、個人で対応していただく場合は、最寄りの修繕業者を紹介するといった対応を行っているところであります。また、電話連絡を受けた際に、明らかに建物内での漏水であることが確認された場合は、個人で修繕していただくことを丁寧に説明し、理解をいただいているところであります。

○15番（小園義行議員） その答弁は、12月議会のときと全く同じですよ。「その後、どう検討されたのですか」というふうに、私が今質問したところでした。もう1回、言いますね。漏水しているとかあると、メーターまでは自分たちでやるのか、メーターから内側が自分たちとかよく分からないから、その職員の人が現場に出向いて判断して、修理をする。その際に個人でできるというのは難しいから、しっかりと役所の職員のほうで対応してほしいというのが、私が12月議会で質問し、市長も検討するというようなことでしたので、そういう検討は、どうされたんですかというのをお聞きしています。もし、あれだったら、担当の課長でも結構です。

○水道課長（福元義仁君） 12月の議会の後に、水道課のほうで職員がどのような対応を行っているかということを確認したところでございます。まず電話が来ますので、電話対応でそのときの状況に合った職員による対応をマニュアル化して、それをフローチャート化して職員で実施しているところです。まずは、明らかに建物の中でないこと、敷地内ということが分かった場合は、職員が出向いて現地の状況を確認して、「これは、市のほうですね」、「これは、個人ですね」ということで、市のほうであれば、もうその場で修繕をお願いするんですけども、個人の場合は、「修繕業者さんは御存じですか」という声かけをして、「分かります」ということであれば、もう個人でお願いしますということになるんです。「ちょっと分からない」ということであれば、こちらから幾つかの業者を紹介して、4月以降は、それにプラスして、こちらから業者さんに「今、対応可能ですか」ということを確認してから紹介するというようなことまで、徹底しているところです。

○15番（小園義行議員） 今の課長の答弁だと、本当に住民に寄り添った対応だなということで理解します。なぜこんなことを言うかということ、市長が施政方針の中で、市政運営の基本方針として、「課題が発生した場合は、できる限り現場へ出向き、市民の皆様の声を真摯に受け止め、対応することができるよう現場主義の徹底を図ってまいります」というふうに述べておられます。私もこの立場から考えると、問題が発生した場合には、住民に任せるのではなくて、職員がしっかりやるというふうに思って、今の課長の答弁でそういう方向に今後変わるということで理解しました。これ、「真摯に受け止め」ですよ、この「真摯」というのは、真面目に一生懸命やるという意味ですからね。そういった立場で、今の課長の答弁で、市長もそうだということですので、

よく分かりました。ぜひ、そういう立場で今後、やってください。修繕当番制の対応と技術職員の配置、あと二つほどお願いしているのですが、ここについては、その後、どんな議論がされたんですか。

○水道課長（福元義仁君） 休日の対応につきましては、土曜日、日曜日の当番を職員で決めています、直接連絡が市の職員に来るようになっていきますので、同じような形で現地に出向くということでございます。平日の時間外につきましては、私が最初になっていきますけれども、そこから順番に電話連絡のつく職員のところまで連絡が行くように順番を決めています、そのような形で対応をするようにいたしております。

○15番（小園義行議員） この修繕当番制の関係については、土日に職員を割り振っているということですけど、その場合でも、即対応するために技術職員の配置、もしそういったものができなければ、技術を持っておられる人の技術者バンクみたいなのをして、その人に走ってもらうという、そういうこともできないかということも少し提案をしているわけです。その土日2日間、誰も動かないで、その技術屋さんがないという状況では困るわけで、そこについては、技術者バンクみたいなのをした上で、しっかりと土日でも対応ができるといった体制をつくるべきだというふうに思うんです。そのためには、もちろんその派遣してもらう技術屋さんですね、そういった単価も含めて議論しないといけないのですが、そこらについては、少し議論があったんですか。

○水道課長（福元義仁君） 議論は、行ったところですけども、職員で技術的な修繕対応というところまでは、なかなか厳しいのが現状でございます。ですので、もちろんその土日などの対応につきましても、市内の水道事業者にも当番を求めています。我々が出向いた後に現地に来ていただいて、その場で対応できるものであれば、修理をしていただく。改めて後日でないと、機械を持ってこないといけないとか、そういう場合は、また月曜日以降の対応ということで御理解をいただいているような対応をしています。水道課のほうでその技術職員を採用してというのは、ほかの市の状況もちょっと確認したんですけども、「募集をかけても、なかなかそういった職員の応募がない」というような声も聞いていますので、近隣市町ともその辺を協議しながら、今後、対応を考えていかないといけないのかなというふうには思っています。

○15番（小園義行議員） 正式の職員じゃなくても、技術を持って仕事に就いていない人というのは、市内にも結構おられると思うんですよね。現在もそういうふうになっていますよね。だから、そういった技術者バンクみたいなをつくって、土日は、その人に行ってもらおうと。職員が担当を割り振っているんでしょう。その人が行ったら、自分でできないけど、その技術バンクに登録している人をお願いしたら、できるわけで、その人に対して土日の修理当番として仕事があるかなだろうが、そこに待機してもらおうと。そのための単価もしっかり含めていつでも対応ができるようにやると。水は、待ったなしですので、そういったこともぜひ検討していただきたい。あわせて、水道課にそういう職員を確保できれば、一番いいわけですけど、隣の東串良町のことを少し話しました。そういったもので対応しているという例もありますので、その当番制の関係を今後、検討していただだけませんか。市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） このことについては、先ほど課長もお話ししましたが、内部でも十分詰めています。しかし、そういう技術者がいないというようなことも含めて、どういう形でそういう組織と申しますか、チームができるのか。おっしゃるように、土日を含めて、市民の皆さんの期待に対応できるような組織づくりができればということでは、内部では十分協議をしているところでもあります。

○15番（小園義行議員） 二つ目に、志布志市内に民間が宅地を開発して分譲を行っている地域があるわけですが、こうした地域にも安全で安定した水の供給をするということは、水道事業にとって当然のことだと考えます。現状がどういう状況になっているか、お示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 民間の事業者による宅地開発が行われている分譲地につきましては、市内にもこれまで多数確認されているところではありますが、そういった開発が行われる際は、水道課とも協議を行っていただくようにしています。現状について説明を行い、その地域での水圧等への影響を御理解いただいた上で、工事を行っていただいているところでもあります。ただし、市内において所定の水圧確保が困難な地域もあることから、利用者からの要望等があった際は、現状把握に努め、最善の対応について検討を行っているところでもあります。水は、生活に欠かせないものであることから、自分事として捉え、今後も市民に寄り添う対応を行っていきたいというふうに考えているところでもあります。

○15番（小園義行議員） 今、市長のほうから答弁がありました。このことについても、市長が市政方針の中で、「安全で安定した水が確保されるまちにつきましては、水道施設の耐震化及び老朽管の計画的な更新や管理作業により施設の長寿命化に努め、良質で安全・安心な水を供給するとともに、給水人口の減少を踏まえ、経費削減等により適正な事業運営に努めてまいります」と、安全で安定した水が確保されるということで、現状、市長のほうから少し前向きな答弁があったんですが、私は、この間いろんな相談を受けてきました。旧志布志町時代から大原地区は大迫水源を元にしていましたので、東部のほうは、フラットな状態ですから、水圧がなかなか低かったんですね。だから増圧をしたりして、それを解消して今に至っている。そして、今、森山の水源に切り替えて自然流下でやっているんですけど、水道の関係で一般質問をするというような状況が12月議会でもありましたので、今回、相談がありまして、その相談を受けた方のところに私も直接行きました。私、素人ですけど、これまでその水道の相談を受けたときに、水源の所から来て、送水管があって、引込管になりますね。それがフラットの所から高い所に住宅地が開発されたりすると、非常に問題ですよ。そこで、私は、その相談の所に行っているいろいろ聞いて、私も素人ながら「水圧が足りないなあ」というのを感じました。そして、いろいろ相談を受ける中で、本当にこの相談者は、長いこと御苦勞をされているんだなというふうに思いました。一つは、水道事業とすると、水を安定的に供給するとうたっていますね。そして、それによってそれが安定的に供給できない状態になっているのであれば、メーターを通して水を出すわけですので、お金を頂いていますね。それで、それがそのとおりにになってないよというときは、さっきの施政方針のように、現場に出向いて、ちゃんと受け止めて真摯にその声を聞いて、安定的に水が供給

できるという、そういった状況でないと、これは、本当に水道法上、問題ですよ。今、この固有名詞を出すわけにはいきませんが、その人は、もう本当に経緯としたら、すごく長いこと御苦労されて、自分でもいろいろやっておられました。大原地区の東から上って西ですね、大原台地のその相談を受けた所は、反対の西側のほうですけど、そこについて送水管から高い所に分譲が開始されているんですね。そこで、風呂の水をためるのに1時間半ですよ。そういった状況をしたときに、水道課としては、いろいろ努力されたと思うんですけど、その地域のところを把握されてるかどうか分かりません。水道施設の技術的基準を定める省令で言ったときに、小園義行のうちの水をひねったとき、その水圧は、最低何メガパスカルなけばいけなかと示しますが、0.15から0.74と私も少し勉強しました。その地域がどうだったんだというか、そういうものも少し当局が把握されているのであれば、水道施設の技術的基準を定める省令が決めているその基準に満たっている水圧なのかどうかというのは、把握されていますか。

○水道課長（福元義仁君） 現在、市内で1件、そういった御要望が上がっておりまして、おそらく同じ所だと思うんですけども、現況を把握するべきだということで、その分譲地の入り口の所で水圧を測定して、現況を把握したところでございます。

○15番（小園義行議員） 幾らでしたか。

○水道課長（福元義仁君） 本来、下限値が0.15メガパスカルないといけないところなんですけれども、若干それを下回っていたというところでございます。平均すると、0.11から0.12ぐらいというところございました。

○15番（小園義行議員） そういう状況であれば、水は、出ないですよ。そして、温水器、エコキュート、こういったものも一定のその水圧でスイッチが入るようになっていきますので、それがないということは、水を提供していつもしっかりとお金だけ取っているということです。そこらは、さっき市長が施政方針で述べられている「現地に出向き、真摯に住民の皆さんの声を聞く」というのがされていれば、こんな御苦労はされていなかったと思うんですよ。その方は、平成23年から始まって、ずっと努力をしておられます。今、水道施設の技術的基準を定める省令というのがありますね。これの第7条第8号で、「配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最小動水圧が150キロパスカルを下らないこと」、こういうのがありますね。第7条第10号も、今度は減圧するということをうたっていますね。一番最後に、第15号で「前各号に掲げるもののほか、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な設備を有すること」、これを志布志市水道事業がちゃんとしなきゃいけないと省令がうたっているわけです。届いていないわけですから、これに反していますよね。市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） このことについては、私も先ほど言いましたように、自分事として対応するようにという指示をしています。おっしゃったように、水圧が低いと、当然出ないわけがあります。そのためには、その水圧が高まる水道管の取付けの問題等も出てきていますので、これは、森山水源のほうから引けば、それが上がるんじゃないかなということも含めて、内部ではそういう検討をして早急に対応してまいりたいと考えています。

○15番（小園義行議員） 今、市長のほうから「しっかりと対応する」ということでありますが、この法令遵守であるというのを一番最初に申しましたね。私たちは、法律に反したことをしちゃいけないわけで、省令できちんとこれを求めている。これに基づいて施設を有して、住民に水を使っていただいて水道料をいただいていると。そういうものにするためのきちんと担保したものがないといかんということで、市長、これは、早急に改善がされるというふうに理解していいですか。

○市長（下平晴行君） 早急に対応してまいります。

○15番（小園義行議員） 省令に基づいていろいろしっかりとやると、もちろん全ての方にそういうのが対等でないといけないですよ。そこで、それぞれ考え方があってしょうけど、この平成23年からのやり取りを私も頂きました。その中で、水道課の指導において、メーターから宅地の中のその水道管を変えたり、メーターを変えたりしたら、上がるかもしれませんねということで、ずっといろんなことを対策されている。でも、結果、現在でもそういうふうに風呂をためるときに1時間半ぐらいかかる。これは、本当に自分のこととして考えてください。冬とか、そういうときに、1時間半も待てませんよ。入ったとしても、温かいお湯がなかなか出てこないわけですから。ぜひですね、今、市長が答弁されたように、そういったものは、本当に自分事としてしっかりやってください。この間、その方が水道課の指導で「ここを張り替えたら、どうですか」という、いろんなものをされている。その経費が約20万円を超えるものになっています。これは、本来だと、損害賠償ものですよ。市が利用料を頂いた上で供給している。それがそのとおりになっていない中で、こうしたら水量が増えるかもしれないと、何回もこれをそのとおりにされています。そういったものに対してどうするかというのは、それぞれですけど、私自身は、水が出ないというのは分かっているわけですから、水道課が最初にその水圧をちゃんと調べていたら、こういうことにならなかったはずなんです。そこについては、少し市のほうとしても考えて、何かの対応をすべきだったんじゃないかと思うんです。そういう水道課の指導の下で変えられているんですよ。そして、工事費は、自分で払っておられるわけです。それが約20万円を超えています。法律に基づいて仕事をしていく、そして市長の施政方針でもありますように、現場に出向いて真摯にその住民の声を聞く、そして安定的に水を供給するのを前提としていたら、こんなふうになっていなかったはずなんです。今後ですね、移住・定住を志布志市は、一生懸命やっていますが、「ちょっしもたこら、こけ家を造ったばっかい水が出らんない」と、こんなことをしたら誰も来られませんよ。そういった市長が掲げている政策にも反するようなことです。先ほど「早急に対応する」ということでしたので、住民の方の責任は、メーターから自分の宅地の側で、それまでに問題があるなら、それは、いろんな問題があったとしても、市のほうでしっかりと対応すべきだと思うんです。そこについては、私が言いましたその約20万円を超えるそういったものに対しての補償の問題とか、そこも併せて答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 自分事としてしっかり対応していくというのは、基本的な考え方であり、ます。その20万円については、今後、どういう形で対応していくのか、これはまだ今日答えるこ

とはできません。しかしながら、市民が安全で安心して暮らせる、これは、もう基本的な我々行政が対応することでありますので、そのことを基本にしっかりと今後も対応してまいりたいと考えています。

○15番（小園義行議員） 水道課長のほうも水圧が足りないというのはお認めですので、もし、増圧ポンプなり、そういうのをつけるということをしたときに、本来、これは、市の責任でやらないといけないですよ。私なんかは、素人ですので、分からないんですけど、めどとしたら、どれぐらいでできるものですか。水道課長でいいですか。

○水道課長（福元義仁君） 申し訳ありません。それは、期間でございますか。

〔何言か呼ぶ者あり〕

○水道課長（福元義仁君） もう既に現地を調査いたしまして、工事を発注する設計書を作成し、今、入札・契約手続運営委員会に持ち回りでかけるところでございます。工事自体は、夏ぐらいにスタートしまして、業者さんになるべく早く完成していただくようお願いをしていくつもりでございます。

○15番（小園義行議員） 今、夏とおっしゃいましたね。できるだけ早い機会にして、市長、毎日ゆっくりお風呂に入りたいでしょう。公務で忙しいから、帰ったときに、冷たいお風呂じゃ嫌ですよ。今、課長のほうで夏頃とおっしゃったんですけど、できるだけ早めに動いていただいて、その住宅地におられるのは、1軒だけじゃないですので、よそから移住されて来た人もおられるんですよ。そういう人たちから見たら、「志布志のまちは、とんでもないまちだね」というふうに思われても仕方ないですよ。市長が政策として掲げている移住・定住の促進、そういったことに寄与すると思いますので、ぜひ早急に対応していただくということで、もう1回、市長、しっかりお願いします。

○市長（下平晴行君） 課長のほうで早急にということではありますが、夏とかじゃなくて、事業者と早急に契約をして対応するようにしてまいりたいと考えています。

○水道課長（福元義仁君） 申し訳ありません、曖昧な期間を申し上げました。工事につきましては、もう発注する段取りでありまして、8月の月上旬に契約をして、工期を100日ほど取りますので、その期間の中で完成するという意味で、はっきりといつということをお答えしなかったところでございます。

○15番（小園義行議員） 市長、課長から答弁があったように、水は、もう一瞬たりとも止めることはできません。しかも、正直言って水がないと、何もできませんよね。我がまちは、市長がこの施政方針で述べられているように、安心して暮らせるまち、そのためには水が必要です。このことについては、早急に対応するということですので、あと、管径も検討させてくれということですから、そこについては、それぞれやっていただければと思います。

今回、国との関係やそういうことで言いました。私たちは、法に基づいて動く、そういうもので法令遵守が基本ですので、ぜひですね、いい政策が出されて安心して住民がここで暮らせる、そういったまちにするように、市長をはじめとして一緒に取り組んでいきたいなというふうに思

います。これからもよろしくお願いをしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（小野広嗣議員） 以上で、小園義行議員の一般質問を終わります。

—————○—————

日程第2 議案第51号 令和8年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

○議長（小野広嗣議員） 日程第2、議案第51号、令和8年度志布志市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第51号、令和8年度志布志市一般会計補正予算（第3号）につきまして、説明申し上げます。

本案は、令和8年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、工業団地整備事業特別会計繰出金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○財務課長（坂元正知君） 議案第51号、令和8年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に6億8,882万2,000円を追加し、予算の総額を321億4,510万4,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の5ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として6億8,882万2,000円増額しています。

次に、歳出予算でございます。

予算書は6ページ、付議案件説明資料は1ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、工業団地整備事業特別会計繰出金として6億8,882万2,000円増額しています。

以上が補正予算（第3号）の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第51号は、予算常任委員会に付託します。

—————○—————

日程第3 議案第52号 令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小野広嗣議員） 日程第3、議案第52号、令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会

計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第52号、令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、説明申し上げます。

本案は、令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算について、臨海工業団地5工区用地買戻しに要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○みなと振興課長（木村勝志君） 議案第52号につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億8,882万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11億4,709万4,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明申し上げます。

予算書は5ページ、付議案件説明資料は2ページをお開きください。

歳入の一般会計繰入金は、6億8,882万2,000円増額するものでございます。

予算書の6ページをお開きください。

歳出の事業費の工業団地整備事業費は、臨海工業団地5工区の用地買戻しに要する用地取得費として6億8,882万2,000円計上するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第52号は、総務常任委員会に付託します。

—————○—————

○議長（小野広嗣議員） 以上で、本日の日程は、終了しました。

お諮りします。委員会審査のため、明日から6月25日まで9日間休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、明日から6月25日まで9日間を休会することに決定しました。

6月26日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、議案の委員長報告、表決等です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後3時21分 散会

令和 8 年第 2 回志布志市議会定例会会議録（第 4 号）

期 日：令和 8 年 6 月 17 日（水曜日）午前 10 時 40 分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第 1 事件の訂正について

出席議員氏名（14名）

1 番 川 崎 桃 子
3 番 永 田 梓
5 番 稲 付 洋 平
7 番 野 村 広 志
9 番 小 辻 一 海
1 1 番 平 野 栄 作
1 4 番 東 宏 二

2 番 年 見 明 浩
4 番 栢 山 晋 司
6 番 青 山 浩 二
8 番 八 代 誠
1 0 番 持 留 忠 義
1 3 番 小 野 広 嗣
1 5 番 小 園 義 行

欠席議員指名（2名）

1 2 番 鶴 迫 京 子

1 6 番 福 重 彰 史

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行
財 務 課 長 坂 元 正 知

副 市 長 鮎 川 勝 彦
みなと振興課長 木 村 勝 志

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教
サブリーダー 前 田 範 雄

グループリーダー 下 木 幹 一
サブリーダー 上 野 健太郎

午前10時40分 開議

○議長（小野広嗣議員） 本日6月17日は、休会の日でありますけれども、議事の都合により、特に会議を開きます。

—————○—————

日程第1 事件の訂正について

○議長（小野広嗣議員） 日程第1、事件の訂正についてを議題とします。

事件の訂正の理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 事件の訂正理由につきまして、説明申し上げます。

昨日、御提案申し上げました議案第52号、令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、歳入に契約における違約金及び一般会計繰入金、歳出に買戻しに要する用地取得費を計上するべきところを、違約金と用地取得費の一部を相殺し、歳入に一般会計繰入金、歳出に用地取得費の差額のみ計上しておりました。そのため、地方自治法第210条に規定する総計予算主義の原則に鑑み、歳入歳出予算の補正額及び総額を訂正する必要があることから、議案の訂正をお願いするものであります。

議会の皆様に御迷惑をおかけしますことを深くおわび申し上げ、今後、事務の取扱いに細心の注意を払ってまいります。

なお、訂正の詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、許可くださいますようによりしくお願い申し上げます。

○みなと振興課長（木村勝志君） 訂正の内容につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の訂正では、歳入予算に違約金を新たに追加し、歳出予算の補正額を土地の買戻しに係る全額に訂正しているものでございます。

配布しております令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算書（第2号）正誤表1ページ及び2ページを御覧ください。

歳入歳出の補正額を6億8,882万2,000円から8億6,102万7,000円に、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億1,929万9,000円に訂正しております。

正誤表の3ページを御覧ください。

予算書の6ページに歳入の諸収入の雑入の違約金及び延納利息の行を加え、違約金として1億7,220万5,000円を計上しております。

正誤表の4ページを御覧ください。

予算書の7ページの歳出の事業費の工業団地整備事業費の用地取得費の補正額を6億8,882万2,000円から8億6,102万7,000円に、補正額の財源内訳のその他を0円から1億7,220万5,000円に訂正するものでございます。

以上で、訂正の内容の補足説明を終わります。

事件の訂正につきまして、許可くださいますようよろしくお願い申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（小野広嗣議員） お諮りします。ただいま議題となっています事件の訂正については、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、事件の訂正については、これを許可することに決定しました。

—————○—————

○議長（小野広嗣議員） 以上で、本日の日程は、終了しました。

6月26日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、議案の委員長報告、表決等であります。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前10時45分 散会

令和 8 年第 2 回志布志市議会定例会会議録（第 5 号）

期 日：令和 8 年 6 月 26 日（金曜日）午前 10 時 00 分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第 1 議案第 37 号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 39 号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 40 号 権利の放棄について
- 日程第 4 議案第 45 号 令和 8 年度志布志市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 議案第 51 号 令和 8 年度志布志市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 6 議案第 52 号 令和 8 年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 陳情第 1 号 市道馬庭線の舗装整備を求める陳情書
- 日程第 8 議員派遣の決定
- 日程第 9 閉会中の継続調査申出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（15名）

1 番 川 崎 桃 子
 3 番 永 田 梓
 5 番 稲 付 洋 平
 8 番 八 代 誠
 10 番 持 留 忠 義
 12 番 鶴 迫 京 子
 14 番 東 宏 二
 16 番 福 重 彰 史

2 番 年 見 明 浩
 4 番 栢 山 晋 司
 6 番 青 山 浩 二
 9 番 小 辻 一 海
 11 番 平 野 栄 作
 13 番 小 野 広 嗣
 15 番 小 園 義 行

欠席議員指名（1名）

7 番 野 村 広 志

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行
 教 育 長 福 田 裕 生
 財 務 課 長 坂 元 正 知
 コミュニティ推進課長 五 代 千加子
 シティセールス課長 救仁郷 義 徳
 市民環境課長 村 山 睦
 健康長寿課長 西 洋 一
 農政畜産課長 萩 迫 和 彦
 建 設 課 長 得 丸 八 郎
 有明支所長兼
 地域振興課長 川 崎 喜代人
 会 計 管 理 者
 兼 会 計 課 長 濱 田 茂
 教育総務課長 児 玉 雅 史
 生涯学習課長 河 野 尚 仁

副 市 長 鮎 川 勝 彦
 総 務 課 長 富 岡 裕
 総合政策課長 川 上 桂一郎
 みなと振興課長 木 村 勝 志
 税 務 課 長 宮 内 真 吾
 福 祉 課 長 山 口 善 央
 こども子育て課長 下 出 克 也
 耕地林務課長 原 栄 次
 松山支所長兼
 総務市民課長 大 迫 秀 治
 水 道 課 長 福 元 義 仁
 農業委員会事務局長 高 野 利 彦
 学校教育課長 神 田 圭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教
 サブリーダー 前 田 範 雄

グループリーダー 下 木 幹 一
 サブリーダー 上 野 健太郎

午前10時00分 開議

○議長（小野広嗣議員） これから、本日の会議を開きます。

○

日程第1 議案第37号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第1、議案第37号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（永田 梓議員） ただいま議題となりました議案第37号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月17日、委員5人出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料により条例の改正内容についての補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、固定資産税の免税点の見直しについて、税収への影響金額は、家屋が約180万円の減少、償却資産が約150万円の減少を見込んでいるとのことだが、対象となる件数は、どのくらいかとただしたところ、対象となる件数について、家屋が510件、償却資産が65件であり、これは、対象となる家屋のみまたは償却資産のみを所有している方の数であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第37号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第37号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—○—

日程第2 議案第39号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第2、議案第39号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（八代 誠議員） ただいま議題となりました議案第39号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月17日、委員4人出席の下、執行部から農業委員会事務局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容についての補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の報酬の引上げ額の積算根拠は何かとただしたところ、農業委員の報酬については、本市の各種審議会委員の日額報酬が5,350円であること、及び農地の最適化に資する活動の最低目標を各委員につき1か月当たり10日と設定していることから、月額5万3,500円を基礎額とし、昨今の社会経済情勢、市財政状況等を考慮するとともに、県内19市の報酬額を参考にした上で、10%増額の5万600円とし、併せて農業委員会職務代理者も10%増額の月額5万3,700円とするものである。

また、農地利用最適化推進委員の報酬額については、現在、国の算定基準に基づき、3万円としているが、農業委員会委員と比較して、定期総会での議決権の有無、現地調査の範囲、出会回数等に差がある程度であることから、20%増額の月額3万6,000円とするものであるとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第39号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。

お諮りします。議案第39号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長

の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第40号 権利の放棄について

○議長（小野広嗣議員） 日程第3、議案第40号、権利の放棄についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（八代 誠議員） ただいま議題となりました議案第40号、権利の放棄について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月17日、委員4人出席の下、執行部からシティセールス課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、当該債務者が制度資金の借換えを行ったことを市が把握したのが1年8か月後であるが、把握が遅れた理由は何か。また、その後の調査期間が長くなった理由は何かとただしたところ、毎年11月1日に金融機関に対し、融資状況の定期照会を行っているところである。令和5年度に照会した際は、金融機関からの回答に当該債務者の情報が記載されていなかったが、令和6年度の照会で借換えが確認されたため、このように時間を要したところである。

また、その後、借入状況の確認通知書を送付し、随時に訪問や電話で連絡を図ったところであるが、債務者と連絡が取れない状況が続いたことから、調査期間が長くなったものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第40号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

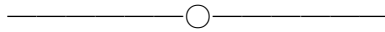
これから採決します。

お諮りします。議案第40号に対する所管委員長の報告は、可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第45号 令和8年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（小野広嗣議員） 日程第4、議案第45号、令和8年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、予算常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算常任委員長（小辻一海議員） ただいま議題となりました議案第45号、令和8年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について、予算常任委員会における審査経過の概要と結果について報告します。

当委員会は、6月17日、審査に資するため、ダグリ岬海水浴場及び安楽山宮神社の現地調査を実施しました。また、同月18日に、執行部から関係課長、局長ほか担当職員の出席を求め、予算書及び説明資料による補足説明を受け、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

初めに、財務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、志布志庁舎職員駐車場整備工事について、整備場所が雑木林からゲートボール場に変更になったことに伴い、工事請負費が約200万円の増額となっている。雑木林を整備するほうが費用がかかると思うが、増額となった理由は何かとただしたところ、当初予定していた場所は、整地後に砂利を敷くことを計画していたが、ゲートボール場は、両側がアスファルト舗装の駐車場であることから、一体性を考慮してアスファルト舗装とすることとしたため、増額となったものであるとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、地域スポーツ・文化活動推進事業において、支援を行う地域スポーツ活動団体及び地域文化活動団体は、幾つあるか。また、地域クラブ支援補助金の補助割合及び補助対象経費に指導者謝金が含まれているのか否かについてただしたところ、本年4月に地域クラブとして認定されているスポーツ活動団体が3団体ある。その他に文化活動団体5団体を含めた8団体の支援を想定している。補助割合は、国、県及び市で3分の1ずつであり、指導者謝金といったものにも柔軟に使用できる内容となっているとの答弁でありました。

次に、シティセールス課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、観光施設管理事業におけるダグリ岬海水浴場更衣室等解体工事について、今年も8月頃にダグリサマーフェスが開催されると思うが、解体工事の時期との兼ね合いは、どうなっているかとただしたところ、更衣室及びトイレの解体工事は、海水浴シーズン終了後に開始する予定であるとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、環境保全促進事業における資源ごみ分別報奨金支給事業について、報奨金を増額計上しているが、その詳細についてただしたところ、令和7年度は、資源ごみ分別報奨金として、382自治会に対し、3,000円の均等割と1世帯当たり625円の世帯割を交付している。

また、近年の資源ごみ売払金が約2,000万円である。これらのことから、資源ごみ売払金の半分の1,000万円を環境保全促進事業の財源として還元できないかということで、調整したものであるとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、福祉車両購入費助成事業について、対象者の要件が三つあるが、これら全てを満たす必要があるのか。また、車椅子を載せる設備の設置費用は、普通自動車と軽自動車ではほぼ同額と思うが、普通自動車と軽自動車で助成額に差がある理由は何かとただしたところ、三つの要件のうち、いずれかを満たす方が対象である。また、自動車販売会社、車両修理工場等に確認したところ、車両に車椅子を載せる設備を後づけするよりも福祉車両を購入したほうが安全面で確かなものがあるということであったことから、普通自動車と軽自動車では車両価格に差があるため、助成額に差をつけたものであるとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、指定管理施設実態調査事業について、「施設の活用方法を検討するために、外部専門家による実態調査を実施する」とあるが、どのようなことを調査するのかとただしたところ、45の指定管理施設を対象に、人口減少、物価高等、社会情勢が大きく変化する中で、より効果的で持続可能な指定管理について、経営の在り方を基本とした調査を行うものであるとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、稼ぐ農力支援事業について、トラクターも対象となるのか。また、この事業は、次年度以降も継続していく予定かとただしたところ、この事業の制度設計をするに当たり、新規就農者に対する国、県の補助等は、多くあるが、既存農家に対する支援が不足しているという意見を多くいただいたところである。トラクターは、汎用性が高いため、国、県の補助の対象になかなかならないが、露地野菜といったものの既存農家にも支援をしていきたいということで、トラクターもこの事業の対象としている。また、農家戸数が減少する中において、認定農業者の支援をし、産地の維持をしていくことを考えており、次年度以降もこの事業を継続していきたいとの答弁でありました。

次に、健康長寿課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、ドナー環境整備事業の詳細についてただしたところ、この事業については、ドナー助成制度を実施している市町村に対し、県が2分の1を補助するものである。助成内容は、骨髄等を提供したドナーに対し、骨髄等の提供に要した通院または入院等に要した日数1日当たり2万円を助成するものである。また、ドナーを雇用する事業所に対し、ドナーが骨

髓等の提供に要した日数1日当たり1万円を助成するものである。ただし、それぞれの助成の上限日数は、7日となっているとの答弁でありました。

次に、こども子育て課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、小・中学校入学支援金支給事業について、児童生徒1人当たり3万円支給とあるが、その積算根拠は何かとただしたところ、新入学に係る学用品購入費用が、小学校で9万1,600円、中学校で10万1,000円というデータに基づき、その額の3分の1相当額を支援すると設定した場合、適度な金額であると判断できることから、一律3万円を給付することとしたとの答弁でありました。

次に、総合政策課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、市内高等学校魅力化支援事業について、地域みらい留学負担金及び生徒等のイベント出会旅費の詳細をただしたところ、地域みらい留学負担金については、東京都及び大阪府の2か所でマッチングイベントが予定されており、そのイベントの主催者への負担金として160万円を計上している。生徒等のイベント出会旅費については、マッチングイベントに参加する志布志高等学校の男女の生徒1人ずつと教諭1人、同行する市職員1人分を計上しており、生徒及び教諭分の費用弁償が38万1,000円、市職員分の普通旅費が12万7,000円であるとの答弁でありました。

次に、耕地林務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、森林経営管理事業について、森林所有者の意向調査は、具体的にどのようなものかとただしたところ、意向調査は、森林所有者に対して、森林の管理を市に委託したいか否かの意向を確認するものであり、管理を市に委託したいという場合、関係団体と現場を見て、集積計画を作成しても問題ないということであれば、その集積計画を作成し、当該森林を市が管理することとなるとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、学びの多様化学校の設置促進事業について、この研修には悠志学園の教員全員が行くのか。また、研修先の選定理由は何かとただしたところ、研修人数は、指導主事も合わせて10人を予定している。研修先は、令和5年度に開校している全国3例目の小中一貫の不登校特例校であり、子供たちに合わせたカリキュラムを作成して教育を営んでいるところに知見を得たいと考えている。また、成功例だけでなく失敗例も蓄積していると思うので、生の声を聞くことで悠志学園の職員の資質向上につながるのではないかと考え、選定したところであるとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、道路維持管理事業について、舗装個別施設計画更新業務委託では全ての市道の計画を更新するのか。また、計画を更新することで、何がどのように変わっていくのかとただしたところ、今回は、42路線、約110キロメートルの見直しとなっており、都城志布志道路の高架下及び側道、市道となった有明北インターチェンジから有明東インターチェンジまで

の旧県道の区間などである。前回は、20メートル間隔でレーザーカメラを使って調査し、数値をもって分類して修繕を行ってきたが、今回は、100メートル間隔で調査し、修繕ではなく工事として行うことで、市道の長寿命化を図るものであるとの答弁でありました。

次に、コミュニティ推進課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、若者女性働き方改革推進事業について、「地域事業所の枠を超えたネットワークづくりを目的とし、若手職員を対象とした地域同期会を開催する」とあるが、地域同期会とは、具体的にどういったものかとただしたところ、地域同期会は、市内事業所のおおむね採用後3年以内の方を対象にし、女性活躍アドバイザーを講師に招いて、現場に生かすチームビルディングやグループワークを実施するものである。チームで働くためのコミュニケーション講座やグループワークを通し、事業所の枠を超えて友達づくりをすることで、より本市に定着していただけるのではないかと考えているとの答弁でありました。

最後に、みなと振興課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、漁協施設整備事業について、補助事業の内容が志布志漁協施設のトイレ改修とあるが、トイレ施設全体の改修となるのかとただしたところ、和風便器から洋風便器への取替え、小便器及び室内電灯の取替え、内装工事、床の張り替え工事等が計画されており、全体的な改修となるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第45号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第45号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第51号 令和8年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

○議長（小野広嗣議員） 日程第5、議案第51号、令和8年度志布志市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、予算常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算常任委員長（小辻一海議員） ただいま議題となりました議案第51号、令和8年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について、予算常任委員会における審査経過の概要と結果について報告します。

当委員会は、6月18日、委員14人出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、予算書及び説明資料による補足説明を受け、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

初めに、財務課分については、質疑はなく、質疑を終結しました。

最後に、みなと振興課分については、質疑はなく、質疑を終結しました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第51号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

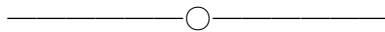
以上で、報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第51号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。
したがって、議案第51号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第6 議案第52号 令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小野広嗣議員） 日程第6、議案第52号、令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（永田 梓議員） ただいま議題となりました議案第52号、令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月17日、委員5人出席の下、執行部からみなと振興課長ほか担当職員の出席を

求め、審査を行いました。

執行部から予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、臨海工業団地5工区の用地を買い戻した後の売却についてただしたところ、臨海工業団地5工区は、面積が広く、また、工区が二つに分かれているので、一括で売却するのか、分割して売却するのか判断が難しく、具体的なことは、まだ決まっていないが、早期の売却を目指したい。また、ここを有効活用できる企業の誘致に向け、慎重に進めていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第52号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

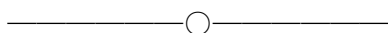
以上で、報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第52号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。
したがって、議案第52号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 陳情第1号 市道馬庭線の舗装整備を求める陳情書

○議長（小野広嗣議員） 日程第7、陳情第1号、市道馬庭線の舗装整備を求める陳情書を議題とします。

本陳情は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（八代 誠議員） ただいま議題となりました陳情第1号、市道馬庭線の舗装整備を求める陳情書について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月17日、委員4人出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部から参考意見として、市道八野・馬庭線については、これまでも軽微な修繕等を行ってきたところだが、路面の状態が悪い箇所があるため、詳細な陳情箇所を陳情者と再度現地で確認

し、予算の範囲内で対応できればと考えているとの説明がありました。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

主な質疑といたしまして、飼料運搬車の通行が多いと思うが、その主な通行ルートは、市道八野・馬庭線なのか、ほかの道路なのか把握しているかとただしたところ、県道３号から八野地区へ入る際に石橋があり、大型車がそこを通行できないため、当該市道と県道側の２ルートであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、６月２６日、委員４人出席の下、採決に入ったところ、願意については賛同できるものの、全面的な補修は財政的な制約があり、また、同様な状態の市道はほかにも多数あることから、速やかに実効性のある誠実処理義務を求めるのは困難であるため、趣旨採択の採決を求める動議が出され、趣旨採択について最初に諮ることに決し、採決の結果、陳情第１号については、全会一致をもって趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。陳情第１号に対する所管委員長の報告は、趣旨採択です。本陳情を所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小野広嗣議員） 起立多数です。

したがって、陳情第１号は、所管委員長の報告のとおり趣旨採択されました。

—————○—————

日程第８ 議員派遣の決定

○議長（小野広嗣議員） 日程第８、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第１７０条第１項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。

—————○—————

日程第９ 閉会中の継続調査申出について

○議長（小野広嗣議員） 日程第9、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（小野広嗣議員） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和8年第2回志布志市議会定例会を閉会します。

御苦労さまでございました。

午前10時40分 閉会